

令和8年3月25日

茅ヶ崎市文化財保護審議会

下寺尾遺跡群等保存・活用部会

参考資料1-1

I 部 計画策定と遺跡概要

I部 計画策定と遺跡概要

1 計画策定の背景..... 1

- (1) 経緯と経過 1
- (2) 目的 2
- (3) 検討体制と本書の構成..... 3
 - ア 検討体制 3
 - イ 本書の構成..... 3
- (4) 委員会の設置・経緯..... 4
- (5) 関連計画 7
 - ア 茅ヶ崎市総合計画（抜粋） 7
 - イ 茅ヶ崎市教育基本計画 学びあい響きあう ちがさき教育プラン（抜粋） 7
 - ウ ちがさき都市マスタープラン（抜粋） 8
 - エ 茅ヶ崎市景観計画（抜粋） 8
 - オ 茅ヶ崎市みどりの基本計画（抜粋） 8
 - カ 茅ヶ崎市都市計画法..... 8
 - キ 農地法 9
 - ク 茅ヶ崎市景観計画..... 9
 - ケ 茅ヶ崎市屋外広告物条例..... 9
- (6) 計画期間 10

2 茅ヶ崎市の概要..... 11

- (1) 自然的環境 11
 - ア 位置 11
 - イ 地形 11
 - ウ 地質 14
 - エ 気候 14
 - オ 植生 14
- (2) 社会的環境 16
 - ア 人口 16
 - イ 交通・アクセス..... 17
 - ウ 土地利用 18
 - エ 産業 19

オ 観光 20

(3) 歴史的環境 21

- ア 茅ヶ崎市の地形と歴史的環境..... 21
- イ 旧石器時代 21
- ウ 縄文時代 23
- エ 弥生時代 25
- オ 古墳時代 27
- カ 奈良時代 29
- キ 平安時代 33
- ク 中世 34
- ケ 近世 37
- コ 近現代 41
- サ 茅ヶ崎市の文化財..... 42

3 下寺尾遺跡群の概要 44

- (1) 下寺尾遺跡群の構成 44
- (2) 下寺尾遺跡群の位置と立地 50
 - (3) 下寺尾遺跡群の調査研究史..... 54
 - ア 下寺尾西方遺跡の調査..... 54
 - イ 下寺尾官衙遺跡群の調査..... 63
 - ウ 指定後に行われた調査の成果..... 80
 - エ 下寺尾官衙遺跡群周辺に所在する古代の主な遺跡 91
- (4) 遺跡群の概要 92
 - ア 遺跡群の歴史の変遷..... 93
 - イ 史跡下寺尾官衙遺跡群の概要－官衙遺跡.. 94
 - ウ 史跡下寺尾西方遺跡の概要..... 96

1 計画策定の背景

(1) 経緯と経過

下寺尾官衙遺跡群^{しもてらおかんがいせきぐん}は、神奈川県茅ヶ崎市北西部の寒川町との市町境に位置し、相模国高座郡家^{さがみのくにたかくらぐうけ ぐんが}（郡衙）が展開する西方遺跡^{にしからいせき}と郡家周辺寺院と考えられる下寺尾廃寺（通称 七堂伽藍跡）を中心として周辺に展開する遺跡を含めた形で構成されている。

遺跡群の中心の一つである下寺尾廃寺^{しもてらおはいじ}には、昭和 32 年（1957）に建てられた「七堂伽藍跡」碑がある。発起人は地元有志 142 名で、揮毫^{きごう}を当時の神奈川県知事が行っている。建碑に関わった方々の想いは寺院跡の解明と保存を希望するものであり、国史跡の指定に向けた第一歩と位置づけられる。

建碑より 21 年が経過した昭和 53 年（1978）に市史編纂事業にともなう確認調査が行われ、下寺尾廃寺は寺院跡として考古学的な確証を得て現状のまま保存されてきた。茅ヶ崎市教育委員会は、本遺跡の国史跡指定を目指して平成 12 年（2000）から 10 年間に渡って確認調査を重ね、伽藍^{がらん}の主要建物を明らかにしてきた。

一方、西方遺跡に所在する高座郡家は、平成 14 年（2002）に神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校（以下、「北陵高校」という。）の建替工事に伴う調査で発見された。開発を前提に行う調査であったが、発見された内容の重要性から保存を求める声が多方面から上がり、同年神奈川県教育委員会は建替計画を見直す決断を下し、遺跡は現状保存されることとなった。

その後、茅ヶ崎市教育委員会は、資料の蓄積や神奈川県教育委員会との協議を重ね、平成 26 年（2014）に文部科学大臣に対して史跡指定に向けた意見具申を行った。その結果、下寺尾官衙遺跡群は、「官衙遺跡の全体像が把握できるとともに、その成立から廃絶に至るまでの過程が確認できる稀有な遺跡であり、地方官衙の構造や立地を知る上で重要である」との評価により、平成 27 年（2015）3 月 10 日付けで国史跡に指定された。

史跡下寺尾西方遺跡は、国の文化審議会から「弥生時代中期後半の宮ノ台式期に限られて営まれた環濠集落で、集落が拡大された段階では南関東最大級の規模となる。出土遺物には土器のほか石器と鉄器があり、利器が石器から鉄器へ移行していく時期の在り方を示している。南関東における拠点集落の 1 つと位置付けられ、弥生時代中期社会の様相を知る上で重要である」と評価され、平成 31（2019）年 2 月 26 日に国の史跡に指定された。この史跡指定により史跡下寺尾西方遺跡は、先に指定された史跡下寺尾官衙遺跡群と史跡の中心部分が大きく重なることになる。これにより、2 つの史跡は全国的にも稀有な「重なる史跡」となった。

茅ヶ崎市教育委員会では、史跡下寺尾西方遺跡が史跡指定されたことを受け、保存活用計画について検討を進めることにしたが、「重なる史跡」であるがゆえに、史跡下寺尾西方遺跡と平成 29（2017）年 4 月発行の史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画（以下「官衙遺跡群計画」という。）の整合性を図る必要があった。このことから、史跡指定当初より史跡下寺尾西方遺跡と史跡下寺尾



図 1 茅ヶ崎市の位置

官衙遺跡群の2つを対象にした保存活用計画の検討が進められたが、文化庁との協議の結果、単独で史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画を作成する方向で調整を進めることになった。

保存活用計画は、下寺尾遺跡群等保存・活用部会に諮り、指導助言をいただく形で検討を進めた。途中、新型コロナウイルス感染症の影響等により計画策定作業が滞ったが、保存活用の議論が深まるにつれ、計画の内容も徐々に整理されてきた。「重なる史跡」についても、その考え方を附編で示すことで今後の保存活用の指標とすることになったが、同時に現地整備や発掘調査の考え方の課題が浮き彫りになった。また、下寺尾遺跡群等保存・活用部会から、計画策定作業の遅れや整備スケジュールの不透明さも指摘されたことから、教育委員会では改めて保存活用の進め方について再考を行った。

教育委員会は、再度文化庁との協議に臨み、下寺尾遺跡群等保存・活用部会の検討経過を説明し、改めて史跡下寺尾西方遺跡と史跡下寺尾官衙遺跡群の2つを対象にした保存活用計画の必要性について説明を行った。その結果、史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡の2つの史跡を対象とした保存活用計画を策定する方針となった。これまで検討した史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画の内容は、今後の2つの史跡を対象とした保存活用計画に活かすことになった。

上記を踏まえつつ、「重なる史跡」の保存活用の方向性について改めて検討を重ね、「下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画」を策定するものである。

(2) 目的

下寺尾遺跡群保存活用計画は、史跡下寺尾官衙遺跡群および史跡下寺尾西方遺跡という、同一地域に存在する二つの国指定史跡を同時に対象とする保存活用計画として策定するものである。それぞれの史跡が有する本質的価値を将来にわたり確実に保存するとともに、その価値を社会と共有し、適切に活用していくための基本的な方針を示すことを目的とする。

本計画の最大の特徴は、成立時期や性格の異なる二つの史跡が、同一の場所に重なって存在しているという全国的にも極めて稀有な歴史的状況そのものを計画の前提としている点にある。弥生時代の大規模環濠集落である下寺尾西方遺跡と、奈良・平安時代の地方行政拠点である下寺尾官衙遺跡群は、それぞれ単独でも日本の歴史を理解するうえで重要な価値を有するが、両者が重なって存在することによって初めて、土地利用の継続と変容、地域社会の構造変化を立体的に読み取ることが可能となっている。

さらに本計画では、こうした「重なる史跡」の理解をより確かなものとするため、二つの史跡に限定するのではなく、縄文時代から近世に至るまでの遺構・遺物を内包する複合遺跡としての下寺尾遺跡群全体を対象に据える。個別史跡の価値、重なる史跡としての価値、そして遺跡群としての価値を、段階的かつ一体的に整理することにより、特定の時代に偏らない長期的な地域の歴史像を提示することを重視している。

とりわけ、二つの史跡を一体として保存活用するうえで課題となってきた調査および整備の在り方については、理念や方針の整理にとどまらず、将来の史跡の姿を具体的に共有することが不可欠であるとの認識に立ち、本計画では重なる史跡の整備基本構想を明確に位置づけている。こ

れは、保存活用の考え方と整備の方向性を切り離すことなく、調査成果を踏まえながら段階的に史跡空間を形成していくための基盤を示すものである。

本計画は、重なり合う時間を内包する下寺尾遺跡群を、単に過去の遺構として保存する対象にとどめるのではなく、現代社会の中でどのように位置づけ、どのように理解され、どのように次世代へ継承していくのかを明らかにするための指針であり、二つの史跡とそれらを包摂する遺跡群を総合的に捉えた保存活用の基盤として本計画を位置づけるものである。

(3) 検討体制と本書の構成

ア 検討体制

本計画の策定にあたっては、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第7条に基づき、茅ヶ崎市文化財保護審議会の部会として「下寺尾遺跡群等保存・活用部会」を設置し、計画内容について専門的な審議を行った。

同部会は、考古学・歴史学等の学識経験者および地元住民代表により構成され、計画の検討にあたっては、史跡の学術的価値のみならず、地域との関係性や将来の保存活用のあり方についても多角的な視点から議論を行った。事務局は、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課が担当した。

また、計画の策定過程においては、文化庁文化財第二課および神奈川県文化遺産課から指導助言を得ながら、国・県の文化財行政との整合を図りつつ検討を進めた。

イ 本書の構成

本保存活用計画は、史跡下寺尾官衙遺跡群および史跡下寺尾西方遺跡という、同一地域に重なって存在する二つの国指定史跡を対象とする計画であることから、個別史跡の保存活用の整理と、それらを一体として捉えた遺跡群としての保存活用の考え方を、段階的に理解できる構成としている。全体はI部からIV部までの4部構成とし、次のとおり整理している。

I部「計画策定と遺跡概要」では、本計画の前提となる背景や基礎的条件を整理する。第1章では、計画策定に至る経緯と経過を整理したうえで、本計画の目的を明確にし、検討体制および本書の構成を示す。第2章では、茅ヶ崎市の自然的・社会的・歴史的環境について概観し、下寺尾遺跡群を取り巻く地域環境を整理する。第3章では、下寺尾遺跡群の構成、位置と立地、調査研究史などを踏まえ、遺跡群全体の概要を示す。

II部「保存活用計画」では、二つの史跡について、それぞれ個別史跡としての保存活用の内容を整理する。第1章では、『史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画（補遺版）』として、史跡指定の経緯や本質的価値を踏まえ、基本方針、保存、活用、整備、運営体制、事業計画および検証の内容を示す。第2章では、『史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画（報告）』として、計画策定の沿革や史跡指定、本質的価値、現状と課題を整理したうえで、大綱・基本方針、保存、調査・研

究、活用、整備、運営・体制、実施計画および経過観察について整理する。Ⅱ部は、Ⅲ部以降において遺跡群としての整合を図るための基礎資料として位置づけられる。

Ⅲ部「重なる史跡に対する保存活用の基本的考え方」では、重なる史跡の保存活用として踏まえるべき考え方を示す。第1章では重なる史跡の特徴を整理し、第2章では現状と課題を、第3章では保存活用の基本的な考え方を示す。

Ⅳ部「重なる史跡の整備構想」では、遺跡群整備の方向性と複数の整備案を示す。第1章として整備の位置づけや考え方を述べ、第2章として整備案を提示する。

Ⅴ部「関連資料」では、本計画の検討過程に関する資料や参考資料等を収録し、本計画の理解を補完する。

このように本書は、個別史跡の保存活用を確実に押さえたうえで、重なって存在する二つの史跡を遺跡群として総合的に捉え、さらに将来の整備や活用へと展開していくための構成としている。

(4) 委員会の設置・経緯

本計画の策定に当たっては、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第7条に則り、茅ヶ崎市文化財保護審議会の部会として「下寺尾遺跡群等保存・活用部会」を設置した。当部会は、学識経験者、地元住民代表からなり、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課が事務局を担当した。また文化庁並びに神奈川県文化遺産課の指導助言を得た。

計画に市民の意見を反映するために「下寺尾遺跡群保存・活用学習会」及びパブリックコメントを実施した。

◎委員

	氏名	所属	備考
部会長	こんどう ひでお 近藤 英夫	東海大学名誉教授	学識経験者 考古学
委員	あらい ひでき 荒井 秀規	藤沢市郷土歴史課学芸員	学識経験者 古代史
委員	おかもと たかゆき 岡本 孝之	神奈川県考古学会会長	学識経験者 考古学
委員	ごみ ふみひこ 五味 文彦	東京大学名誉教授	学識経験者 歴史学
委員	たお まさとし 田尾 誠敏	東海大学講師	学識経験者 史跡整備・考古学
委員	はこざき かずひさ 箱崎 和久	奈良文化財研究所 都城発掘調査部長	学識経験者 建築史
委員	みやたき こうじ 宮瀧 交二	大東文化大学教授	学識経験者 博物館学・古代史

委員	てらまえ なおと 寺前 直人	駒澤大学教授	学識経験者 考古学
委員	さとう つぎお 佐藤 次男	下寺尾自治会	市民・下寺尾自治会 (令和5年3月まで)
委員	うおの まさのり 宇尾野 政徳	小出地区まちぢから協議 会下寺尾遺跡部会部会長	市民・小出地区まち ぢから協議会 (令和6年7月より)

◎オブザーバー

	氏名	所属
オブザーバー	はぎわら あきら 萩原 滉	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課
オブザーバー	おおむら こうじ 大村 浩司	元茅ヶ崎市教育委員会職員

◎事務局（茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課文化財保護担当）（令和7年度～令和8年度）

在籍時の役職	氏名	所属	備考
教育長	神原 聡	茅ヶ崎市教育委員会	平成24～30年度まで
教育長	竹内 清	茅ヶ崎市教育委員会	平成31年度より令和7年度まで
教育推進部長	游作 克己	教育推進部	平成27～平成29年度まで
教育推進部長	中山 早恵子	教育推進部	平成30～令和元年度まで
教育推進部長	白鳥 慶記	教育推進部	令和2～4年度まで
教育推進部長	村上 穰介	教育推進部	令和5～6年度まで
教育推進部長	松岡 智紀	教育推進部	令和6年度より
社会教育課長	仲手川 武	社会教育課	令和7年度より
課長補佐	守瀬 暢彦	社会教育課文化財保護担当	令和7年度より
課長補佐	石井 芳宜	社会教育課文化財保護担当	令和6年度より
主査	大元 崇	社会教育課文化財保護担当	令和4～6年度まで
副主査	渡邊 文紘	社会教育課文化財保護担当	令和4年度・令和6年度より
副主査	三戸智也	社会教育課文化財保護担当	平成30年度より

主任	塘 瑞希	社会教育課文化財保護担当	令和6年度より
主任	鈴木 綾	社会教育課文化財保護担当	平成30年度から令和7年度まで
主任	田中 万智	社会教育課文化財保護担当	令和4年度より
主事	金馬 義郎	社会教育課文化財保護担当	令和4年度より
主事	関 健吾	社会教育課文化財保護担当	令和5年度より
主事	佐藤 愛	社会教育課文化財保護担当	令和5年度より
主事	風間 智裕	社会教育課文化財保護担当	令和5年度より

ア 下寺尾遺跡群等保存・活用部会審議経過及び文化庁協議経過

審議会等の経過は、次のとおりである。

(令和7(2025)年度)

第1回 令和7(2025)年7月19日(土)14時00分～

- 次第 議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について
 ・『下寺尾遺跡群保存活用計画』の構成(目次)について検討

第2回 令和7(2025)年10月4日(土)14時00分～

- 次第 議題1 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の確認調査について(審議)
 議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の追加指定及び公有化について(報告)
 議題3 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について(審議)
 ・策定の進め方、構成(目次)内容、策定にあたっての参考視点・方法、参考事例

第3回 令和8(2026)年2月11日(土)13時30分～

- 次第 議題1 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡保存活用計画について(審議)
 ・Ⅲ部検討
 議題2 史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の確認調査について(報告)

第4回 令和8(2026)年3月25日(水)13時30分～

- 次第 議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について(審議)
 ・Ⅰ～Ⅴ部検討

(5) 関連計画

遺跡の保存整備に関連する主な茅ヶ崎市の計画は下記のとおりである。

- ・茅ヶ崎市総合計画
- ・茅ヶ崎市教育基本計画
- ・ちがさき都市マスタープラン
- ・茅ヶ崎市景観計画
- ・茅ヶ崎市みどりの基本計画

ア 茅ヶ崎市総合計画（抜粋）

（令和3年3月策定）

茅ヶ崎市では、令和3年度から令和12年度までを計画期間とした「茅ヶ崎市総合計画」を策定した。この総合計画は、中・長期的な展望にたつて、本市の目指すべき将来像を描くとともに、

その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示

以下に、総合計画において史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画に関係する条

更新済

◇施策目標4 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち

【取り組みの方向性1】学びの機会の充実と地域文化の創造の促進

- ・人や物、自然、歴史、文化等のさまざまな資源を生かした学習を通じて、子どもから大人までが学び合い育ちあう社会教育の推進。
- ・心豊かな暮らしを送ることができるよう、文化・芸術に触れる機会の充実を図るとともに、文化・芸術により生み出されるさまざまな価値を活用し、地域文化の創造を促進する。

◇施策目標5 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち

【取り組みの方向性3】心地よい生活環境の形成

- ・自然や歴史、文化等、茅ヶ崎の風土から培われたさまざまな資源を生かした、魅力的な景観の保全・活用・形成を図るとともに、次代へと継承する。

イ 茅ヶ崎市教育基本計画 学びあい響きあう ちがさき教育プラン（抜粋）

（令和2年10月策定）

茅ヶ崎市教育基本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間の茅ヶ崎市の教育が目指す基本的な方向性を示した計画である。全計画（平成23-令和2年度）の成果を検証するとともに、茅ヶ崎市教育大綱や茅ヶ崎市の教育を取り巻く様々な分野における取り組みを踏まえたものである。三つの基本方針のうち、第二の「ひどづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」における重点施策において、郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開が掲げられている。

◇基本理念 学びあい 響きあう 茅ヶ崎の教育を創造する～豊かな人間性と自律性をはぐくむ～

【基本方針2】 ひどづくり、つながりづくり、地域づくりを進める 社会教育の充実

【政策4】 郷土に学び未来を拓く 学習環境の整備

- ・郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開
- ・文化財の保護・活用

ウ ちがさき都市マスタープラン（抜粋）

（平成9年8月策定、令和元年年6月改定）

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、茅ヶ崎市の都市備方針を示すものである。

史跡指定地は北部丘陵地域に該当する。都市づくりの方針として、土地利くなる環境づくり」、都市景観形成において「景観資源の保全」の中で下寺尾

更新済

エ 茅ヶ崎市景観計画（抜粋）

（平成20年10月運用開始・平成31年1月改定）

茅ヶ崎市景観計画は、景観法に基づき、茅ヶ崎らしさを守るための基準と協議の手続きを定め、市民、事業者と行政が、共通の認識を持ち、共に連携して茅ヶ崎の景観まちづくりを考え、進めていく指針としての役割を担っている。

史跡指定地が所在する下寺尾字西方は、北部丘陵地域景観ゾーンに該当し、景観ポイントの一つに設定されている。「自然景観の保全と活用」・「歴史的資源の保存と活用」の方針における景観形成が求められている。

オ 茅ヶ崎市みどりの基本計画（抜粋）

（平成31年3月策定）

茅ヶ崎市みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づいて定めた「茅ヶ崎市の緑地の保全及び緑化の推進」に関する基本計画と、生物多様性基本法第13条に基づく「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」を統合した計画である。

みどりの将来像「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」の実現に向け、「自然のみどり」、「生きものが生息・生育するみどり」、「協働」の3つの面

現在作成中

史跡指定地の立地は、地区別計画における「北部丘陵地域」に再生・創出を重点的に進める地区「緑化重点地区計画」に位置

とりあえず H31

カ 茅ヶ崎市都市計画法

（令和5年3月改定）

史跡指定地は都市計画範囲内で全域が市街化調整区域であり、用途地域は無指定である。

防火・準防火地域の指定は無いが、全域が建築基準法第22条地域に指定されている。



キ 農地法

史跡指定地内に農地は存在するが、市街化域内外であるので、農地以外の用途に転用する場合には農地転用の手続き（農業委員会への農地法第4条、または第5条の農地転用の届出）は不要である。

ク 茅ヶ崎市景観計画

(平成31年1月策定)

茅ヶ崎市景観計画において、史跡指定地は北部丘陵地域景観ゾーンに位置する。このゾーンでは、「自然と歴史から茅ヶ崎のはじまりを感じる」を景観まちづくりの視点としており、歴史的次元の保全と活用として次のように定めている。「下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を保全するとともに、歴史を学び、楽しめる空間づくりを進めます。また、資源を活用した活動を展開し、本ゾーンの文化的価値を高め、市内外に魅力を発信します。」



ケ 茅ヶ崎市屋外広告物条例

(令和7年1月改定)

史跡指定地の大半が禁止区域であるが、近年追加指定された土地は第2種地域である。



また、関連法令とそれに関する茅ヶ崎市条例は下記の通りである。

- ・文化財保護法／茅ヶ崎市文化財保護条例
- ・バリアフリー法／神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- ・都市公園法／茅ヶ崎市都市公園条例

(※茅ヶ崎市の関連計画と関連法令の抜粋は附編に掲載する)

附編のみでよいか

(6) 計画期間

本保存活用整備計画の計画期間は令和9年4月1日より発効し、地域や関係機関の協力を得ながら実施していくことになるが、今後の発掘調査などの成果や追加指定、公有地化の進捗、さらには新指定など本史跡を取り巻く環境の変化が予想されることから、概ね10年毎に見直しを行い、必要な施策を行っていくものとする。

2 茅ヶ崎市の概要

(1) 自然的環境

ア 位置



図 2 茅ヶ崎市の位置

茅ヶ崎市は東京から西に 50km あまり、神奈川県ほぼ中央南部に位置し、東経 139 度 24 分、北緯 35 度 20 分である。面積は 35.76 km²で、東西 6.94 km、南北 7.60 km である。

南は相模湾に面し、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、北は寒川町と隣接している。市域南部の海岸線は、近隣市町のなかで最も長く約 6 km に及び、沖合には烏帽子岩を含める姥島が浮かぶ。

イ 地形

茅ヶ崎市の地形は、北部丘陵と相模川や小出川周辺の沖積低地、海岸から丘陵の端まで広がる砂丘地帯、及び河川の 4 つに大別される。

北部丘陵は、洪積台地である相模原台地の最南端にあたり、高座丘陵と呼ばれ、香川・甘沼・赤羽根以北の小出地区にあたる。比較的緩やかな丘陵面が広がるこの台地は、小出川や駒寄川により侵食され、芹沢・行谷・堤・下寺尾などの谷戸をつくり出している。谷戸の中には、台地や丘陵からの浸透水や湧出水を利用した水田もみられる。都市開発に伴い、一部の台地は切り土がされ、谷戸は埋め立て等の人工的改変により、元の地形が判別しがたくなっている。



図 3 地形と水系

沖積低地は、自然堤防と後背湿地に大別される。自然堤防は、河川の洪水時に土砂が堆積して出来た微高地で、河川に沿って平行に形成されている。都市化が進行する以前は、自然堤防上には小さな集落が列状に立地していた。後背湿地は、自然堤防の外側に位置する 1 から 2 m 程度低い土地で、洪水時にあふれた水が川に戻れずに湿地化した部分である。水田・荒地・沼地であったが、現在では多くが埋め立てられて、住宅地や工業地として利用されている。

砂丘地帯は、北部丘陵から海岸線までの約4kmにわたる地域に分布し、6列の砂丘列が確認されている。幹線道路（国道1号・大山街道・国道134号）は、この砂丘列の頂を結ぶように走っている。

河川は、藤沢市を水源とする小出川（1級）、市街地を流れる千ノ川（1級・準用）、北部丘陵を水源とする駒寄川（準用・普通）、及び市域を源流部とする小糸川の4河川がある。平塚市との市境を縫うように相模川（1級）が市の西側を流れている。

縄文時代から現在までの茅ヶ崎の地形の変化

茅ヶ崎市の地形を特徴づけるのは、海水面の上昇と相模川による堆積物である。北陵高校の位置する舌状台地の先端では「西方貝塚」が発見されていて、これにより縄文時代前期（約6000年前）には、現在海岸線から約4km離れている台地の先端が小出川の河口で、相模湾がここまで入り江として入り込んでいたことがわかる。地球が温暖化し氷河が溶けて海水面が上昇した「縄文海進」に基づくものである。縄文時代中期から後期になると急速に海退が始まり、海岸線が南下し続ける。その結果、砂丘列が形成される。

縄文時代晩期から弥生時代前期にかけて、小海退・小海進があって、砂丘の発達が進んだ。相模川河口部は砂礫の堆積が進み、大規模な三角州や自然堤防が形成されたが、小出川や目久尻川は合流しなかったため、排水不良で低湿地となっていたと考えられる。西久保・円蔵付近は弥生時代前期に段丘上の微高地となって離水し、中期には低地での水田耕作とともに段丘上での人間活動の痕跡が見つかっている。

古墳時代は小規模な海退期で、相模川河口の低湿地や砂丘間低地の排水が進み、砂質低地となり、相模川本流域は氾濫が頻発していた。水田は谷戸や目久尻川・小出川の本支流沿いの低地に広がっていたと考えられる。

奈良・平安時代から鎌倉時代には、飛砂の堆積や耕地化によって低湿地の乾燥化が進み、近世に入ると、治水や灌漑事業で地形の改変が行われ、また近代の高度成長期には大規模開発によって自然地形が大きく失われた。



① 縄文時代前期

縄文海進と呼ばれる海面上昇により相模川河口は大きくえぐれていて下寺尾の高台は海に面していた。小出川流域では行谷まで海域であった。相模川本流沿いでは、現在の河口から11キロ遡った戸沢橋と東名高速道の間あたりまで海域であったと思われる。下寺尾の舌状台地の先端に西方貝塚が築かれる。香川駅付近は海進絶頂期の汀線にあたり砂州が形成され、離水して砂丘となった。



② 縄文時代中期～
縄文時代後期

急速な海退が始まり、縄文時代中期頃には下寺尾一帯は離水した。次第に相模川の河口付近に砂が堆積しはじめ三角州ができる。この時代富士山の火山活動により、多くの溶岩や土砂が相模川によって河口に運ばれ堆積したこともその要因のひとつである。海岸線は南下する。南部に大きな砂丘ができる。小和田砂丘は大規模で連続性があったため後の時代に旧東海道が通ることとなる。



③ 縄文時代晩期～
弥生時代前期

弥生時代になって砂州の発達が進むが、砂丘間の低地は湿地である。富士山の活動も引き続き活発で、相模川河口は前進し、平塚方面から延びてきた砂州により河口部が閉塞し、砂礫の堆積が進む。西久保・円蔵付近に自然堤防が形成される。次第に自然堤防に囲まれた段丘上の微高地(弥生段丘)となっていく。下寺尾は内陸となる。



④ 弥生時代中後期～
古墳時代前期

約2000年前は日本の沿岸各地で砂州が発達した時期である。茅ヶ崎の砂州は東方の江ノ島に向かって直線的に伸び、海岸線がほぼ現在の位置に固定された。西久保・円蔵の自然堤防に囲まれた微高地は弥生時代前期に離水し、低段丘状の地形となり、弥生時代中期頃から集落が立地するようになる。



⑤ 古墳時代中後期

下寺尾官衙遺跡群の成立時期に当たる。相模川河口の低湿地や砂丘間低地の排水が進み、西久保・円蔵よりもやや遅れて、今宿・下町屋の微高地も乾燥した土地となる。浜須賀1砂丘は成長を続け、標高10～15mの大規模砂丘となる。新しい砂丘は汐見台以東の海岸に形成される。



⑥ 奈良・平安時代～
鎌倉時代

砂丘地帯の砂丘間低地は飛砂の堆積で乾燥し、相模川・小出川の湿地帯も旧河道を除き耕地化が進み乾燥した土地となる。しかし奈良・平安時代には現東海道上には湿地や沼地があり通行は困難であった。推定される古代東海道は乾燥した土地を通過している。北部の丘陵地帯と南部の砂丘地帯、相模川左岸の自然堤防(微高地)が茅ヶ崎市の地形の特色となる。

● 下寺尾官衙遺跡群の位置

図4 縄文時代から鎌倉時代までの茅ヶ崎の地形の変化

茅ヶ崎市文化資料館 1999 上本進二・浅野哲也『茅ヶ崎低地の地形発達と遺跡形成』
(文化資料館調査研究報告7)より引用・一部加筆

ウ 地質

北部丘陵は、箱根や富士山の活動期に火山灰や軽石が降下堆積し、通称、赤土と呼ばれる関東ローム層が砂礫層の上部を覆っている。赤羽根から芹沢にかけ約10m、北陵高校付近では15m程度の厚さが確認されている。ローム層の下部には、高座丘陵砂礫層や相模野礫層と呼ばれる砂礫層が堆積している。

沖積低地の上部では、自然堤防には腐植土、粘土、砂層が堆積し、後背湿地には粘土層が5～10m程度分布している。

砂丘地帯では、砂丘の高度が相模川西岸で6～9m、茅ヶ崎市で12m、藤沢市で25～32mと西側から東側に著しく高くなっている。砂層の厚さも4.5～16mと西から東に厚くなっている。

エ 気候

茅ヶ崎市の気候は年間を通じて比較的穏やかで、夏は涼しく冬は暖かい。明治時代後半から戦前にかけては湘南有数の別荘地として発展した。令和6年(2024)の平均気温は17.8度、年間降水量は1,880mmとなっている。

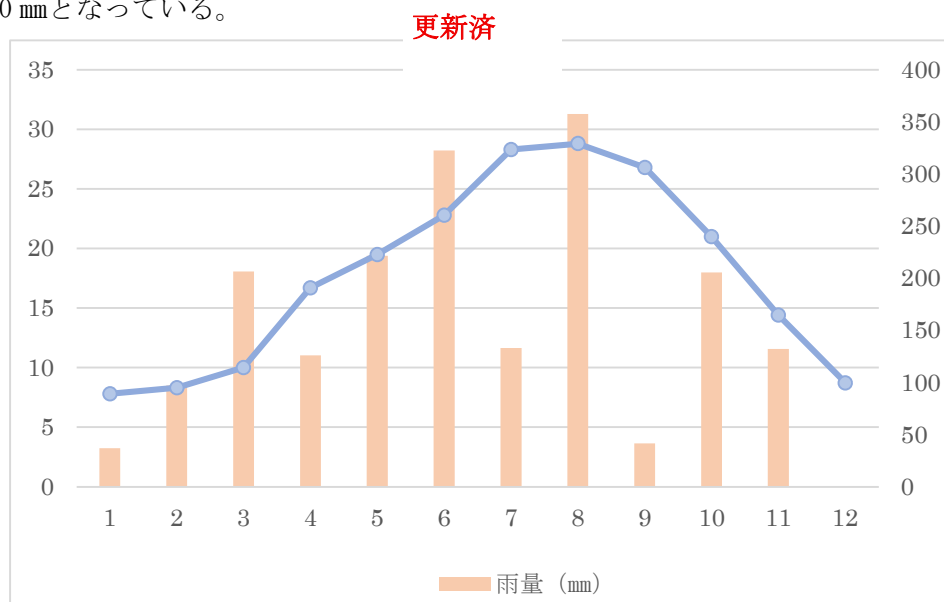


表 7 茅ヶ崎市の気候と降水量

オ 植生

北部丘陵を特徴づけるのは谷戸環境で、斜面には二次林のクヌギーコナラ群集やスギ、ヒノキ、サワラの植林、谷戸低地には湿性草本群落・ハンノキ疎林、耕作地には草本群落などが見られる。かつて落葉樹の落ち葉は苗床やたい肥用に、クヌギ、オオシマザクラは薪や炭に利用されていたが、エネルギー革命以降は里山林の管理放棄が進行し、竹林が拡大している。史跡地周辺は小出川の中流域であるが、周囲には水田が広がっている。

市域を流れる河川の一つ、小出川の流域の西久保地域や萩園地域の氾濫原は、一部が田畑として耕作され、田畑の草本群落、水際にはヨシ、オギ、マコモなどの湿地性草本群落が見られる。相模川の河川敷には、草地と水害防備保安林が帯状に広がっている。

市の中心部市街地は、住宅地、工場地として利用されているので植生は乏しい。

南部の砂丘地帯は、造成、宅地化され、植栽されたクロマツが目立つが植生は乏しい。国道1号沿いに旧東海道の面影を残すクロマツの並木があり、鉄砲道沿いには街路樹が見られ、市街地の連続したみどりの景観を形成するうえで重要となっている。特に、中海岸や東海岸などの旧別荘地の住宅地にクロマツを主体としたみどり豊かなまちなみが見られる。本村や菱沼八王子神社には、自然植生の代表的な樹種であるタブノキの巨木があり、景観重要樹木に指定されている。これらが交差したり、平行したりしながらの「みどりのベルト」は北部丘陵と市街地、低地、海岸の砂丘へと緑地をつなげる重要な役割を果たしている。

国道134号沿いの海岸線は、防風林、砂防林としてクロマツ、トベラなどの樹木が植栽され帯状に広がっている。砂防林は潮風や飛砂の害を防ぎ、住宅地や道路を守っている。砂丘砂や砂浜には、海岸の環境に適応したハマヒルガオやハマエンドウなどの海浜植物が見られる。



写真 1 竹類が侵入した行谷の樹林



写真 2 ハマヒルガオ



写真 3 海岸の砂防林



写真 4 国道1号沿いのクロマツ



写真 5 菱沼八王子神社のタブノキ

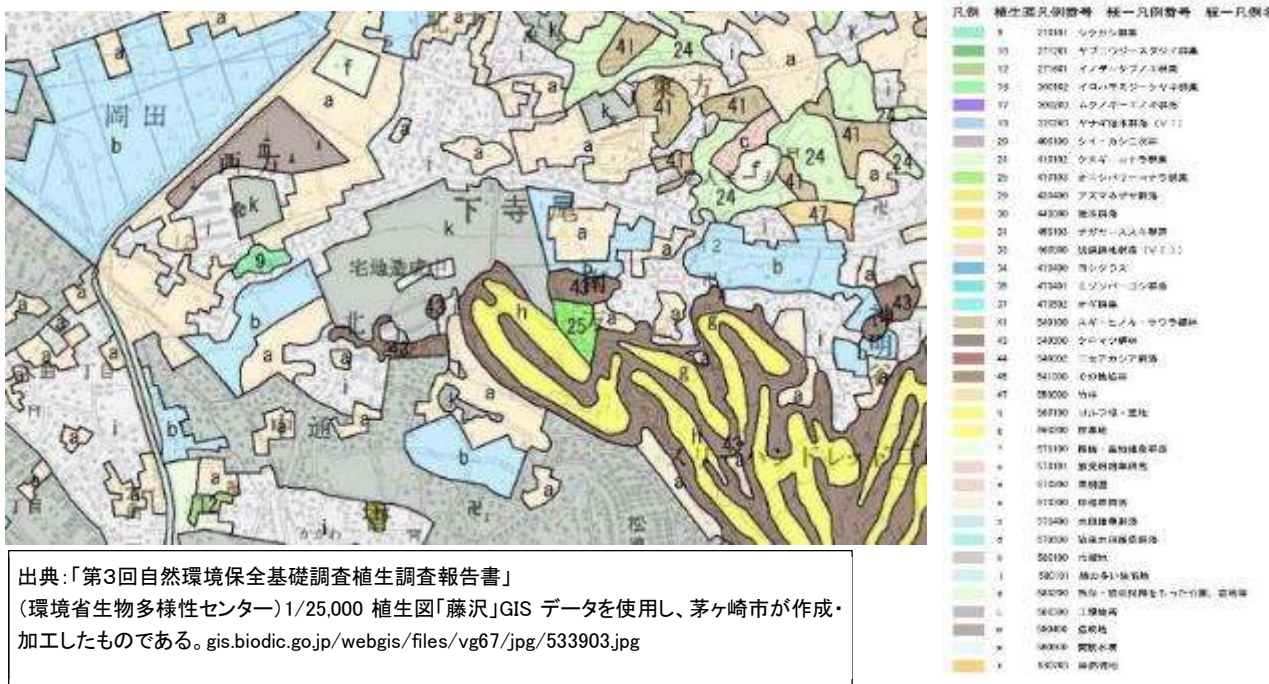


図 5 下寺尾周辺の植生図

(2) 社会的環境

ア 人口

令和 7 年 12 月 1 日現在の人口は 245,043 人、世帯数は 109,474 世帯となっている。また、人口推移では、令和 2 年をピークに減少に転じており、今後も減少傾向が継続することが見込まれる。

年齢別人口統計をみると、65 歳以上の人口構成比が 27.0%となっており、平成 17 年の国勢調査時の構成比が 18.3%であったことから、人口の高齢化、特に団塊の世代の高齢化が継続して進行している。

史跡が所在する下寺尾地区の人口は 1,197 人、近接するみずき地区には 3,253 人の住民が居住する。(住民基本台帳に基づく町別人口、令和 7 年 12 月現在)

更新済

表 1 年齢別人口統計調査

項目	総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	構成比
0～14 歳	29,431	15,178	14,253	11.9%
15～64 歳	150,916	75,807	75,109	61.1%
65 歳以上	66,786	29,292	37,494	27.0%
合計	247,133	120,277	126,856	—
平均年齢	47.70 歳	46.35 歳	48.98 歳	—

令和 7 年 12 月 1 日現在

イ 交通・アクセス

鉄道は、J R東日本が運営する2路線（東海道本線、相模線）があり、東海道本線・相模線の茅ヶ崎駅と、相模線の北茅ヶ崎駅、香川駅の合計3駅が市内に位置している。東京駅までの所要時間は55分、横浜駅まで27分、新宿駅まで60分（湘南新宿ライン）、小田原駅まで30分である。また、市東部には東海道本線の辻堂駅（所在は藤沢市）が本市に隣接している。

史跡下寺尾官衙遺跡群へは、J R相模線香川駅より徒歩10分、寒川駅より徒歩15分である。

道路については、旧東海道に由来し東京都中央区を起点とし大阪府大阪市を終点とする国道1号が市中心部を東西に走り、海岸線には神奈川県横須賀市を起点とし同県中郡大磯町を終点とする国道134号が同じく東西に走っている。また国道1号のバイパスとして新湘南国道（バイパス）がある。県央部を南北に走る幹線道としては、首都圏中央連絡自動車道の一部を構成するさがみ縦貫道路が平成26年に全線開通し、新湘南国道（バイパス）と繋がった。

市内の道路全長は約690kmあり、全道路延長のうち90%が市道となっている。都市計画道路は、27路線、総延長約63kmが計画されており、平成26年度末で整備が完了している区間は約35kmである。史跡地の北側を東西方向に走る県道47号が、現在計画されている都市計画道路3・4・5東海岸寒川線と史跡地北東部で交差することとなっており、寒川町側や海岸部からの本史跡地へのアクセスが向上するものと期待できる。

本市には、民間バス運行会社が運営する路線バスのほか、市のコミュニティバスえぼし号がある。路線数は、茅ヶ崎駅を発着する路線が最も多く、茅ヶ崎市立病院にも多くに路線が乗り入れ、ターミナル機能を有している。史跡地付近では、神奈川中央交通の路線バス「湘南みずき循環」とコミュニティバスえぼし号の「北部循環市立病院線」が運行されており、史跡への最寄りバス停は両者とも「北陵高校入口」となっている。



図6 茅ヶ崎市近郊の交通網

ウ 土地利用

市域は、優先的かつ計画的に市街化を進める市街化区域と、市街化調整区域に区分されている。その内訳は下記の通りである。下寺尾官衙遺跡群が所在する下寺尾地区は、市街化調整区域である。

表 1 茅ヶ崎市の区域区分

区域区分	面積	意義及び目的
市街化区域	2,221 ヘクタール (62.1%)	市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、「すでに市街地を形成している区域」とおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」で構成される。
市街化調整区域	1,355 ヘクタール (37.9%)	市街化を抑制する区域。無秩序にまちが広がらないように、一定のルールに基づいて建物の建築などを制限してい

茅ヶ崎市HPより転 **土地利用：更新済** 見在)

都市計画区域における土地利用は、住宅用地が 37.5%と最も多く、次いで道路・鉄道用地が 13.6%、農地が 12.7%となっている。市街化区域では住宅用地が 54.7%、道路・鉄道用地が 16.5%となっており、いずれも都市的土地利用（市街地）の割合が高く、農地森林などの自然的土地利用の割合は低い。

地目では、宅地が最も多く 60.2%を占め、以下、農地（田・畑）19.0%、雑種地 13.8%、山林 6.9%、原野 0.2%となっている。

地目：未だ

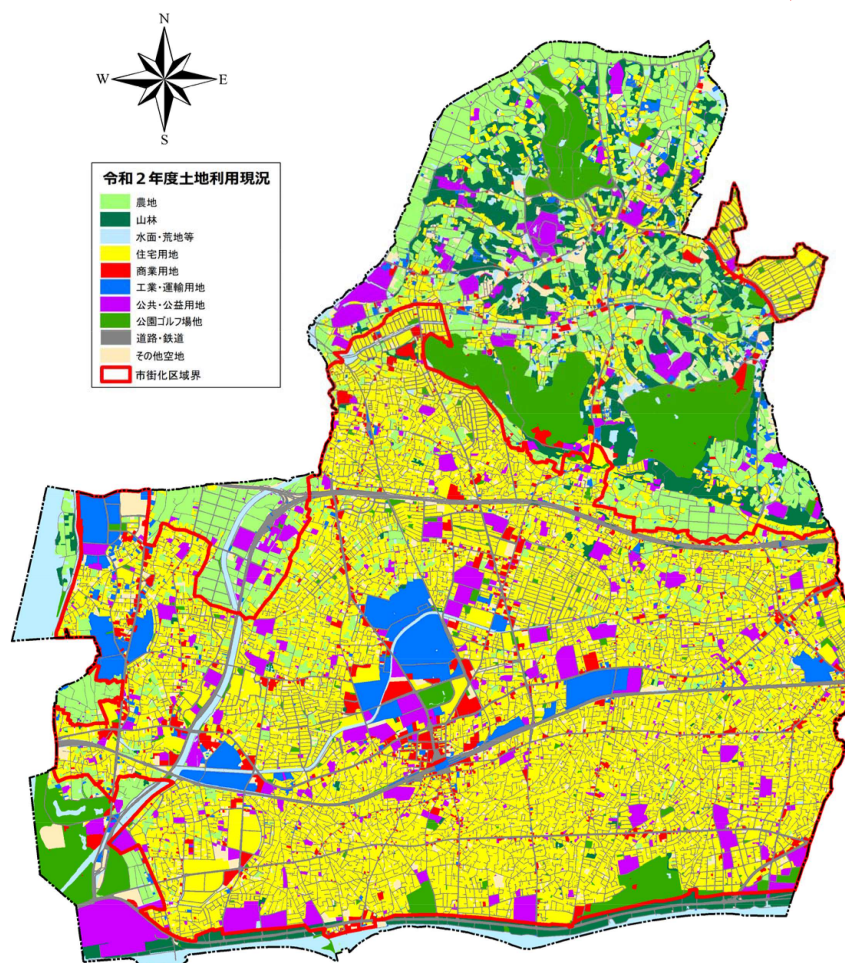


図 7 土地利用現況図 (令和 3 年茅ヶ崎市都市計画基礎調査より)

エ 産業

令和3年の経済センサス基礎調査での産業別の就労人口の割合は、農・漁業等の一次産業従事者が0.2%、建設業、製造業等の第二次産業従事者が14.4%、卸売・小売業、サービス業等の第三次産業従事者が80.5%、その他が4.9%となっている。

農業については、都市近郊農業の特性である少量多品目の農産物が生産され、鮮度の高い農産物を、湘南・京浜地区という一大消費地へ供給している。野菜類は小松菜・ほうれん草・ねぎ・トマト・かぶ、花き類はスイートピー・シクラメン、果樹類は柿・梨・ぶどうである。

水産業については、地びき網、船びき網、刺網等による沿岸漁業が主で、水揚げされる主な魚種はシラス・アジ・サバ類である。漁業就労者は、全体としては高齢化が進んでいるが、こうした漁業情勢の変化を踏まえ、本市としては稚魚の放流事業や漁港背後地整備の促進により、漁業の振興と漁家経営の安定に努めている。

商工業については、地域の魅力を生かした商店街の育成を支援するとともに、市内企業が安定した経営を行なえるように、関係団体・機関と連携し施策を実施している。

また、地域の特産品や産業の連携で、茅ヶ崎ブランド製品の創出を進めるとともに、効果的な情報発信と流通経路の確立を図っている。

表 3 民営の事業所数

産業分類	令和3年
全産業	6,371
農林漁業	16
鉱業, 採石業, 砂利採取業	
建設業	
製造業	
電気・ガス・熱供給・水道業	9
情報通信業	75
運輸業, 郵便業	76
卸売業, 小売業	1,317
金融業, 保険業	68
不動産業, 物品賃貸業	697
学術研究, 専門・技術サービス業	319
宿泊業, 飲食サービス業	778
生活関連サービス業, 娯楽業	635
教育, 学習支援業	323
医療, 福祉	808
複合サービス事業	24
サービス業(他に分類されないもの)	311

更新済

経済センサス - 基礎調査より転載

表 2 農家数

総農家数	販売農家数	自給的農家数	農業従事者数	面積	
2020年	555戸	293戸	262戸	750人	24,457アール
2015年(前回値)	603戸	342戸	261戸	875人	26,185アール
前回との差	△48戸	△49戸	1戸	△125人	△1,728アール

農林業センサス(茅ヶ崎市HP-統計でみるちがさき-より)

赤字：この内容で良いか要確認

オ 観光

茅ヶ崎市の最大の観光資源は、昔から「白砂青松」とうたわれた海岸であり、年間を通じて、海や砂浜を舞台にしたイベントが開催されている。

サザンビーチちがさきは、東に江ノ島、西に富士山を仰ぎ、沖合には烏帽子岩を望む絶好のロケーションで、毎年の海水浴シーズンには大勢の観光客を迎える。

7月の海の日には西浜海岸で「浜降祭」、8月には「サザンビーチちがさき花火大会」が催され、夏の風物詩として好評を博している。また、季節を問わずサーフィンやウインドサーフィンを楽しむ人々の姿が見られ、また地びき網や遊漁船での釣りを楽しむ家族連れや釣り客の姿を見ることが出来る。

一方、北部丘陵地帯には、豊かな自然や史跡があり、県立茅ヶ崎里山公園や市民の森での遊びや、観光農園での果樹のもぎ取りなどが楽しまれている。

「浜降祭」や「サザンビーチちがさき花火大会」と並ぶ茅ヶ崎市の四大イベントの1つが、江戸時代の名奉行大岡越前守忠相公の遺徳を偲び毎年4月中・下旬に行われる「大岡越前祭」である。大岡家の菩提寺の浄見寺で行われる墓前法要をはじめ、越前行列等、多種多様な催し物が繰り広げられ、茅ヶ崎市の春の祭典として市内外の人々から親しまれている。



写真 4 大岡越前祭「越前行列」の様子

更新済

表 3 観光入込客数

区分	大岡越前祭	湘南祭	浜降祭	花火大会	海水浴
令和元年度	83,500	130,750	72,000	荒天のため中止	124,000
令和2年度	－ (※)	－ (※)	－ (※)	－ (※)	－ (※)
令和3年度	－ (※)	－ (※)	－ (※)	－ (※)	56,000
令和4年度	－ (※)	－ (※)	－ (※)	20,000	122,240
令和5年度	35,700	120,000	95,000	50,000	118,000

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止
(茅ヶ崎市 HP—統計でみるちがさき—より)

(3) 歴史的環境

ア 茅ヶ崎市の地形と歴史的環境

茅ヶ崎市は相模湾に面し、相模川という大河が流れる。その海岸線や河川などが作り出した自然環境と、市域での人々の暮らしや営みの変遷していく過程とは、切り離せない関係がある。

本章冒頭の「(1) 自然的環境 イ 地形」で前述した通り、茅ヶ崎市の地形の形成は、海進・海退や相模川の流れと大きく関わっている。縄文海進の約 6000 年前には、下寺尾の台地のすぐ下までが海であったため、縄文時代の人びとの暮らしはこの台地から続く丘陵上に営まれた。縄文時代中期から後期には、海退によって海岸線が南下し、加えて富士山の活発な火山活動から、溶岩や多量の土砂が相模川によって運ばれ、砂州や砂丘の発達を促した。市域東南部の赤羽根から菱沼一帯の砂丘部は、この頃から人間活動の場となった。弥生時代には、海岸線がほぼ現在の位置となり、相模川が形成した自然堤防に囲まれた微高地上に集落が営まれるようになる。

遺跡の立地条件と遺跡の性格、その時代の人びとの暮らしは、密接に関連していることが分かる。以下、その点に注目して、歴史的環境の変化を追ってみる。

イ 旧石器時代

茅ヶ崎市北部の小出地域は、高座丘陵と呼ばれる丘陵上にあり、平均 1 m の厚さで表土（黒土）が覆い、その下には赤土層が最高で数 10m 堆積している。この一帯の赤土層には石が存在しないが、昭和 55 年(1980)に下寺尾と堤の境にある椎ノ木坂の崖面の赤土層からこぶし大の石が発見され、旧石器時代（18000 年前頃）に人為的に石が持ち込まれた遺跡として注目された。

平成 7 年度に実施された財団法人かながわ考古学財団による椎ノ木坂の送水管工事に伴う堤・仲ノ谷遺跡なかのやとと諏訪谷 A 遺跡すわやとの調査では、槍先や小刀として使われたと思われるナイフ型石器をはじめとした小型石器類、川原石や焼けて割れた礫、黒曜石片が出土し、この時代特有の生活跡を初めて明らかにした。また石のかけらが多く出土したことから、当地で石器の製作がなされたことが明らかになった。長谷 B 遺跡は、縄文時代早期の遺跡であるが、黒土層の下部に厚く堆積する赤土層の上部から自然の礫れき（石）が 2 個発見され、旧石器時代後期（18000 年前）の遺跡でもあることが判明した。

また、この時代の終末に属すると思われる尖頭器（槍形石器）が、堤の杉山原遺跡や文教大学のある行谷遺跡なめがや、芹沢の台田遺跡などで発見されている。木の葉形のきれいな槍形石器は世界的にも共通して同様な形のものが見られるが、小出地域でもナウマン象やオオツノジカなどを狩猟して歩く旧石器時代人たちの面影を偲ぶことができる。

下寺尾官衙遺跡群が所在する西方遺跡からもソフトローム層から黒曜石製の使用痕がある剥片が出土している。

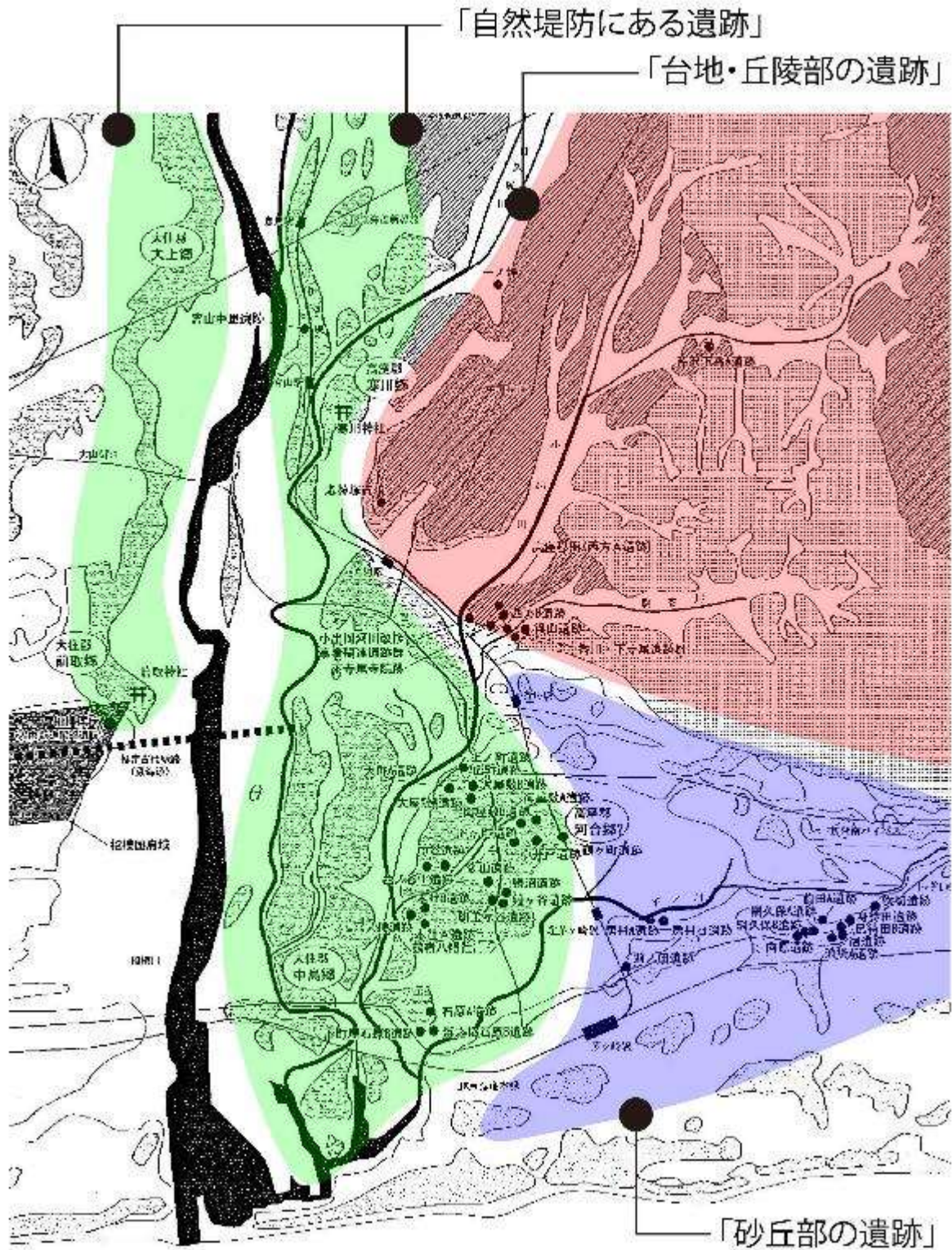


図 8 下寺尾遺跡群を中心とした古代の地理的・歴史的環境図

(平成 24 年シンポジウム「下寺尾官衙遺跡群を考える」発表要旨集

依田亮一・高橋香「小出川河川改修事業関連遺跡群の調査成果」より引用・一部加筆)

ウ 縄文時代

約 12000 年前の縄文時代草創期には、世界最古の土器とされる縄文土器が日本の各地で作られ、使用されたことが分かっている。人類の誇るべき発明の一つといえる土器は、その後の人類の食生活や生活用具に多大な影響を与えた。約 10000 年前頃、極寒の氷河期は終わりを告げ、気候は急速に温暖化へと進んでいった。活発だった火山活動も減少し、落ち着いた自然環境が整い始め、荒涼とした台地の景色は徐々に緑を増し、林や草原の草木の繁茂に合わせ、動物たちの活発な行動が見られるようになった。

神奈川県内の相模野台地は、有数の縄文時代草創期の遺跡が密集する地域であるが、茅ヶ崎市域では同時期の遺跡は確認されていない。

縄文時代早期—移動から定住へ

縄文時代早期前半（8000～10000 年前）に使用された土器は、底の尖った小型のものが多く文様も簡素であった。定住のムラを営むことは行われず、移動生活が主体であったと思われる。本市では、芹沢の臼久保A遺跡や行谷の行谷遺跡、甘沼の長谷^{ながやと}B遺跡、下寺尾の西方遺跡などで早期の土器が発見されている。今のところ、この時期の竪穴住居跡は発見されていないが、長谷B遺跡では、屋外に長楕円形の穴を掘って火をたいた跡である「炉穴」が多数見つかかり、縄文時代早期後半（7000～8000 年前）は定住生活ではなく、キャンプのような短期的な簡易の宿営地を転々としていた生活の痕跡と考えられる。また「炉穴」群の近くにある尾根筋や斜面には落とし穴が多数掘られていて、落とし穴による狩猟も盛んに行われていたことが知られる。

縄文時代前期—縄文海進と西方貝塚

縄文時代早期後半に一部出現した土器の平底化は、前期（7000～5000 年前）になってほぼ確立する。平底化とともに大きな土器も見られ、定住生活の一般化がうかがえる。土器の形も多様化し、煮炊き用以外の器種も使用され始めた。また様々な文様が土器の表面に施され、縄文人の精神生活が豊かになってきたことを感じさせる。また屋内に炉をもつ竪穴住居が一般化して、地域に根差したムラが社会構成の単位になった。この頃、地球は最も温暖化し、その影響で海水面が上昇した（縄文海進）。本市では、香川・甘沼・赤羽根辺りまでが海であったと考えられる。

昭和 38 年(1963)に下寺尾で調査された貝塚は、縄文時代前期（約 6000 年前）の「西方貝塚」として広く知られている。その調査で、1軒の竪穴住居跡が発見された。今のところ本市で最も古い住居跡で、縄文時代前期の住居形態の研究に重要な役割を果たしてきた。小規模な貝塚であるが、縄文時代の社会や自然環境を示唆する多くの興味深い資料を得ることができた。縄文時代前期の人々は、定住してムラを営んでおり、飲料水が得られる谷戸に面した台地の平らな面が縄文人に好まれたようである。台地の縁辺に竪穴住居を構え、中央に共有の広場を持つ構造がみられるようになり、その後の縄文時代のムラの基本形となった。

海退の時代へ

縄文海進にみる地球温暖化は最高期を迎え、その後寒冷化が進むとともに海水面が下がり、砂底が露出し始めた。波と風は砂丘を形成し、新たな陸地を広げていった。下寺尾の低地に立地す

る七堂伽藍跡では縄文時代前期（6000年前）の黒浜式、^{もろいそ}諸磯式という、砂丘地帯では最古の土器が発見されている。これは、前期後半には新たな砂丘地形が形成され、縄文人は台地から新たな土地に進出して活動し始めたことを意味する。時代が進むにつれて低地への広がり認められ、下寺尾の台地から下寺尾の低地、香川へと砂丘地形が広がっていったことを知ることができる。

縄文時代中期—高まる縄文文化

市の東部では、赤羽根の新湘南バイパス付近の砂丘遺跡である二図B遺跡と六図D遺跡で、縄文時代中期から後期（4000年～3500年前）にかけての土器片が出土しており、赤羽根地域の砂丘地形の発達と土地利用の開始の時期を知ることができる。

芹沢の大久保C遺跡と大久保D遺跡の調査では、縄文時代中期（約4500年～4000年前）のムラの一部が発見された。尾根から突き出した舌状台地に存在する両遺跡では、竪穴住居跡が共に10数軒発見され、それらに囲まれるように多数の小穴群や貯蔵穴あるいは墓と思われる^{どこう}土坑群が確認された。このように墓地が設けられていることは、縄文人の一生がムラの中で完結していたことをうかがい知ることができる。また、このムラの竪穴住居の入り口部には、完形または半完形の^{かめ}甕が埋設されているものが多い。胎盤などを埋葬した甕を踏み歩くことで、子どもの成長などを願う「^{うめがめ}埋甕」の風習があったと考えられ、特に神奈川県一帯で活動していた縄文人たちの共通した行為であった。このような遺構から、縄文人たちの家族への深い想いや絆を感じることができ、これらが縄文社会の発展を支えた理由の一つかもしれない。

縄文時代後期の貝塚

後期（3500年前）になると、堤貝塚をはじめ行谷貝塚、丸山貝塚、久保山貝塚の四貝塚が知られている。堤貝塚は、駒寄川上流の谷（堤坂下付近）に突き出した標高30数メートルの台地上にある縄文時代後期（約3500年前）の遺跡である。堤貝塚は、規模が大きく保存状態も良好な貝層が残っている神奈川県でも有数の貝塚として、平成4年（1992）に県指定史跡となった。出土品としては、朝顔形の深鉢型土器が、堤貝塚のシンボリックな土器として著名である。堤貝塚の他、竪穴住居跡群や土坑墓、敷石住居の跡と思われる扁平な石の並びが露出した遺構や土偶が発見された行谷貝塚、土器や骨角器などとともに、竪穴住居跡、人骨が残った墓坑などが発掘された丸山貝塚、ダンベイキサゴやヤマトシ



写真 5 堤貝塚出土の深鉢型土器

ジミなどの貝がらとともに注口土器や深鉢形土器をはじめとした土器が足の踏み場もないような散乱状態で出土した久保山貝塚、の四貝塚である。これらの貝塚を残した大規模なムラが、台地（丘陵）一帯に一定の距離を置いて存在している。貝塚は相模湾岸では非常に少ないため、その中に含まれた自然遺物は非常に重要な資料であるとともに、遺構や遺物からは、当時の人々の生活や埋葬方法、風習のみならず、精神文化や美意識までも感じることができ、縄文時代のこの地域の歴史を紐解く資料としても貴重性を有している。

縄文時代晩期－弥生時代の萌芽

海水面の低下と海岸線の南下（海退）はさらに続き、縄文時代の終わり頃までに、少なくとも現在のJR東海道線辺りまで砂丘地形が広がっていたことが分かってきた。本村の居村遺跡では、縄文時代晩期（2500年～2100年前）の終わり頃の土器が出土した。また、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所の南側に隣接する南谷原遺跡では、黒曜石製の石鏃^{せきぞく}や黒曜石の剥片が出土したことから、この遺跡で石器を作成していたと考えられている。縄文時代晩期の遺跡は、今のところ本村地域に限られているが、この時期に移り変わる弥生文化との接点を持つ人々が存在した可能性が高く、関東地方の弥生時代の始まりを解明する上でも非常に注目される。

Ⅰ 弥生時代

弥生時代初期の様相

これまで茅ヶ崎市周辺では、縄文時代晩期から弥生時代初頭の遺跡の発見例に乏しかったが、近年になり低地部の砂丘地帯に立地する本村の居村B遺跡で、砂丘間凹地の調査区より晩期終末の浮線文土器でも古手の資料が少量出土している。最近では、さらに海岸寄りのJR茅ヶ崎駅に隣接した石神遺跡（第3次調査）より、この時代の特徴を示す土器がややまとまって出土した。このような相模湾沿岸部の砂丘地帯における縄文時代終末/弥生時代初頭期（約2500年前）の遺跡の分布は、数少ないながらも藤沢市や小田原市でも確認されており、沿岸部の砂丘間凹地に形成された低湿地を利用して、小規模な集団が初期的な農耕を行っていたことも想定される。

上記の遺跡は、いずれも継続性がない遺跡であり、続く弥生時代前期末から中期前半にかけては、沿岸部、内陸部ともに茅ヶ崎市内では遺跡は全く発見されていないが、これは相模川左岸域の他の地域の状況と共通する。近年、海老名市の相模川自然堤防上で、相模川左岸では初めて弥生時代中期中頃の遺跡が確認された。今後、茅ヶ崎市内でも同様の立地から遺跡が発見される可能性がある（なお、市史には菱沼の身待田遺跡で「須和田式土器」が出土したとされる記述がある）。

弥生文化の展開－西方遺跡の形成と発展

下寺尾遺跡群を構成する西方遺跡において、弥生時代中期後半（約2000年前）でも古い段階の資料が出土している。西方遺跡は見晴らしの良い台地上に立地し、環濠が巡り、拠点性が明らか点でもそれまでとは性格が基本的に異なる本格的な弥生集落である。弥生時代中期後半の古い集落は、低地を望む台地端に近い西寄りのエリアに形成されたものと想定されるが、現状では、湘南地域全体でも最古級の弥生時代環濠集落と評価されよう。

西方遺跡は、弥生時代中期後半でも新しい段階になると、集落の範囲を東側に著しく拡大する。これは、古い段階では環濠の東辺が現在の北陵高校敷地のほぼ中央で確認されていることに対して、新段階では東側の高校敷地外で確認されており、東へ一挙に約150mも拡大したことになり、集落の急激な発展を窺わせる。この拡大した環濠集落の面積は5万㎡以上と推定され、南関東地域でも最大級の規模となる。高校校庭部分の発掘調査では、この新しい時期の集落を構成する竪穴住居が数多く発見され、当時としては貴重な板状鉄斧や碧玉製大型勾玉の未製品も出土してい

る。卓越した集落規模に加え、出土品の点でも地域における中核をなす拠点集落であることは明らかである。

この弥生時代中期後半には、南部砂丘地帯の小和田の宿遺跡や居村A遺跡で集落が確認されており、後者では環濠も検出されている。また、北部丘陵の末端に立地する芹沢の臼久保遺跡でも小規模な集落（西方遺跡の分村か？）が確認されており、市内全域ではないが、水稻農耕に適した低地をひかえた地形に集落が形成されるようになる。

弥生時代後期における変化－西方以後の茅ヶ崎

西方遺跡を含めて弥生時代中期後半に繁栄した集落は、いずれも中期末に急激に衰退し、後期初頭には継続しない。これは、相模地方に共通して認められる不思議とも思える現象だが、その直後に東海地方西部（愛知県東部～静岡県西部）の特徴を持つ土器が出土する遺跡が相模川沿いの各所に出現する。あたかも弥生時代後期前半における彼の地からの集団の移住を想像させる事象と言える。代表的な遺跡は、茅ヶ崎市の北方に所在する国史跡の綾瀬市神崎遺跡であるが、茅ヶ崎市内では香川の篠山遺跡が挙げられる。この遺跡は、西方遺跡の南西500m、駒寄川を挟んだ対岸の丘陵上に立地する。西方遺跡の立地する台地上では、弥生時代後期の集落は確認されていないが、台地下の低地では小出川河川改修に伴う発掘調査により発見された旧河道より後期前半の東海系土器が出土している。

その後、弥生時代後期後半には、臼久保遺跡で規模の大きな環濠集落が形成されるなど、土器の在地色が濃厚になるとともに、再び遺跡が増加してくる。特に円蔵の小井戸遺跡、小和田の宿遺跡、松林の四凶遺跡、西久保の上ノ町遺跡、大屋敷B遺跡、大町B遺跡など、低地部の自然堤防上、砂丘上にも後期終末から古墳時代前期にかけて集落の進出が顕著になる。特に大町B遺跡では、木製品が出土し、杭列など水田に関する遺構が確認された。なお、同遺跡や宿遺跡では、弥生時代終末～古墳前期面上部の土層堆積状況から、古墳時代後期までの間における大規模な河川の氾濫による洪水の発生が想定されている。

オ 古墳時代

弥生時代に続く3世紀中頃から7世紀にかけて、各地で古墳の造営が流行したことから、この時代を古墳時代と呼んでいる。土を盛り上げた高塚の古墳は、本市域では、堤の十二天古墳群と本村の石神古墳(茅ヶ崎駅構内)が知られている。

十二天古墳群は、県指定史跡の堤貝塚から小さな谷を隔てた東の尾根に造られた2基の古墳からなっている。長さ約30mの前方後方墳と直径約20mの円墳であると推定される。こういった古墳はヤマト王権が当地域にも政治的な影響をもっていたことを裏付けるものであり、古代社会を考える上で重要な遺跡といえることができるが、現在は山林の中にひっそりと並んでいる。石神古墳は前方後円墳の可能性を持ち、大正15年(1926)の相模線工事の際に、約8mの長さの横穴式石室が確認されていることから、かなり大きな古墳であると考えられる。しかしながら墳丘は消滅し、現在は地下に埋もれている。JR茅ヶ崎駅構内の東海道線と相模線の線路に挟まれた辺りに、凝灰岩の巨石2個が横たわっていて、これがかつての石神古墳の石室の一部であると考えられる。堤の十二天古墳群も本村の石神古墳も古墳時代後期の造営とされている。



写真 6 石神古墳

横穴墓

古墳時代後期には、造営に多大な労力を要する高塚の古墳とは異なり、自然の崖面に横穴を掘って墓室を築造した横穴墓(横穴古墳)も造られるようになり、茅ヶ崎の丘陵でも多数発見されている。特に香川から甘沼、赤羽根にかけて続く台地と低地の境をなす崖面には、非常に多くの横穴墓群が発見されている。これらは比較的狭い地域の有力者が葬られたものと考えられ、香川ではゴルフ場の南斜面にある篠谷横穴群、テニスクラブの崖面にある篠山横穴群が有名である。また、甘沼では八幡神社周辺の甘沼水道山横穴群、甘沼横穴群、玉林寺裏横穴群、そして赤羽根では宝積寺脇横穴群が知られている。また平成14年(2002)10月には、芹沢字大久保の調査で3基の横穴墓が新たに発見され、大久保横穴群と名付けられた。このような小さな谷に面した斜面に横穴墓が発見されたので、今後丘陵地の他の谷でも発見される可能性が高いと考えられる。これらの横穴墓の存在は、葬られた人が治めていた集落が近くにあることを示すものであり、当時の社会構成を考える上で、大きな役割を担っている。

横穴墓からも多くの貴重な副葬品と考えられる遺物が出土する。先述の篠谷横穴群のうち古いものからは、酒や水などを供える須恵器の壺・甕・瓶類、首飾りに使われた勾玉・水晶製の切子玉・ガラス製の丸玉や小玉、そして金銅環(耳飾り)などの装飾品が出土した。須恵器は、朝鮮半島からの渡来人によって伝えられた新しい技法、「窯焼き」と「ろくろ形成」の器で、従来の土器よりはるかに堅く、均一性の高い美しい器であった。この須恵器が現代の陶器の原型となるものであるが、須恵器は一般の集落ではあまり使われていなかったとみられ、古墳に副葬されること

が多かった。また、直刀、鉄製の^{やじり}鍬といった武具や馬具なども出土したことから、この地域の有力な人々が、権威を示すものとして埋納していたことがわかる。

古墳時代の調査

古墳時代の集落跡についても調査が行われている。台地上では西方遺跡、臼久保B遺跡など、南部の低地では砂丘地帯の赤羽根二回遺跡、石神遺跡、南谷原遺跡、さらに自然堤防地帯では、宮ノ腰遺跡、上ノ町遺跡などで発見され、次第にその実態が明らかになっている。

ヤマトタケルの伝説がある腰掛神社から北側の尾根先端部に所在する下場A遺跡からは、古墳時代後期から奈良時代の竪穴住居跡が発見され、この住居跡の1軒から現代のベルトのバックルにあたる金属製の腰帯具が出土している。また、整然と並んだ高床式と考えられる掘立柱建物跡が発見された。掘立柱建物跡のうちの1軒は、^{ひさし}廂付き掘立柱建物と呼ばれる大型の建物跡で、建物の周囲に回廊のような構造があったと考えられている。廂付き建物をはじめ整然と並んだ建物群や帯金具の存在は非常に珍しいものであることから、この遺跡は約1300年前頃に営まれた何らかの公的な施設の可能性が考えられ、下寺尾の高座郡家（郡衙）に関連を持つ芹沢地域の役所の存在が想定される。当史跡の高座郡家も奈良時代の直前である飛鳥時代に造営が開始されている。

古墳から仏教寺院へ

古墳時代終末期は政治文化の面から飛鳥時代とも言われる。古墳が、横穴式石室や横穴墓の出現で、ただ一人のための墓から一族の墓へ、被葬者も有力豪族から有力農民にまで普及したことがわかり、古墳造営が権力を誇示するという本来の意味を失っていった。また大化改新（646年）のなかで民衆の負担を軽減するため薄葬令が規定されて、葬礼の簡素化などとともに古墳の造営が制限されたことから、次第に古墳は造られなくなり、7世紀頃には姿を消した。こういった背景をもとに、6世紀に朝鮮半島から伝来した仏教が、飛鳥時代（6世紀末から8世紀初頭）に朝廷による保護を受けて発展し、飛鳥（現、奈良県明日香村）を中心に仏教文化が起こった。天武天皇は律令を基盤とする中央集権体制を打ち出し、加えて仏教をその政治形態に組み入れた。天武14年(685)には、諸国に寺院を建立し仏像、経典を置き、礼拝供養せよとの詔を発した。これまで古墳が権力の象徴であったが、寺院や仏像がそれにとって代わった。都で流行した氏族による寺院造営はまたたく間に地方に伝わり、地方の有力豪族は、新しい信仰対象として寺院を建立した。下寺尾廃寺は、飛鳥時代にこの地域に勢力をもつ有力豪族（郡司）が建立した氏寺の性格もあったと考えられ、初期寺院に位置付けられる。

カ 奈良時代

律令制の展開

今から約1300年前の和銅3年(710)、奈良に平城京が置かれ、律令制に基づく中央集権国家体制が確立した。律令制は公地公民制を原則とし、全国を畿内・七道の行政区に分け、その下に地方行政組織として国・郡・里（後に「郷」）を設けて国司・郡司・里長を置いた。国司が国に赴任し政務を行う施設を国衙こくが、国衙の所在する行政区域を国府こくふ、郡の役所を郡家ぐんけといった。

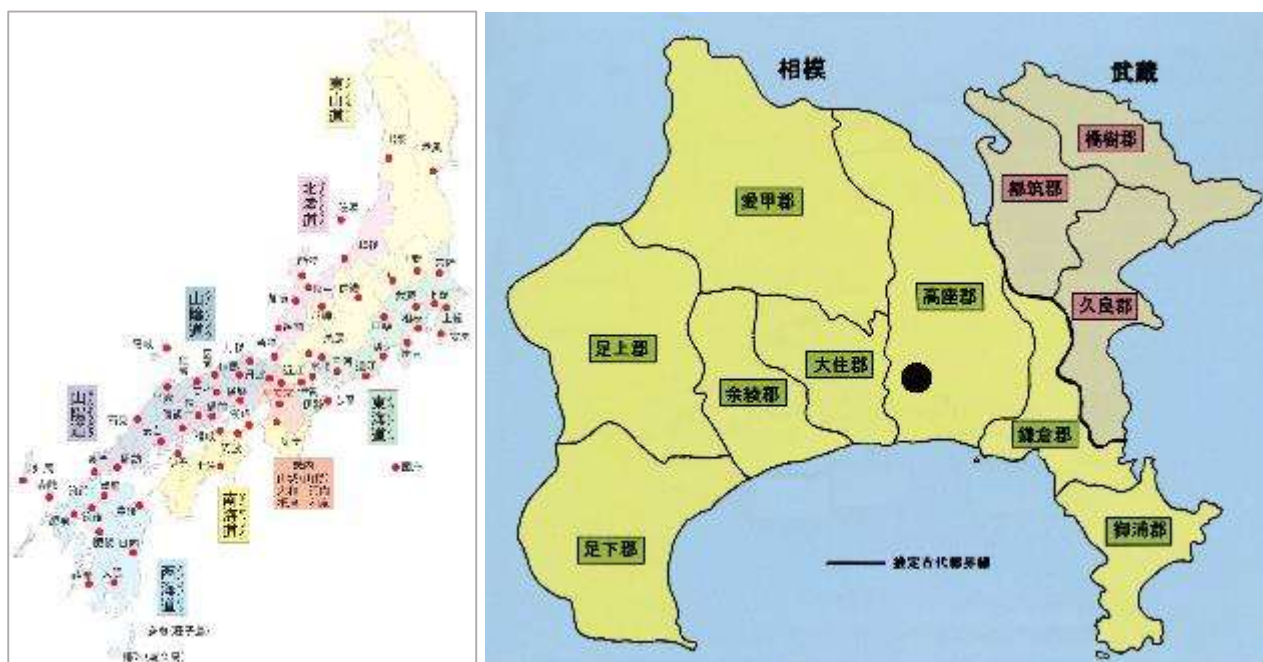


図9 古代の日本と相模国の八郡

(藤沢市2015『大地に刻まれた藤沢の歴史V～古代～』より転載・一部加筆)

国司は中央の貴族のなかから任命され、中央集権的な地方支配が行われたが、前代の国造の系譜を引く地方豪族が郡司となって勢力をもっていたため、国司は郡司の協力を得て政治を行った。人々は戸籍によって田を国から支給される一方、租・庸・調などの税や労役の負担を担った。

市域では奈良時代から平安時代の遺跡が139か所も確認されており、遺跡での調査例が増加することにより、次第に状況が明らかになってきている。なかでも南部の低地部分での遺跡数がこの時代に多くなっていて、低地の開発が進んできたことがうかがえる。

相模国と高座郡

神奈川県のうち、川崎市や横浜市の大部分が武蔵国南部にあたるのに対し、市域をはじめとするそのほかは相模国に属した。当時相模国には足^{あしの}上^{かみ}郡、足^{あしの}下^{しも}郡、余^{よろぎ}綾^{あし}郡、大^お住^お郡、愛^{あい}甲^{こう}郡、高^{たか}座^{くら}郡、鎌^{かま}倉^{くら}郡、御^み浦^{うら}郡の8郡があった。

現在の茅ヶ崎市はそのうちの高座郡に位置しているが、およそ9世紀の状況を示している『和名類聚抄』では「高座」は「太加久良」と読まれており、当時は「たかくら」と呼ばれていた。郷は50戸から形成され、高座郡は美濃郷、伊参郷、有鹿郷、深見郷、高座郷、渭堤郷、寒川郷、塩田郷、駅家郷、二実郷、岡本郷、土甘郷、河会郷、大庭郷の諸郷からなっていた。その位置や大きさなどから相模国の中心的な郡のひとつであったことがわかる。

高座郡家と下寺尾廃寺

平成14年(2002)の夏、下寺尾の北陵高校グラウンドから発見された大規模な建物跡の柱穴等の古代遺構は、西暦700年前後に成立した高座郡家と推定された。グラウンドの南西部からは政務を執り行う郡^{ぐん}庁^{ちやう}が発見され、グラウンドの北西部では4棟の高床式の倉庫(正^{しょう}倉^{そう})群と東西方向に広がる長大な建物があった。

このうち大規模な掘立柱建物群は、一般的な集落遺跡には見られない貴重なものである。特に



写真7 下寺尾官衙遺跡群航空写真

郡庁や正倉とともに、隣接地には同時期の古代寺院である下寺尾廃寺が現在も良好な状態で保存され、その重要性をさらに高めていることから、全国的にも注目されている。下寺尾地区では、古くから寺院跡の存在が言われ注目されていたが、その後の調査で相模国において最古級の瓦の出土する古代寺院の様相が明らかになってきている。さらに、低地に関する集落についても多くの地点でその資料が蓄積されつつあり、古代集落の様相が明らかになってきた。

相模国府

相模国の国府所在地は、『和名類聚抄』には国府は「大住郡」とあり、12世紀中頃成立の『伊呂波字類抄』には「余綾郡」とある。その国府の候補地として大住郡内(現、平塚市)、余綾郡内(現、大磯町)、国分寺のあった海老名市域、小田原市にある千代廃寺跡近辺の4カ所があがっていて、これらの地のあいだを移転したとみる3遷説や2遷説も唱えられ、論争をよんでいた。

そうしたところ、平塚市内の真土・四之宮地区で昭和50年代以降の調査によって、文字を記した墨書土器や当時の高級品である緑釉陶器・灰釉陶器、金属製品など、一般集落とは様相の異なる遺物が発見された。さらに平成16年(2004)、湘南新道の建設に伴う発掘調査において、東西に

向かいあう奈良時代前半の大型の^{ひさしつきほったてばしらたてもの}廂付掘立柱建物2棟が発見された。それらは廂付き建物として現在のところ相模国最大であることや、大型の鍛冶工房が発見されその規模や構造から国衙の官営工房とみられることなどから、国府所在地を示す重要な証拠となった。

この廂付掘立柱建物の建設年代から、国府は当初から大住郡（平塚市）に存在していた可能性が高まっている。下寺尾官衙遺跡群が機能した時代の国府は、相模川下流域の右岸である大住郡内のこの平塚市域に存在したものと考えられる。

相模国分寺・国分尼寺

奈良時代の天平13年(741)、聖武天皇は、度重なる飢饉や疫病の流行、有力貴族が起こした内乱など不安定な政治状況から、国内を仏教の力で安定させ、人々の幸福を願うことを目的として「国分寺建立の詔」を発した。これにより全国に国分僧寺・国分尼寺が造られることになった。相模国でもこの詔を受けて、現在の海老名市域（高座郡内）に国分二寺が建立された。

通常、国分寺は国府に近接して建立されるが、相模国分寺の創建当時、国府は平塚市域にあったと考えられるので、当初から国府と離れた地に建てられたということになる。これは、相模国造の末裔で大住・高座両郡司層となる壬生氏の拠点で、交通の要衝でもある海老名市域であったためという見方が出されている。

相模国分寺跡（僧寺）は、海老名駅の東側約500mの台地上にあり、大正10年(1921)に全国の国分寺跡としては初めて国の史跡に指定された。これまでの発掘調査の成果によって、^{がらんはいち}伽藍配置は、東側に^{こんどう}金堂、西側に塔、北側中心部に^{こうどう}講堂を配し、周囲を中門・回廊で囲む「法隆寺式」の配置をとっており、国分寺としては大変珍しい配置として知られている。金堂跡、講堂跡には高さ1m程の^{きだん}基壇上に^{そせき}礎石が現存し、塔跡は現在整備され、当時の基壇の様子が復元されている。このほか中門・回廊跡、僧坊跡も復元がなされている。

国分尼寺跡は、国分寺の北側約500mのところの所に所在し、平成9年(1997)に国の史跡に指定された。伽藍配置は国分寺とは異なり、中央に金堂を配し、講堂・中門・回廊で囲む一般的に「国分寺式」と呼ばれるものである。金堂跡では高さ1mほどの基壇上に礎石が16個残っていた。講堂跡については基壇や礎石はなく、詳細は不明である。

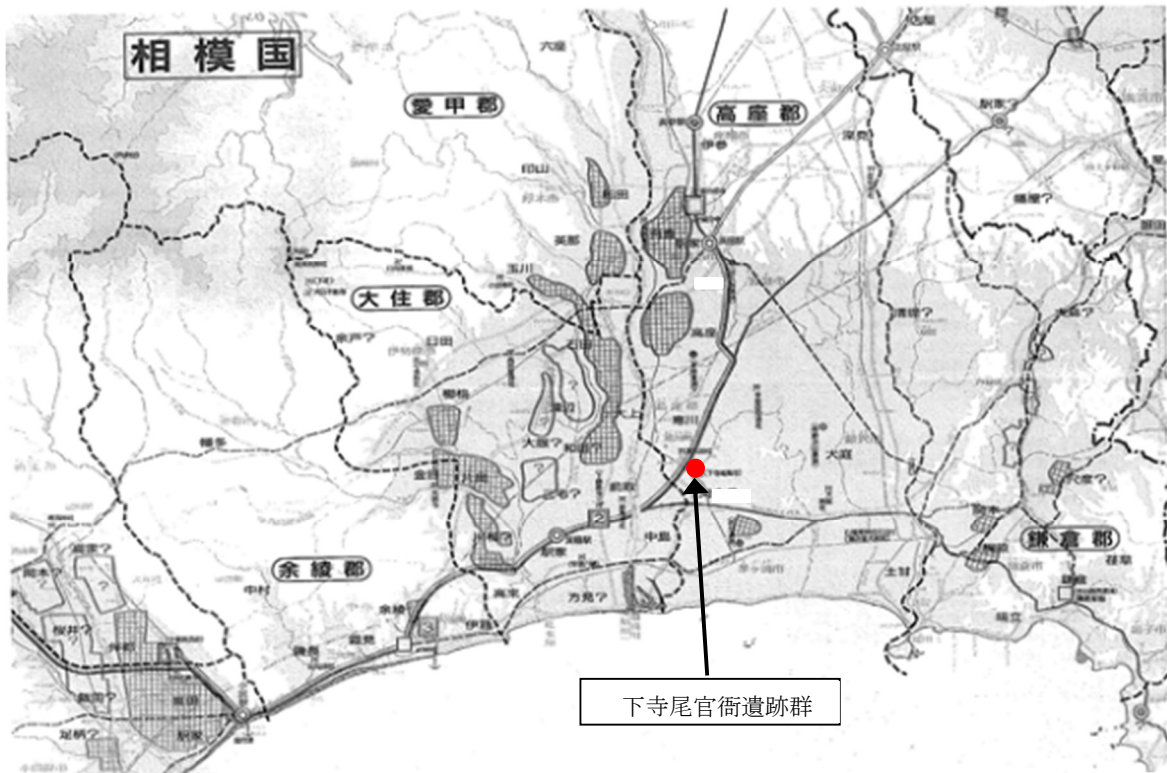
下寺尾官衙遺跡群と古代交通網

東海道、東山道、山陰道、山陽道などの七道は、諸国を結ぶ道（駅路）であるとともに、古代の地方行政区画でもあった。現在、平塚市の構之内遺跡や東中原E遺跡などで古代の道路跡が発見されており、古代の東海道ではないかといわれている。また『日本書紀』や『古事記』のヤマトタケルの東征記事などから、相模国内の古代東海道の様相を知ることができる。初期の東海道は横須賀市の走水から東京湾を渡り房総半島の上総国へ達していた。ヤマトタケルとオトタチバナヒメの伝説として知られる記事が記紀で語られている。

しかし、奈良時代の終わり頃の宝亀2年(771)に、それまで東山道に属していた武蔵国が東海道へと編入され、東海道の経路が相模―上総―下総から、相模―武蔵―下総と変更された。それにともない宝亀2年以降の東海道は、大住国府（平塚市）を経て、相模川を渡り、高座郡家のある下寺尾官衙遺跡群の西側を通り、相模国分寺に通じ、北は武蔵国府（東京都府中市）や奥州（東

北地方)にまで達していたと考えられる。このように下寺尾官衙遺跡群は古代の主要交通路に近接し、中央政府の動向や政治情勢、文化状況などと密接に関っていたのである。

下寺尾の台地上は見晴らしがよく、現在でも水はけに優れていて、川の氾濫などの災害から安全という住みやすい環境である。当時も高座郡を治める役所を建設するには格好の立地であったのであろう。加えて相模川支流の小出川を利用して人や物を運搬できたことも、この地が高座郡の中心地として選ばれた大きな理由のひとつと考えられる。



古代東海道が大住国府（平塚市四之宮）の南側を通過して相模川を渡り、すぐ北上して下寺尾の西を通過し、相模国分寺（海老名市浜田）に達した。その先は奥州古道で下野・上野国へ。

また現平塚市中原から大住国府を通り、武蔵国橋樹郡家へ続く古道もあり、現在は中原街道と呼ばれている。

相模湾沿いに鎌倉郡家を経て現横須賀市走水から海路をとって、上総国へのルートもあった。

図 10 古代交通網

藤沢市教育委員会 1997『神奈川の古代道』（博物館建設準備調査報告書第3集）より引用・一部加筆
（平成24年シンポジウム「下寺尾官衙遺跡群を考える」基調報告より転載）

キ 平安時代

新たな社会状況

延暦13年(794)に桓武天皇が平安京に遷都して始まる平安時代には、律令体制が行き詰まりをみせ、再建のための改革が行われた。そのひとつとして税収の確保をはかるため国司(受領)の権限が強化され、各郡にあった正倉の管理も国司が行うようになった。それまでは有力地方豪族が郡司を世襲し任にあっていたが、国司が郡司を任命する権限をもつようになり、郡司の裁量が縮小され、それにともない郡家が縮小、消滅していった。

信仰の面では密教が盛んになった。中国から空海や最澄によって伝えられた密教は、加持祈祷によって現世利益を求め、平安時代中期に仏教の主流となってゆく。また私度僧と言われる正式に得度していない僧や大きな寺(官寺)に属さない^{ひじり}聖と呼ばれる僧が現れた。9世紀後半には武蔵国や相模国は大地震にみまわれ、相模国分寺は地震とその後の火災により焼失したという記録があることから、下寺尾廃寺にも大きな影響があった可能性が考えられる。

土地の支配においても大きな転換期であった。奈良時代半ば頃に農地の増加を計るために策定された開墾計画によって、中央貴族や大寺院、地方の富豪(田堵^{たと})により開墾された私有地(初期荘園)が畿内を中心に出現し増加していった。

本村居村遺跡出土木簡

この時期の市域の重要な遺跡に本村の居村遺跡がある。住居などの建物施設が造られた小高い砂丘部分(A遺跡)と、最近まで水田耕作が行われていた湿地部分(B遺跡)に分かれている。昭和63年(1988)からの発掘調査で、本村の海前寺の西にある居村B遺跡から奈良・平安時代の多くの遺物とともに6点の木簡(文字が墨書きされた板)が出土した。

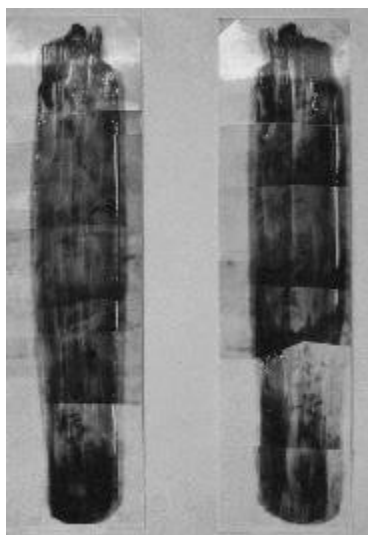


写真8 本村居村遺跡出土木簡

昭和63年に発見された2点のうち、2号木簡は「放生」という仏教行事に関する行政指示文書であり、裏には「飛鳥部」「春(日)部」の人名が記されていた。平成6年(1994)には染色関係の用語などがメモ風に記された^{あかねおけ}「茜槽」木簡が発見された。平成24年(2012)発見の4号木簡は、公的行事での飲食物の配分を記した帳簿と見られ、「貞観」という9世紀後半の元号をはじめ「市田殿」「吉成殿」などの人名や「勾村」「秋村」などの村名が記されていた。

木簡の出土は大変珍しく、本遺跡ではどの地点を調査しても遺構・遺物の密度が高い。しかも発見された6点の木簡の内容からは、居村遺跡が何らかの古代の公的行事に関わっていることが伺える。これらの木簡は、平成27年6月1日に市指定重要文化財に指定された。

ク 中世

荘園の形成と武士

地方の有力農民（田堵）は、盛んに土地を開発し領主に成長するなか、国司の圧力からのがれるため自らの私領を名目的に有力貴族や寺社に寄進するようになり、摂関家や大寺院などの荘園領主が大きな勢力を築いた。そこで延久元年(1069)に後三条天皇は国政改革を掲げて荘園整理を強力に行ったのだが、そこで認められた荘園は安定するようになり、平安時代後期の院政期には、荘園はますます拡大していった。

いっぽう9世紀半ばから東北地方・関東地方では武士が勢力を築くようになっていた。長元3年(1030)、源氏の頼義は上総で反乱をおこした平忠常の鎮圧に向かったが、その際に市域の^{ふところ}懐島郷矢畑に京都の石清水八幡宮を勧請して、懐島八幡宮を創建したと伝えられている。市内の円蔵、西久保、矢畑、浜之郷一带を懐島郷と呼ぶ。

頼義は前九年の合戦（1055年～）の際にも戦勝祈願をし、相模の武士を引き連れて反乱を鎮圧すると、鎌倉の由比郷に懐島八幡宮を勧請し、由比若宮（のちの鶴岡八幡宮）を創建したことから、懐島八幡宮は鎌倉由比若宮の旧社であって、本社宮と改称したとも伝えるが、確証はない。

頼義の子源義家は、後三年の合戦（1083年～）に際して懐島八幡宮に祈願し勝利したことから、寛治3年(1089)に所領を寄進して懐島郷に隣接する浜之郷に現在の鶴嶺八幡宮を創建したといわれ、境内の大イチョウは義家が戦勝祈願のために手植えをしたものとも伝えられ、県の天然記念物の指定を受けている。

懐島八幡宮は、現在、本社宮と呼ばれ、鶴嶺八幡宮の境外摂社となつてはいるが、『吾妻鏡』は頼義により石清水八幡宮が鎌倉に勧請され鶴岡八幡宮となったと記しており、後に鶴岡八幡宮が勧請されて鶴嶺八幡宮が形成されたのであろう。



写真9 鶴嶺八幡宮の大イチョウ

大庭御厨の成立

後三年の合戦に従軍した鎌倉権五郎景正（景政）は、相模の「聞こえ高き兵」であって、合戦の場で右目を射られても突進して奮戦すると、三浦為次がその矢を抜こうとして景政の顔に足をかけようとしたところから、怒った景政に刀で下から突き刺されかけたという逸話が残る。この景政が合戦後の長治元年(1104)に相模川から現在の茅ヶ崎市・寒川町・藤沢市にまたがる一帯を国衙に申請して開発を行い、永久5年(1117)に伊勢神宮に寄進し^{おおばのみくりや}大庭御厨とした。伊勢神宮に供える神饌を調達する神領として、伊勢神宮の保護を受けることとしたのである。

景政の孫・景忠はここを支配して大庭氏を名乗るが、その大庭御厨に天養元年(1144)に二回にわたり武士が乱入し、95町の田の稲を刈り取り、荘官の私財雑物を奪い取るという事件が起きた。事件の背後には上総の豪族の上総氏の庇護を得て育った、義家の孫為義の嫡子義朝がいた。義朝は東国に下って房総半島で成長し、相模の三浦氏に迎えられ、鎌倉の亀谷に館を築くと、三浦氏などを大庭御厨に乱入させたのである。

この事件を契機に大庭景義・景親兄弟は源義朝に従うようになり、保元の乱では都で源為朝と戦っている。そのうちの景義（景能）は御厨内の懐島に館を構えていた。懐島は相模川下流に位置し、小出川や千ノ川などの低湿地帯に囲まれた自然の要塞であり、相模川の渡渉地として交通の要衝でもあった。

鎌倉幕府と大庭景義

源頼朝は、治承4年(1180)に東国武士団を糾合して、鎌倉に幕府を開き武家政権の基礎をつくった。頼朝に従った大庭景義は大庭御厨の本領を安堵され、鎌倉幕府成立後は幕府古老の御家人として重用され、奥州の藤原氏との合戦に朝廷から宣旨が出ないで悩む頼朝に出陣を促したこともあった。

現在の円蔵神明大神宮（神明神社）は、景義が懐島館の鬼門除けとして伊勢神宮を勧進して建立したものといわれ、神社の辺り一帯が景義の館であったと伝えられる。神社のそばの畑には空堀の跡とされる窪地が最近まで見られた。現在、社殿裏には懐島館址碑と景義の像が建てられている。

国の重要文化財に指定されている銅造阿弥陀三尊立像（西久保所在の宝生寺蔵）は、善光寺式の阿弥陀如来立像（高さ58.3cm）で、観音、勢至の両脇侍をそなえる優品だが、懐島郷を領していた大庭景義の持仏という伝承がある。「鶴嶺八幡宮別当勝福寺縁起」は、景義が鶴嶺八幡宮を再興して大仏殿、三重塔を建立したという。なお景義は鎌倉の鶴岡八幡宮の造営奉行を行っている。

景義の弟大庭景親は頼朝挙兵の際に平家方となり、源氏が勝利したことによって捕らえられ処刑されてしまうが、その本拠は藤沢市に所在する大庭城の近くと伝えられている。



写真10 銅造阿弥陀三尊立像
（宝生寺蔵）

旧相模川橋脚

懐島郷から近い下町屋で大正12年(1923)の関東大震災時に「旧相模川橋脚」が出現した。中世初期の面影を伝える貴重な遺構であり、建久9年(1198)12月27日、源頼朝の重臣稲毛重成が亡き妻（北条政子の妹）の供養のために架けた橋と考証されて、大正15年に国の史跡に指定され保存された。『吾妻鏡』は、頼朝が相模川にかけた橋の竣工式の帰りに落馬し、その怪我がもとで翌年に亡くなったとしている。

出現した橋脚はヒノキの丸材で、最大のものは周囲2m・直径60cmほど、その間隔から橋幅は約7mと推定され、全国的にも珍しい大橋である。平成13年(2001)から実施された保存整備に伴う調査では、橋脚の詳細が確認された他、新たに橋脚の北側から関連する大きな土留め遺構が発見され、同19年2月6日に国史跡の追加指定を受けた。

また、地震によって生じた液状化現象の痕跡も確認され、橋脚の出現状況が関東大震災の地震の在り方を残す遺産としても高く評価され、同24年度には国の天然記念物の指定も受けた。液状化現象としては全国初の国指定である。



写真 11 旧相模川橋脚 出現時の様子

このように懐島郷や旧相模川橋脚の存在からは、当時の相模川が現在よりもだいぶ東側を流れていたことが判明した。相模川は、中世には相模河・鮎河・馬入川などと称されていたことが記録に残る。文治3年(1188)に頼朝が300騎の随兵を率いて二所詣(箱根大権現・伊豆山大権現)をした際には、三浦義澄の担当で相模川に浮橋を構えている。浮橋とは、流れが速く橋を架けにくい川の水面にいかだや多くの舟を浮かべ、その上に板を渡した仮橋であり、相模川には本格的な架橋はされてい

なかったのだが、建久9年に稲毛重成により架橋されたと考えられる。

橋は実朝の時代になって痛んだことから修復が考えられたが、橋供養の直後に頼朝が亡くなったことから不吉とされた。しかし実朝は庶民の便を考え修復するように命じており、おそらく見つかった橋脚はこの時のものであろう。実朝は相模川に遊んで「夕月夜さすや川瀬のみなれ棹なれてもうとき波の音かな」の歌を詠み、小川法印忠快に六字河臨法という祈祷を行わせるなど、相模川をこよなく愛していた。

街道の整備と支配

東国武士の動きが広がるなか、市域では様々な道が発達した。幕府が成立してから、鎌倉と各地を結ぶ鎌倉道が整備された。鎌倉幕府は京と鎌倉を結ぶ往還において、各所の地頭に宿を整備させており、東海道は当市域を通過しているので大庭氏が整備にあたったのであろう。建久元年(1190)、頼朝は上洛に際し懐島に宿泊したが、おそらく景義の館に泊ったものと考えられる。

その東海道の整備にあたった景義の死後、嫡男景兼が懐島を支配したが、建保元年(1213)の和田合戦で失脚してからは、幕府の奉行人である二階堂氏、北条一門の^{おさらぎ}大仏氏など幕府の要人の所領となり、建武の新政期、室町幕府の時代には足利氏が懐島を領するなど、この地は重要な地として認識されていた。

鎌倉幕府の滅亡期には北条高時の嫡子邦時が懐島で殺されており、足利尊氏が北条時行の率いる鎌倉北条氏の残党と戦った中先代の乱では相模川で合戦があつて、三浦持明が懐島の浦で自害しているなど、相模川周辺は京・鎌倉往還の難所であるとともに、交通の要衝であったことがわかる。大庭御厨全体は大庭氏が没落した後、領主は変わりながら存続してゆき、鎌倉時代末期には13の郷が存在しており、相模国最大の御厨であった。

鶴嶺八幡宮は室町時代になっても関東支配の拠点である鎌倉府の祈願所となり、その別当寺である懐島勝福寺光明院は、鎌倉公方の足利氏満が父基氏の菩提所となしている。ただかつて12の別当(坊)があつたといわれる鶴嶺八幡宮も、現在ではその存在を明らかにするものがほとんど残されていない。

中世の当市域で特徴的な歴史資料に板碑がある。板碑は関東の鎌倉文化圏で特に多く見られる供養塔で、鎌倉武士や在地の人々によって造られた。永仁3年(1295)から応永14年(1407)の約百年間に集中しており、そのほとんどが東海道や大山街道、鎌倉古道に接する地に分布する。阿弥陀信仰に関係した、鎌倉を中心とした在地の人々による新しい社会の到来を物語っている。

戦国時代の茅ヶ崎

京での応仁の乱(1467)に先立って、関東では戦乱がおきていた。16世紀後半の大庭御厨では結城氏、上杉氏、香川氏、板倉氏などの武士の間で所領の争奪があったが、応仁の乱を経ると関東は内乱状態となり、各地ではげしい戦いが展開した。

そうしたなかで明応4年(1495)、北条早雲(伊勢宗瑞)が小田原城を奪取し、永正9年(1512)に鎌倉入りして玉縄城(鎌倉市)を築城したが、永正16年(1519)に早雲が子菊寿丸に譲った所領に「ひしぬま」「ちかさき」の名が見える。後北条氏の家臣の知行所を書き上げた『小田原衆所領役帳』によれば、当市域では後北条氏の家臣16名が知行地を有しており、その知行地は下町屋、萩曾弥、茅ヶ崎、菱沼、菱沼新田、菱沼内鶴田、室田、赤羽弥、甘沼、香川、堤、行谷、芹沢で、玉縄城の支配下に置かれていた。

しかし永禄3年(1560)、越後の長尾景虎(上杉謙信)が関東平野に進出し、翌年3月には相模川を渡って後北条氏の小田原城に迫っており、また永禄12年(1569)には甲斐の武田信玄が藤沢・茅ヶ崎を経て相模川を渡り、小田原城下に攻め入っている。これらによって市域も戦火にまきこまれ多くの損害を負ったものと考えられる。

現在の龍前院参道と鶴嶺八幡宮の横大門とが接する辺りで実施された本社A遺跡の発掘調査によれば、戦国時代(16世紀)の土木工事の遺構から、多数の墓石である宝篋印塔ほうきょういんとうや五輪塔の石が二次利用されていることが確認されている。このことはそれまでの住人の墓地の破壊を意味しており、戦国時代後半に大きな政治的変動があったことを物語っている。

西久保の上ノ町遺跡では、武家屋敷と推定される遺構群が発見され、御屋敷遺跡、金山遺跡などでは居館跡を窺わせる堀や建物址が確認されるなど、市全域においてこの時期の遺跡が多数見つかっており、現在につながる地域の基盤ができていたことがうかがえる。この後、江戸時代(近世)にかけてほぼ現在の茅ヶ崎が形づくられたものと考えられる。

ケ 近世

茅ヶ崎市域に23の村が成立

天正18年(1590)、後北条氏は豊臣秀吉の小田原攻めにより滅亡し、秀吉から関東への領地替えを命じられた徳川家康は、後北条氏の故地である関八州を与えられ、同年8月に江戸入りした。これにより当市域も徳川家家臣の支配下に入った。

家康は家臣に俸禄として土地を支給する知行割を行うとともに、新たな領国の土地と人を把握し経済的な基礎を確立するために検地を行ったが、その検地をもとに集落と耕地の関係が整理され、村の境界が定められ、村落の範囲が定められた。これによって市域には23の村が生まれた。これらの村は新田開発や新たな経済活動を通じて成長し、17世紀の間に検地が行われ、そこで確定された村高は、幕末までほぼ一定することになったが、それとともに村の境界争いや水利・漁業権をめぐる争いも生まれた。

村の領主

村々の領主（地頭）は、幕府直轄領の場合は代官、そのほかは徳川將軍家直属の家臣（旗本）であった。天正19年(1519)に下寺尾村の領主の旗本の松平忠政には「東郡下寺尾のうち三百石」が与えられ、ほかに下寺尾御村には永井、笈の二氏の知行地もあったが、これは相給といっ



写真12 大岡家累代の菩提寺浄見寺と一族13代の墓所

て村を何人かの地頭に与えられたことによるものである。松平忠政の孫重継はのちに昇進して大坂町奉行となり、村内の曹洞宗寺院である白峰寺を菩提寺とした。

堤村を本領としたのは大岡家で、三河国にいた頃からの家康の家臣であった大岡忠政は、堤村を天正19年(1591)5月3日に与えられた。忠政は関東に移って堤村に住まいを構えていたことが、『相模国風土記稿』に「大岡氏陣屋跡、浄見寺の東南にあり、忠政、当村を賜わりし後ここに土着し、後江戸に移住す」とあってわかる。慶長16年(1611)に菩提寺として窓月山浄見寺を村内に建立している。

その大岡家の5代目が江戸町奉行となった越前守忠相である。浄見寺山門左の一段高いところに並ぶ一族13代の墓所は市指定の史跡となり、寺林と墓所の脇に立つオハツキイチョウは県天然記念物に指定され、さらに室町時代作とみられる弁才天坐像は県重要文化財の指定を受けている。

東海道と茅ヶ崎

家康は関ヶ原合戦の後の慶長6年(1601)、東海道の整備に入り、江戸の日本橋から京都の三条大橋間に宿場を設定したことで東海道五十三次が成立する。慶長9年(1604)には並木の植樹と一里塚の構築を命じており、市域には今もその跡が残る。文化3年(1806)に江戸幕府が作成した『東海道分間延絵図』を見ると、沿道に菱沼村、小和田村、茅ヶ崎村、浜之郷村、下町谷（屋）村、今宿村、中島村があり、牡丹餅立場、一里塚、南湖立場、姥ヶ嶋（姥島）などが描かれている。



写真13 東海道松並木

江戸時代の茅ヶ崎は藤沢宿と平塚宿の間にあつて、間の宿といわれ、また宿場以外で旅人が休む所は立場や立場茶屋といわれた。国道1号線沿いの茶屋町の地名は（現在の南湖一丁目周辺）「茅ヶ崎地内字南湖立場」に基づいている。藤沢から次の宿場・平塚へ向かう旅人は、相模川が増水して渡れない時などには、ここで休んだという。

江戸時代後期の文人、太田南畝は享和元年(1801)2月、脇本陣である江戸屋に泊まり、シコイワシのなますと、ショウロ（きのこ）の吸い物を食べ、大変うまいものであったと書いている。

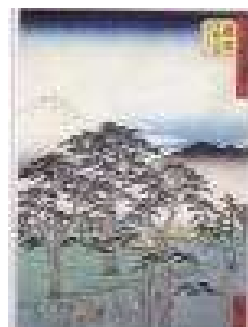


写真14 歌川広重「南期(湖)の松原不二」

東海道を江戸から京へ下る場合、富士山が進行方向の左手に見えるのがまれなことから、「左富士」は景勝地になっていた。茶屋町から下町屋方面

に向かう鳥井戸橋付近からは千ノ川の下流の先に富士山が見えており、この辺りが「南湖の左富士」と呼ばれた名所である。浮世絵師の歌川広重は『東海道五十三次名所図会』に「南期（湖）の松原左り不二」を描いている。平成6年にこの鳥井戸橋脇に記念碑が建立された。

相模川水運と藤間家

相模川の河口にある柳島村は、相模川水運と海上交通の接点であり、相模平野の年貢米は当初、須賀湊（平塚市、現在の平塚漁港）から江戸へ独占的に水運で輸送されていたが、江戸の発展や経済的な成長による流通量の増大によって、元禄4年(1691)に柳島村の柳島湊にも廻船業の許可が下りた。

対岸の須賀湊とともに年貢米や相模川を下ってきた物資の集散輸送の役割を担い、舟運の基地として相模湾水運の一翼を担うこととなった。これにともない須賀村が負担していた馬入（相模川）の渡船役を柳島村も負担した。この柳島湊を母港として大々的に商いを行っていたのが藤間家で、代々名主を務め、家業として廻船問屋を営んだ。

13代目の藤間柳庵とうまりゆうあんは享和元年(1801)に生まれ、9歳のころから書を習い、11歳から学問を始め、江戸に出て学んだという。名主を務め、家業の廻船業では観音丸・不動丸などを所有し、江戸はおろか北は仙台、石巻、西は遠州灘、熊野灘から遠く瀬戸内海にまで活躍し、「文人名主」と呼ばれた。

柳庵は激動の明治維新前後にあつて、内憂外患の破乱の世相を庶民の目で記録した『太平年表録』を著している。この記録は嘉永6年(1853)2月2日の小田原大地震で初編がはじまり、明治5年(1872)までの7編からなる。嘉永6年と翌年のペリー来航時は浦賀に出かけて観察し、安政2年(1855)10月の安政大地震時には自ら見聞した江戸市中の克明な被害状況を記すなど、史料として貴重である。

藤間家は近世の社会情勢を語る重要な文書資料や、廻船商ならではの民俗資料を多数所蔵し、広大な藤間家屋敷地の地中には江戸時代以前の遺物類が包含されている。

鉄砲場の設置

享保13年(1728)、享保の改革の一環として、鉄砲方役人の銃術鍛練の場として、柳島村（相模川河口）から片瀬村までの海岸に、相州砲術調練場（鉄砲場）が設置された。伊豆韮山の代官である江川氏がこの地域の直轄領の代官として経営にあたったが、演習時の役人への宿泊接待、力役労働、警備、伝馬などの夫役を村民が担うこととなり、大きな負担となった。

またその地をめぐるは松林の伐採や新田開発などで度々紛争が起き、なかでも鉄砲方役人の佐々木卯之助の下で行われていた新田開発をめぐる、天保3年(1832)に検地が行われた結果、卯之助は遠島処分を受け青ヶ島に流罪となる事件が起きた。卯之助が村人を助けて動いたことから処分の憂き目にあつたのであろう。

現在、柳島海岸から中海岸、東海岸、平和学園に至る道筋の海寄りに鉄砲道と呼ばれる道筋があつて、この道のいわれの一つに鉄砲場の中を縫っていた道という意味があるが、柳島記念館の絵図にはもっと海岸寄りに鉄砲場が描かれている。なお佐々木卯之助の追悼の碑が明治31年(1898)に建てられ、今は鉄砲道に存在する。

近世の文化財

天正 18 年(1590)の小田原北条氏の滅亡後、荒れていた八幡社を朝恵上人が再興し、慶安 3 年(1650)に参道の四百二十間に松を植えたという。これが今に残る鶴嶺八幡宮の参道及び参道松並木で、参道は市指定文化財、松並木は市天然記念物となっている。鶴嶺八幡宮に関わる調査では、現参道下から古参道や木製鳥居が発見されており、さらに社殿に近い部分では旧池跡などが確認されている。

民家建築として旧三橋家住宅・旧和田家住宅が幕末の農家建築の様式をよく残している。このうち旧三橋家住宅は文政 10 年(1827)に香川村の三橋伊右衛門が自宅として建築したもので、この時の事情は記録に残されている。昭和 48 年(1973)に移築されて市の指定文化財に指定され、民俗資料館として一般公開されている。

寒川神社の浜降祭は昭和 36 年(1961)に県の無形民俗文化財に指定されている。浜降祭の起源は、天保 9 年(1838)に寒川神社の神輿が大磯の国府祭に参加しての帰りに相模川に落ちてしまい、茅ヶ崎海岸の村々で捜索した結果、発見されたことがあり、それ以来、神輿が浜に渡御するようになったという。ただ、諸国の一宮では夜明けに禊のために海に渡御する祭礼が多くあるので、もっと早くから行われていたであろう。

18 世紀後半からは大磯の^{しぎたつあん}嶋立庵や藤沢の^{ゆぎょうじ}遊行寺を中心とする俳諧の活動が盛んになった。この時期、この地が湘南文化圏を形成してゆくことになるが、その背景には町人や百姓が自らの職業に自覚を持つようになり、経済的余裕も生まれたからである。その文芸を支えたのが教育であって、手習所(寺子屋)が多く生まれている。それを主催したひとりが旧和田家住宅の和田篤太郎で、自宅の一室を教場として周囲の子らに読み書きそろばんを教えた。

石造物と信仰

茅ヶ崎市内には、江戸時代から現代にかけて作られた石仏約 1200 体が確認されている。特に小出地区に多く、承応 4 年(1655)に造られたものから昭和に至るまでに 250 基の石仏と石像物がある。

庚申塔は市域に 90 基を超え、そのうちの 6 基が市指定重要文化財になっている。円蔵の輪光寺塔は市内でもっとも古く、約 1m の高さの塔に三猿が浮き彫りになっており、全国的に見ても三猿が庚申塔に最初に彫られた例として貴重であって、昭和 44 年(1969)に市指定文化財となった。甘沼八幡大神境内の承応 3 年(1654)塔、行谷金山神社の承応 4 年(1655)塔、十間坂神明



写真 15 旧和田家住宅



写真 16 旧三橋家住宅



写真 17 浜降祭の「みそぎ」の様子



写真 18 輪光寺の庚申塔

宮の明暦4年(1658)塔の三基は、石塔や民間信仰史の研究にとって価値が非常に高く、平成18年(2006)、県の有形民俗文化財に指定された。

また、江戸時代になって庶民に流行した大山信仰により建てられた碑や灯籠等が市内に4基残り、霊山として知られる大山への信仰を知る重要な資料となっている。

コ 近現代

町から市へ

茅ヶ崎の村々は、明治元年(1868)に神奈川県の所管となり、同22年(1889)の市制・町村制の施行によって江戸時代の23ヵ村が茅ヶ崎村、鶴嶺村、松林村、小出村に生まれ変わり、次いで同41年(1908)に小出村を除く3ヵ村が合併して茅ヶ崎町となった。

当時の茅ヶ崎は湘南の一農村地帯で、全国的にも無名の存在であったが、明治31年(1898)の茅ヶ崎駅開業を機に、温暖な気候に基づく別荘地・保養地としての発展がはじまった。高田畹安たかたこうあんにより同32年(1899)に設立された結核療養所「南湖院」は全国から多くの患者を集め、同41年(1908)には国木田独歩が入院し、最期の容体が新聞に連日報道され、茅ヶ崎の名が広く世に知られる契機となった。

昭和に入り、町は発展してゆき、終戦直後の昭和22年(1947)10月1日、神奈川県下では8番目の市として単独市制を施行し、市勢発展の第一歩を踏み出した。同30年(1955)4月5日には、小出村との分村合併によって現在の市域が定まり、都市基盤も徐々に整備された。

その後、東京、横浜への交通の利便性や恵まれた自然環境を背景として急激な都市化が進み、平成元年(1989)12月には県下で7番目の20万都市になり、平成15年(2003)には特例市に移行した。

近代の遺産

茅ヶ崎の海岸に面した砂丘上にたたずむ茅ヶ崎館は、創業が明治22年(1889)の老舗旅館である。明治時代の終わりから大正、昭和にかけて、茅ヶ崎のこの一帯が別荘地や保養地として発展する中で海水浴場としても知られるようになり、多くの海水浴客が訪れたが、茅ヶ崎館はこれらの海水浴客向け旅館として創業された。

現在の建物のうち、数寄屋風の意匠が特徴とされる「浴室棟」をはじめ「広間棟」「中二階棟」「長屋棟」の4棟については、大正15年(1926)頃の建築がそのまま残されていることから、平成21年(2009)1月に国の有形文化財に登録された。

昭和初期の建造物である藤間家住宅主屋(非公開)も国の有形文化財に登録されているが、これは昭和7年(1932)の建築で、和洋の意匠を対比的に採用した西村伊作設計の近代住宅である。



写真19 藤間家住宅

サ 茅ヶ崎市の文化財

文化財は、人間の文化的活動や生活から生まれ、育まれ、守り伝えられてきた貴重な国民的財産である。このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録し、現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方、保存修理や史跡等の公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。

茅ヶ崎市には、現在、「史跡下寺尾官衙遺跡群」を含めて国指定文化財4件、県指定文化財9件、市指定文化財30件、国登録有形文化財5件が認定されている。建造物や美術工芸品などの有形文化財のほか、「茅ヶ崎海岸浜降祭」といった無形民俗文化財も県指定を受け、保護されている。詳細は次ページの表のとおりである。



写真 20 保存整備後の旧相模川橋脚

表 4 茅ヶ崎市の文化財一覧

国指定文化財				
				4件(うち2件重複)
番号	種別	名称	指定年月日	所在地
1	史跡	旧相模川橋脚	大正15年10月20日	下町屋1-551-2
2	天然記念物	〃	平成25年 3月27日	〃
3	重要文化財	宝生寺の銅造阿弥陀三尊立像	昭和34年 6月27日	西久保546
4	史跡	下寺尾官衙遺跡群	平成27年3月10日	下寺尾字西方
県指定文化財				
				9件
番号	種別	名称	指定年月日	所在地
1	天然記念物	浄見寺のオハツキイチョウ	昭和36年 3月14日	堤4330
2	〃	〃	〃	浜之郷462
3	重要文化財	〃	〃	堤4317
4	天然記念物	〃	〃	堤4318 外
5	無形民俗文化	〃	〃	南湖・西浜海岸
6	史跡	〃	〃	堤2719-2
7	有形民俗文化財	八幡大神の庚申塔(承応3年)	平成18年 2月14日	甘沼292
8	〃	金山神社の庚申塔(承応4年)	〃	行谷766-2
9	〃	神明宮の庚申塔(明暦4年)	〃	十間坂3-9-47
市指定文化財				
				30件(うち2件重複)
番号	種別	名称	指定年月日	所在地
1	史跡	浄見寺の大岡家一族墓所	昭和36年 2月14日	堤4330
2	〃	茅ヶ崎一里塚	昭和36年 8月15日	元町5890
3・4	史跡・天然記念物	鶴嶺八幡宮参道及び松並木	昭和44年 8月15日	浜之郷732 外
5	重要文化財	輪光寺の庚申塔(寛永17年)	〃	円蔵2238
6	〃	民俗資料館(旧三橋家住宅)	昭和46年 3月26日	堤4318
7	〃	上正寺の木造聖徳太子立像	昭和49年 1月23日	小和田2-12-73
8	〃	上正寺の旧寛永寺石燈籠	〃	〃
9	〃	小和田公民館の旧寛永寺石燈籠	〃	美住町6-20
10	〃	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	〃	茅ヶ崎1-1-1
11	〃	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	〃	〃
12	〃	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	〃	〃
13	〃	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	〃	〃
14	〃	圓蔵祭囃子	昭和50年 3月24日	円蔵
15	〃	柳島エンコロ節	昭和51年 1月22日	柳島
16	〃	南湖麦打唄	昭和54年 3月31日	南湖
17	〃	芹沢米搗唄	〃	芹沢
18	〃	民俗資料館(旧和田家住宅)	昭和57年 7月20日	堤3882 外
19	天然記念物	腰掛神社の樹叢	昭和61年 2月21日	芹沢2170 外
20	重要文化財	龍前院の五輪塔十基	昭和62年 4月17日	浜之郷356
21	〃	龍前院の庚申塔(明暦3年)	〃	〃
22	〃	龍前院の梵鐘	〃	〃
23	〃	上国寺の木造日蓮坐像(永正11年)	平成 8年11月 1日	今宿488
24	〃	常顕寺の木造日蓮坐像(大永7年)	〃	萩園1441
25	〃	信隆寺の木造日蓮坐像(永禄7年)	〃	今宿841
26	〃	本社宮の庚申塔(明暦2年)	〃	矢畑142
27	史跡	藤間家(近世商家)屋敷跡	平成25年 3月15日	柳島2-6-30
28	重要文化財	堤貝塚出土の深鉢形土器	〃	中海岸2-2-18
29	史跡	堤貝塚	平成27年6月1日	堤字十二天
30	重要文化財	本村居村遺跡出土木簡(6点)	〃	梅田文化財収蔵庫
国登録有形文化財				
				5件
番号	名称		指定年月日	所在地
1	茅ヶ崎館浴室棟		平成21年 1月22日	中海岸3-8-5
2	茅ヶ崎館長屋棟		〃	〃
3	茅ヶ崎館中二階棟		〃	〃
4	茅ヶ崎館広間棟		〃	〃
5	藤間家住宅主屋		平成27年3月26日	柳島2-6-30

最新情報か要確認

3 下寺尾遺跡群の概要

(1) 下寺尾遺跡群の構成

下寺尾遺跡群が所在する神奈川県茅ヶ崎市の北西部にあたる下寺尾・^{かがわ}香川地区と茅ヶ崎市に接する^{さわかま}寒川町東部には複数の遺跡が所在する。

これら複数の遺跡については、これまでの調査によって、古代を中心に関連する内容を持つことが明らかになっており、関連する遺跡を群として一定の範囲で括ることにより、本地域において展開する遺跡の状況をより効果的に把握することができると考えられる。そこでこれら複数の遺跡を一括りにし、下寺尾遺跡群と呼称して扱うこととした。具体的には、台地上に所在する下寺尾西方遺跡のほか、台地南側の砂丘を中心として周辺の旧河道や低湿地部分に展開する茅ヶ崎市下寺尾の七堂伽藍跡、そして七堂伽藍跡に接して所在する寒川町の^{おおまがりごたんだ}大曲五反田遺跡や寒川町の^{おかだみなみこうち}岡田南河内遺跡、さらに^{こまよせがわ}駒寄川を挟んで南に位置する茅ヶ崎市香川の^{きた}北B遺跡である。したがって下寺尾遺跡群とは、この5遺跡によって構成されたものを呼ぶ。また、下寺尾遺跡群は、中心となる古代の官衙遺跡群のほか、縄文時代前期の貝塚や弥生時代中期の環濠集落、さらに中近世の足跡が把握されており、複数の遺跡だけでなく、違う時代の要素も持っている。したがって本書でいう下寺尾遺跡群は、下寺尾・香川地区及びこの地区に接する寒川町東部に展開する複数の遺跡ならびに時代が異なる重層する遺跡の両方の要素を持っている遺跡群のことを呼称するものである。

下寺尾遺跡群の中には、個別の時代や内容によって、その遺跡の性格や特徴を示す呼称を用いているものもある。これらを整理すると、下寺尾西方遺跡内に位置する縄文時代前期の貝塚は、岡本により調査され西方貝塚としてその内容の報告とともに研究が進められた学史でも著名な貝塚遺跡である。したがって西方貝塚と呼称する場合は、下寺尾西方遺跡内にある縄文時代前期の貝塚遺跡のことを示すものである。また、下寺尾遺跡群の中心となっている古代官衙遺跡については、複数の遺跡にまたがることから下寺尾官衙遺跡群と呼称している。この官衙遺跡群の中には、これまでの調査で遺跡内容が明らかになってきたものもあり、下寺尾西方遺跡で発見された官衙遺跡は、郡家であることから高座郡家と呼称する場合がある。また同様に、隣接する七堂伽藍跡では郡衙周辺寺院とされる古代寺院が確認されており、下寺尾廃寺と呼称する場合もある。さらに固有の呼称ではないが、古代官衙遺跡に関連する遺跡として、七堂伽藍跡で確認されている河津、さらには七堂伽藍跡、北B遺跡、大曲五反田遺跡、岡田南河内遺跡などからは祭祀場などが確認されており、これらは古代遺跡に関わるものである。

なお、下寺尾官衙遺跡群のうち平成27(2015)年3月に国史跡の指定を受けた範囲については、史跡下寺尾官衙遺跡群と呼称している。したがって下寺尾官衙遺跡群は、指定を受けた範囲を示す史跡下寺尾官衙遺跡群と指定されてはいないが史跡周辺に展開する河津や祭祀場などの範囲を含む下寺尾官衙遺跡群の二つで示している。

下寺尾西方遺跡であるが、平成24(2012)年以前は遺跡台帳では西方A遺跡、西方B遺跡、西方C遺跡、として個別に記載されていた。しかし、これらの遺跡は互いに隣接し同じ地形に立地していることに加え、これまでに得られた調査成果から時代や内容的に同じ状況が確認されており、本来同一の遺跡であると考えられることから、平成24年度に三つの遺跡を統合する変更増補の手続きを行い、現在は神奈川県・茅ヶ崎市遺跡台帳では、西方遺跡として記載されている。

なお、本書では平成24年度以前の調査等に関しては、原則として従前の遺跡名ならびに調査名をそのまま使用し記述している。

以下、本節で説明した下寺尾西方遺跡関連の遺跡等呼称についてその内容をまとめる。なお、これらを整理した概念図を第1図で、さらに遺跡と時代との関係を示したのが表1である。

下寺尾遺跡群：下寺尾・香川地区及びこの地区に接する寒川町東部に展開する下記の遺跡ならびに時代が異なる重層する遺跡の両方の要素を持っている遺跡群のことを呼称するものである。

茅ヶ崎市下寺尾西方遺跡

茅ヶ崎市七堂伽藍跡

茅ヶ崎市北B遺跡

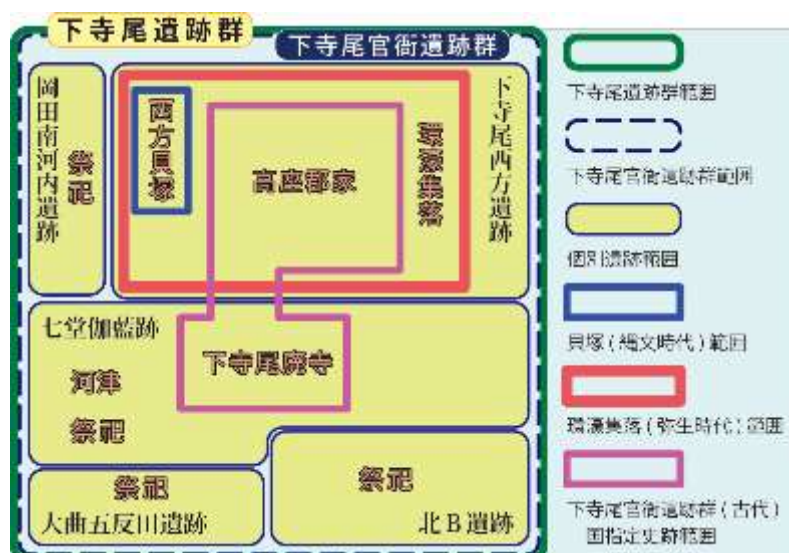
寒川町大曲五反田遺跡

寒川町岡田南河内遺跡

西方貝塚：下寺尾西方遺跡内に位置する縄文時代前期貝塚遺跡を指す。

下寺尾官衙遺跡群：下寺尾遺跡群内における古代官衙遺跡群を指す。

史跡下寺尾官衙遺跡：下寺尾官衙遺跡群内において、現在国の史跡指定を受けている範囲の遺跡を示す。



第1図 下寺尾遺跡群を表す概念図

(茅ヶ崎市・茅ヶ崎市教育委員会 2017)

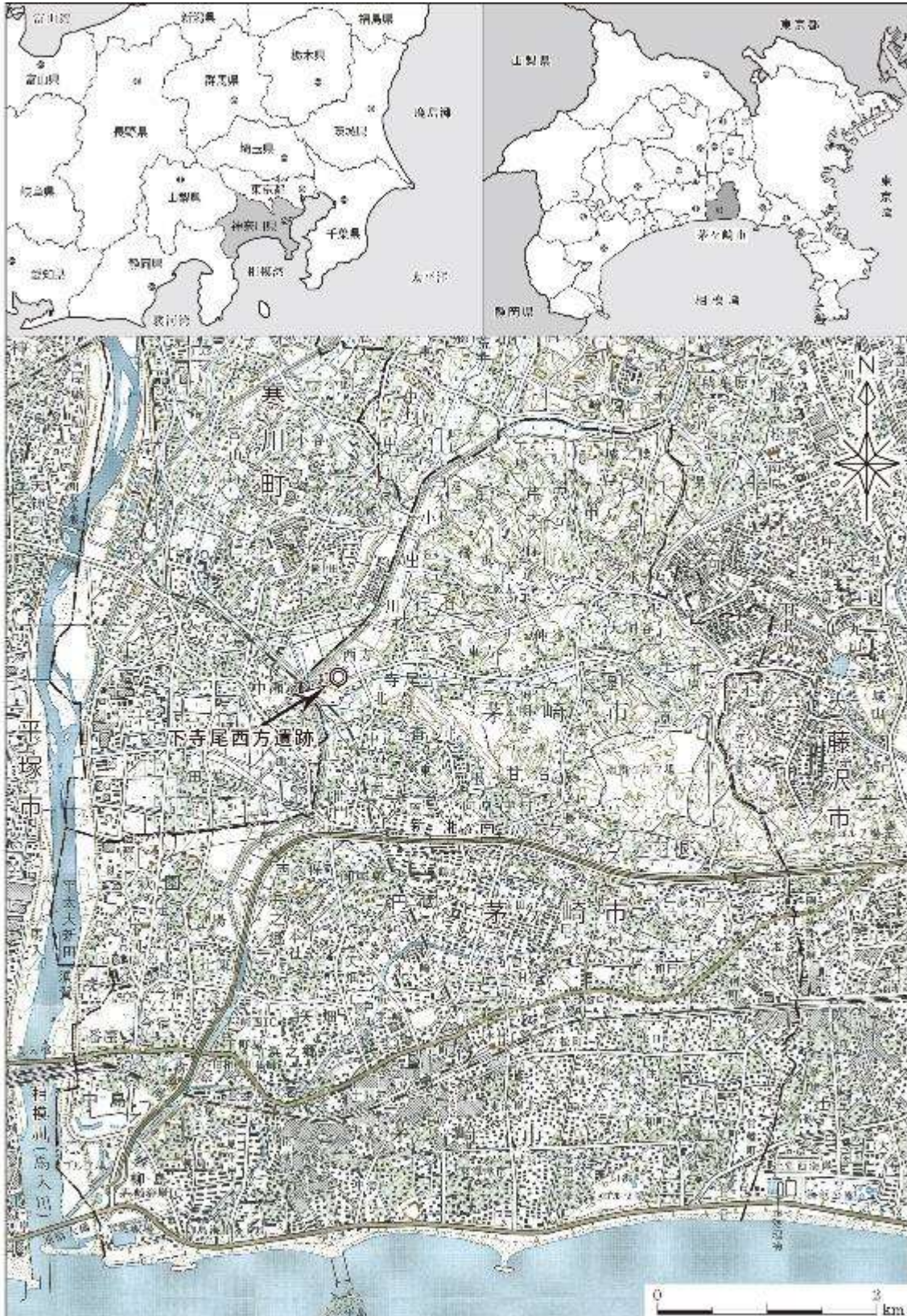
表1 下寺尾遺跡群関連略年表

略年代	時代	時期	下寺尾西方遺跡	七堂伽藍跡	北B遺跡	大曲五反田遺跡	岡田南河内遺跡
BC9000	縄文時代	草創					
BC5000		早					
BC3500		前	貝塚・集落				
BC2500		中					
BC1300		後					
BC900	弥生時代	晩					
BC700		前					
BC400		中	環濠集落				
BC300	弥生時代	後					
AD 50		後		集落			
300	古墳時代	前		集落			
400		中		集落	方形 環濠集落		
500		後					
710	奈良・平安時代	後	集落	集落	河津	集落	集落
800		後	高座郡家	下寺尾寺院	祭祀	祭祀	祭祀
900		後		集落	祭祀	祭祀	祭祀
1000		後		集落	集落	集落	集落
1100	中世	後		仏堂			
1200		後					
1600	近世	後					
1900		後					
2000	近現代	後	北陵高校	相模線橋脚	記念碑		
2000		後	防空壕				

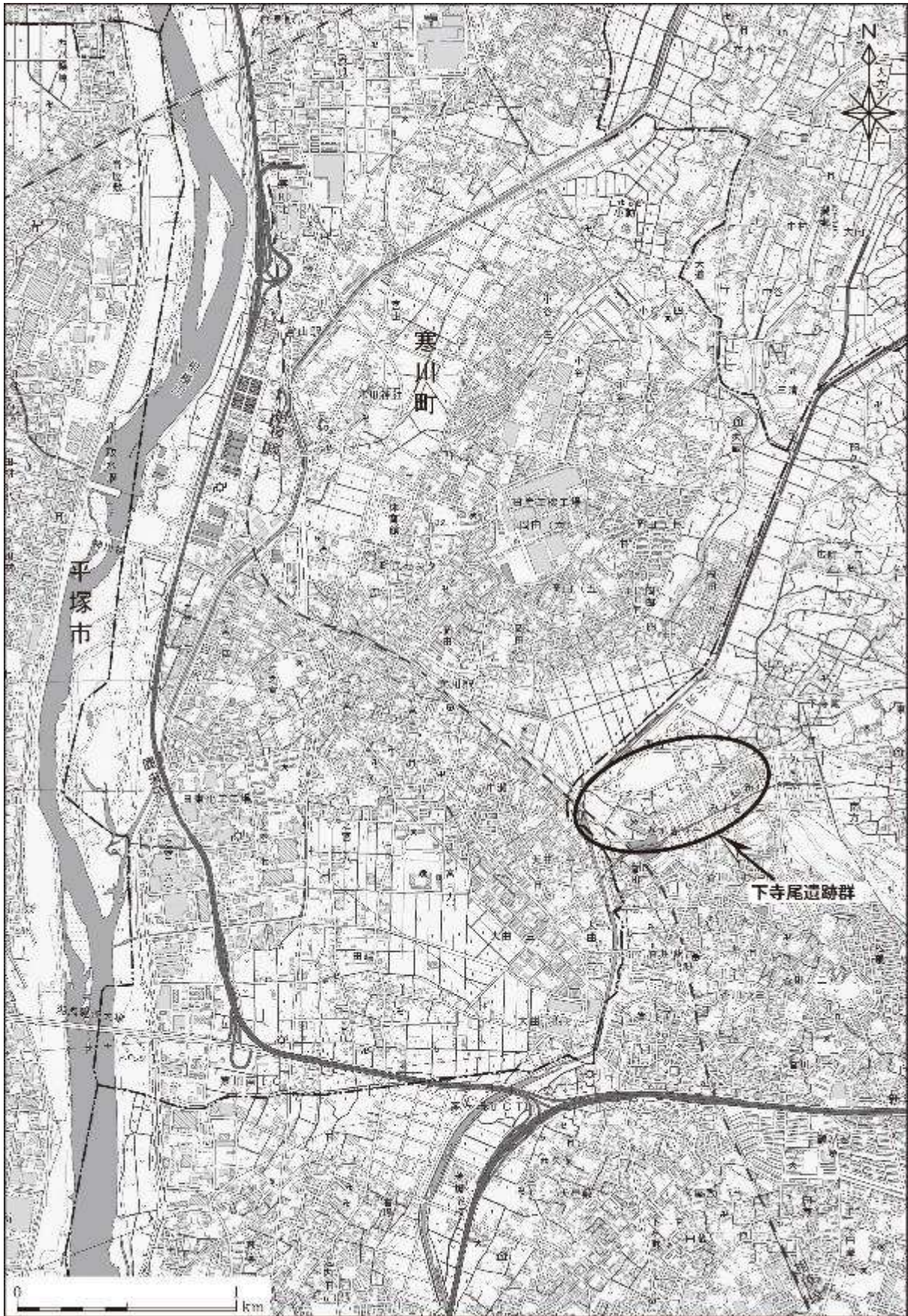
下寺尾官衙遺跡群

凡例

** ** 個別確認項目
 遺構 遺物出土



第■図 遺跡周辺地形図1 (1/50,000 : 国土地理院発行『平塚』『藤沢』を使用)



第■図 遺跡周辺地形図2 (1/25,000 : 国土地理院電子地形図25000を使用)



第■図 遺跡周辺迅速測図 (1/20,000 : 明治15年発行『藤沢驛』『平塚驛』『原宿村』『下糟屋村』を集成)

(2) 下寺尾遺跡群の位置と立地

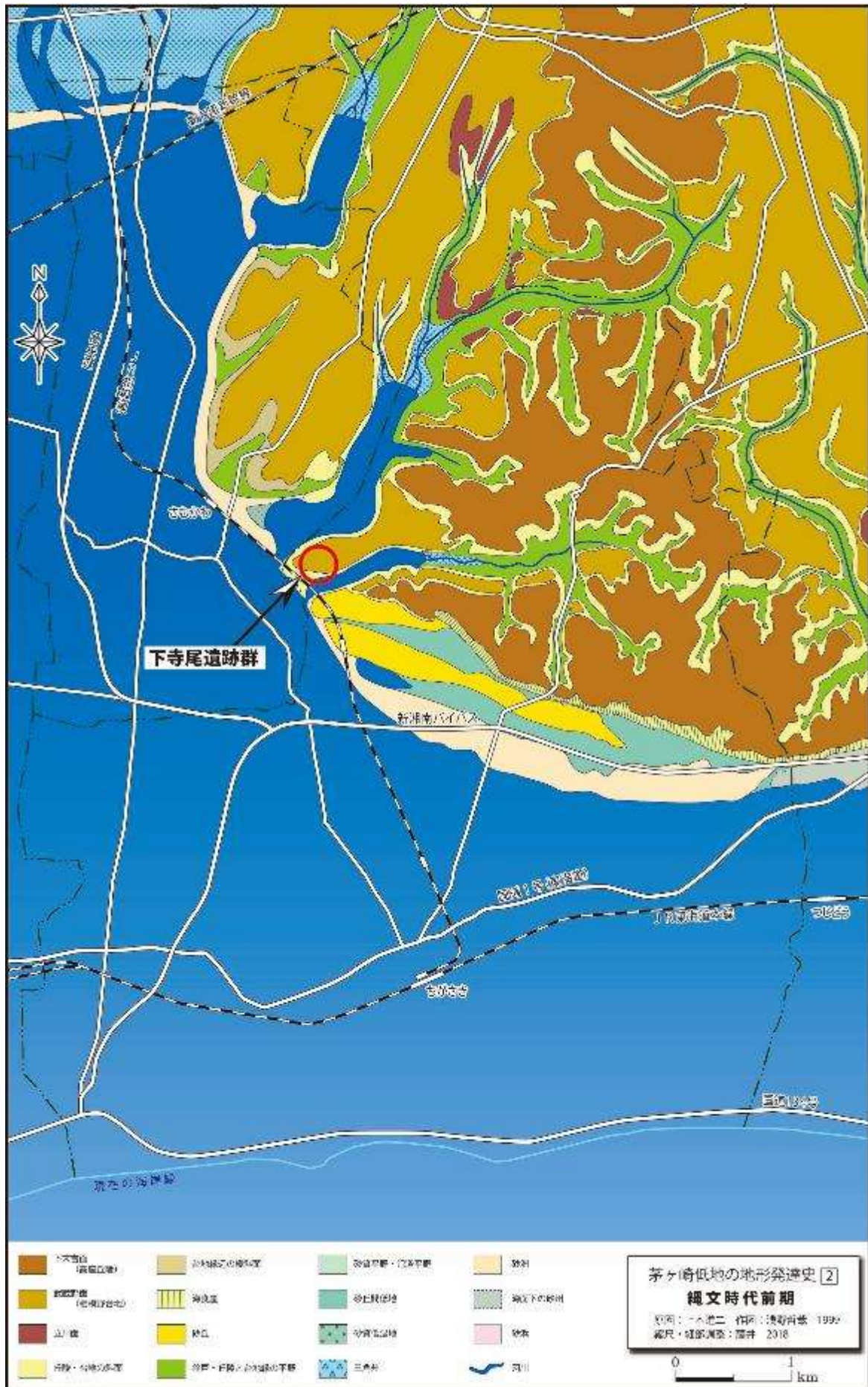
下寺尾西方遺跡は茅ヶ崎市の北西部に位置し、相模湾より北に5km、相模川からは東に2.5kmの地点に位置している(第■図)。

遺跡の南西にはJR相模線が走っており、ちょうどJR香川駅とJR寒川駅との中間に位置する。遺跡群内の土地利用は、畑を中心として民家が散在している風景がみられる。しかしながら、遺跡の南側においては、土地区画整理事業を契機に住宅地として景観が変貌してきている(第■図)。明治に作成された迅速図では、集落はほとんどなく、畑などの生産地の状況が窺える(第■図)。

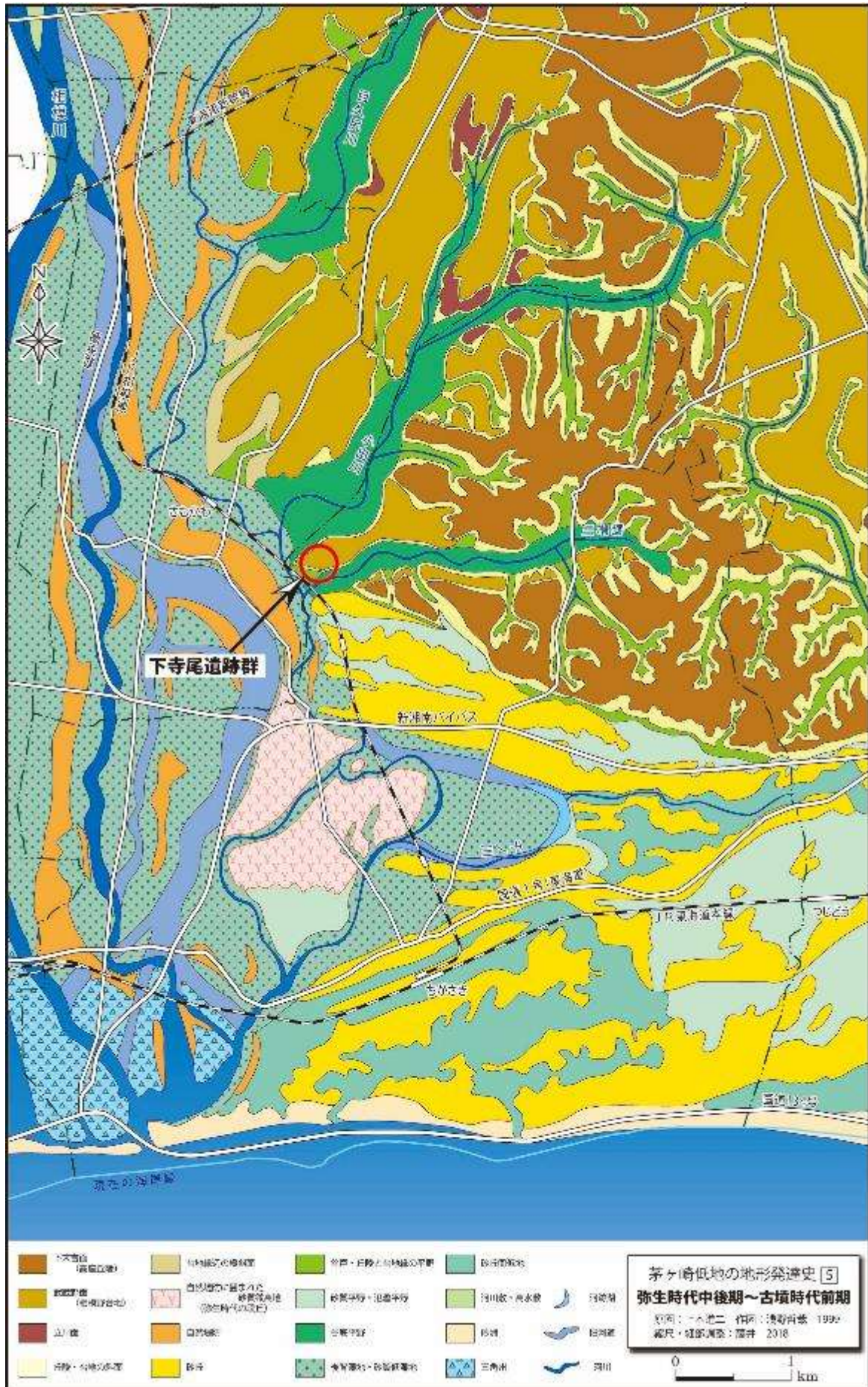
茅ヶ崎市の地形は、大きく北部の台地・丘陵、南部の砂州・砂丘および自然堤防を中心とした沖積地形に分けられる。

このうち北部を中心として広がる台地・丘陵地形では、綾瀬市吉岡から延びている標高35~50mの高座丘陵(下末吉段丘面)が形成されており、市北部を流れる小出川や駒寄川などによって浸食され、樹枝状の谷戸が発達している。また、高座丘陵の先には標高約15~25mの相模原台地(武蔵野段丘面)が形成されている。なお、これらの地形に関する発達史については上本進二を中心に精力的に作成されている(上本・浅野1999:第■~■図)。

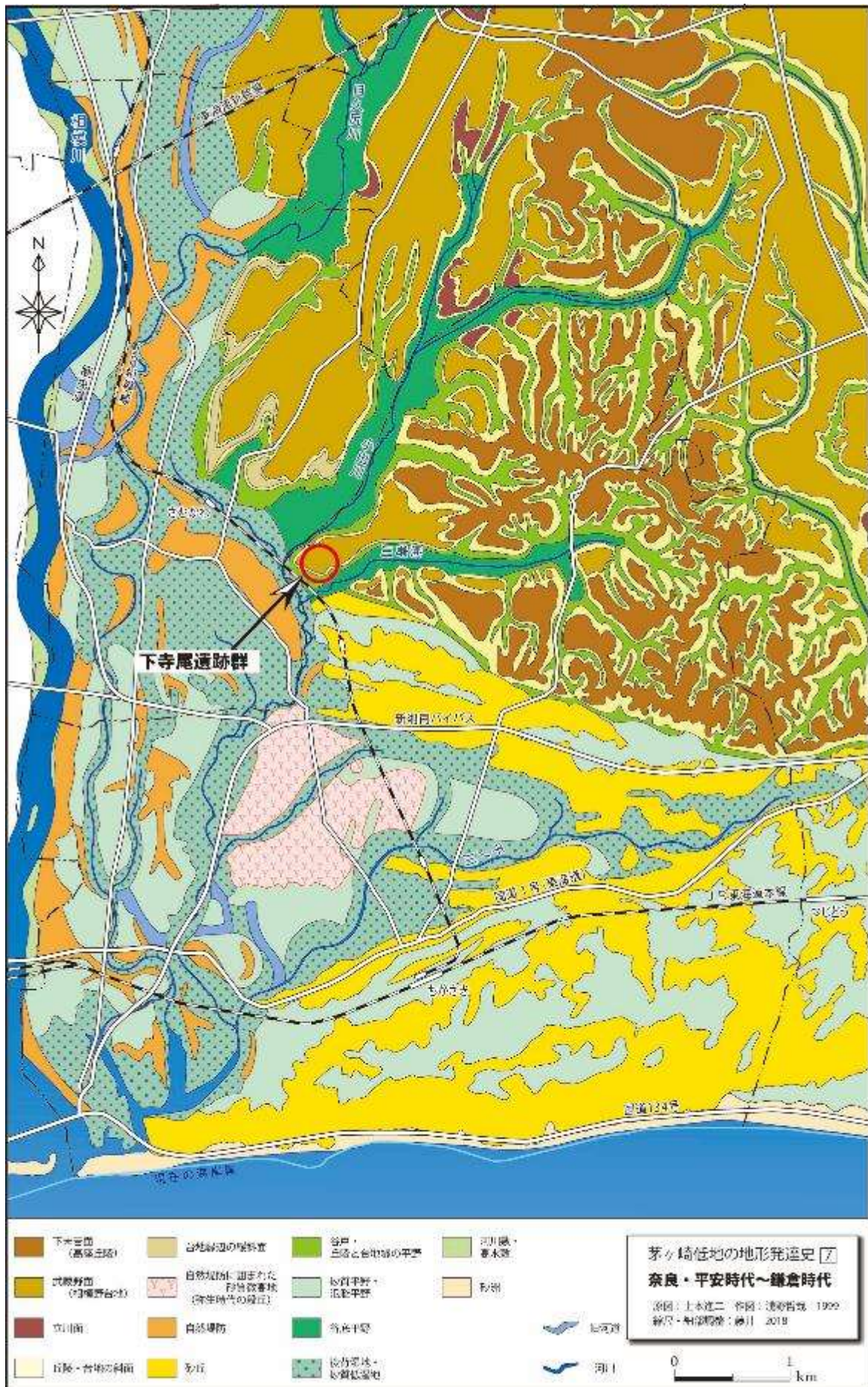
下寺尾西方遺跡はこの相模原台地が西に向かって舌状に延びる平坦な台地に位置している。遺跡内の標高は西側で12.9m、東側で13.1mとほぼ平坦な状況を示している。この台地の北側には小出川が北東より南西に流れており、遺跡の西側先端部で曲がって南流する。また、台地南側には茅ヶ崎市堤地区の清水谷を水源とする駒寄川が西流し、遺跡の南で小出川と合流する。南接する七堂伽藍跡は、台地と駒寄川との間に形成された小砂丘上に立地している。下寺尾西方遺跡が立地する台地との比高は約5~6mである。



第■図 茅ヶ崎市域地形分類図 1 (1/50,000 上本・浅野(1999)を一部改変)



第■図 茅ヶ崎市域地形分類図2 (1/50,000 上本・浅野(1999)を一部改変)



第■図 茅ヶ崎市域地形分類図3 (1/50,000 上本・浅野(1999)を一部改変)

(3) 下寺尾遺跡群の調査研究史

本項では、先ず弥生時代の下寺尾西方遺跡の調査に関する調査史を述べ、次に古代の下寺尾官衙遺跡群の調査について述べる。

ア 下寺尾西方遺跡の調査

史跡下寺尾西方遺跡が位置する下寺尾地区では、昭和38(1963)年の西方貝塚における調査を嚆矢として、令和7年度3月末時点で55地点で発掘調査が行われている。このうち西方貝塚の調査と昭和53(1978)年の七堂伽藍跡の第1次確認調査はともに遺跡の内容を確認するものであったが、昭和61(1986)年に実施された市道改良工事に伴う西方A遺跡の事前調査以降は、七堂伽藍跡の確認調査を除き開発に伴う事前調査が増加してきた。加えて、区画整理事業に伴う調査や小出川河川改修事業に伴うものなど規模も大きな調査も増加した。一方、こうした調査によって資料が増加し、弥生時代の環濠集落やその他の時代の把握と評価が進んできた。

(ア) 立教大学考古学研究室と茅ヶ崎市教育委員会による西方貝塚の調査

西方貝塚の調査を目的としたもので、昭和38(1963)年に試掘が行われ、その結果をもとに翌昭和39(1964)年に岡本勇が中心となる立教大学考古学研究室と茅ヶ崎市教育委員会とが協力して発掘調査を実施した。この調査が、西方遺跡における最初の考古学的調査と位置付けられる。調査では目的であった縄文時代前期の貝塚に関する資料を得るとともに、縄文時代の竪穴住居に重なった弥生時代の溝も確認され、調査結果は岡本によって報告されている(岡本1969)。また、この報告のほか『西方貝塚の謎』という論文で西方貝塚の特徴や環境についても言及されている(岡本1974)。さらに、その後発刊された『茅ヶ崎市史』(3考古・民俗編1980)にも報告されており、このなかで弥生時代の溝について以下のように記されている。「なお、この住居址の東端、つまり台形の底辺に相当する部分は、弥生時代中期(宮ノ台期)の溝によって破壊されていた。溝はローム面で幅1.2m、深さ約40cmをはかる。ほぼ南北方向にまっすぐ走っている」。ここで報告されている溝は、後述する環濠2の西側部分に該当するもので、西方遺跡における初の考古学的調査であるとともに、本遺跡の弥生時代遺跡における最初の遺構の発見となる。溝の時期まで述べていることから遺物も出土していた可能性があるが報告されていない。また、市史では「貝塚のある台地上には縄文土器のほか弥生土器および土師器が広く散布し、これらにまたがる複合遺跡であることを示している。」と記されており、遺跡が重層する複合遺跡であることをこの段階で指摘している(岡本1980)。また、この調査実施に深く関与したのが、地元茅ヶ崎市の郷土史に造詣の深かった塩川健寿を中心とする郷土会で、貝の散布から貝塚の可能性を指摘し、岡本への働きかけを行っている。このことは昭和30年代における文化財保護の取組みの一端を知ることでもでき、この調査成果があったことから、神奈川県遺跡台帳への登録や、その後行われた南側の道路拡張時における事前調査への動きを生む大きな要素となったと評価される。

(イ) 遺跡台帳への記載

西方貝塚の調査結果を受け、昭和43(1968)年には神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳の原簿が作成されている。この時点では貝塚を中心とした範囲で、その後昭和53・54(1978・1979)年に実施された茅ヶ崎市教育委員会の分布調査の報告では、現在の西方遺跡における南側や東側の一部が遺跡として認識されることになる。また、昭和60(1985)年度には詳細分布調査が行われ、その結果を受けて、神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳に西方貝塚(西方A遺跡)をNo.1遺跡、西方B遺跡をNo.48、西方C遺跡をNo.138として記載された。平成24(2012)年度には、この3遺跡を統合して「西方遺跡」として文化財保護法に基づく変更を行った。

(ウ) 茅ヶ崎市教育委員会による西方A遺跡と西方C遺跡の調査

西方貝塚の調査から22年後の昭和61(1986)年に、西方遺跡内をほぼ東西に走る市道の道路拡幅工事が計画され、工事着手前の事前調査が西方A遺跡第1次調査として実施された。調査は、茅ヶ崎市教育委員会に事務局を置く茅ヶ崎市埋蔵文化財調査会によって実施され、市の専門職員が調査を担当した。調査では、縄文時代の竪穴建物1棟、古墳時代後期の竪穴建物7軒、さらに近代遺構の戦跡である防空壕までが調査されたが、この中で弥生時代の溝状遺構3条や竪穴建物4棟も確認され、弥生時代の集落の存在を明らかにするなど大きな成果を上げた。

また、この調査中に東側に近接する西方C遺跡で発生した土取り工事及び天地返しに伴う開発行為に対し、西方A遺跡第1次調査と並行して緊急に発掘調査が実施された。その結果、古代の掘立柱建物とともに弥生時代の竪穴建物が確認され、弥生集落が東側にも広がることが判明した。なお、天地返しについてはその後中止の協力を得ることができ、当該地の遺跡は現在も保存されている。

この2地点の調査に対する調査報告書が、昭和63(1988)年に『西方A遺跡』及び『西方C遺跡』として刊行されたが、報告の中で茅ヶ崎市教育委員会の富永富士雄は下寺尾西方遺跡が立地する台地上に弥生時代中期後半「宮ノ台式期」の「環濠集落」が存在することを初めて指摘した(富永ほか1988)。これは、西方A遺跡第1次調査における3条の溝のうち2条について、断面形態の異なる2条の溝が並行し存在しており、横浜市の大塚遺跡や折本西原遺跡などの例から環濠として把握できるとされた。加えて、平行する2条の溝の存在から二重に環濠がめぐることや、時期差を持つことも触れられている。また、西方C遺跡第1次調査での竪穴建物の発見なども考慮に入れ、集落は比較的広範囲に存在し、個々の竪穴住居の接近状況から同時存在は難しく、少なくとも2時期以上の竪穴建物群から構成されており、その中心は道路より北側に所在する北陵高校の敷地にかけてと推測されている。さらに、全ての竪穴建物が焼失住居であることも指摘されている(富永1988)。この2か所の調査は、西方遺跡における本格的な調査としては最初であり、調査成果から本遺跡における弥生時代中期後半の環濠集落の存在を明らかにしたのものとして評価される。

昭和62(1987)年には道路改良工事が第1次調査地点の東側に移ったが、事業課の認識や担当者間における連絡不足によって事前調査が行われないうまま、工事が着手される事態が生じ

た。このことは新聞でも報道されることとなり、本市の遺跡保護行政に対する警鐘となった。なおこの事態を受け、開発部局との連絡を密にし、同年に行われた隣接する七堂伽藍跡における公共下水道工事に際しては事前調査が行われた。

(エ) 公共下水道敷設工事に伴う茅ヶ崎市教育委員会の調査

茅ヶ崎市では、昭和63(1988)年度から市内の公共下水道敷設工事に伴う埋蔵文化財に対する記録保存化を開始した。この調査は下水管敷設部分を対象として行うもので、調査区の幅は約1.1mと狭いものの敷設工事の総延長は長く、掘削される面積は広範囲になってしまい、遺跡への影響は大きいと判断したものである。この公共下水道敷設工事に伴う発掘調査は本市の歴史を考える上で重要な成果を上げるとともに、調査区の形状から各遺跡にトレンチを入れる形となり、遺跡の状況を把握するという意味で有効な考古学的所見を得ている。

こうしたなか平成3(1991)年に実施された西方遺跡における公共下水道敷設工事に伴う調査では、延長300mを対象に実施された。その結果、縄文時代の土坑、古代の竪穴建物や井戸の発見に加え、弥生時代における溝や竪穴住居が確認され、弥生時代の集落が北東部分にも広がることを明らかにした。平成6(1994)年に刊行された報告『下寺尾西方A遺跡』で富永は弥生時代に関して、発見された集落は環濠集落であることを再度確認し、遺跡内を広く占める北陵高校を囲むような範囲で竪穴住居の分布が広がっており、その外郭に2形態の環濠が発見され、環濠の形態から2段階の変遷を持つこと、また確認されている環濠集落の時期は弥生時代中期のもので、それに続く弥生時代後期の遺物は出土しておらず、この段階で一時空白期が存在する可能性などを指摘している(富永1994)。

公共下水道敷設工事に伴う調査では限られた調査範囲であったものの、この調査によって環濠集落の規模や時期などが明らかにされ、環濠集落についての内容を大きく前進させた。

(オ) 安藤広道による環濠集落の評価

平成3(1991)年の調査以後下寺尾西方遺跡における調査はしばらく行われなかったが、平成10(1998)年には、安藤広道によって、相模川流域における弥生時代集落の分析が行われ、西方遺跡が相模川東岸における中心集落であるとの評価がなされた。

安藤は「相模川流域における宮ノ台式期の集落」と題した論文で相模川流域の弥生中期の集落分布を分析し、相模川右岸では秦野市砂田台遺跡を中心としたグループ、左岸では西方遺跡を中心としたグループの存在を指摘した(安藤1998)。また、すでに行われていた鶴見川流域の集落展開などとの比較を通じて、相模川流域における集落展開の可能性を示されている。調査件数が限られている中で本論は、西方遺跡の特徴などについて分析しており、その後の環濠集落研究に大きな影響を与えた。

(カ) 財団法人かながわ考古学財団による調査と遺跡の現状保存

平成3（1991）年の調査以降調査はしばらく行われなかったことは前述したが、これは遺跡地の多くが市街化調整区域ということもあり、開発が少なかったことが背景にある。そのため遺跡は開発等で大きく改変されることなく保護されてきた。しかしながら、西方遺跡に隣接する七堂伽藍跡を含む地区では大規模な区画整理事業が平成10（1998）年から開始されるとともに、西側部分でも小出川河川改修事業が平成13（2001）年より開始されることとなり、西方遺跡やその周辺における開発が活発化してきた。

平成11（1999）年には、遺跡内で発生した個人住宅建築に伴い茅ヶ崎市教育委員会によって浄化槽部分の調査が行われ、縄文時代の竪穴住居に加え、弥生時代でも竪穴住居の可能性が高い遺構が確認され、密度の高さを認識させた。翌平成12（2000）年には、遺跡内に所在する北陵高校の建て替え計画が生じ、神奈川県教育委員会によって確認調査が行われた。その結果を踏まえ平成14（2002）年から工事に伴う事前調査が開始された。また、同年にはすでに前年に開始されていた小出川河川改修に伴う西方遺跡部分の調査が実施され、台地の北東部下面において縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代などの資料が確認された。

北陵高校での調査は最終的に12,800㎡が調査され、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代など複数の時代にわたる内容を明らかにする大きな成果を上げることとなる。なかでも古代においては相模国高座郡家に比定される官衙遺跡が発見され大きな話題となった。そしてその重要性から遺跡に対する取り扱いについて、記録保存ではなく現状保存を求める動きが活発化し、そうした動きを受け事業の原因者でもある神奈川県は遺跡の重要性を理解し、建て替え計画の見直しを行い、遺跡を現状保存するという決断に至った。多くが開発計画に伴う事前調査によって消滅していく中で、この調査事例は現状保存が図られるという文化財保護の観点からも大きな成果を上げることとなった。

調査は、記録保存から現状保存への方針変更が行われたことを受け、調査区域で発見された遺構に対する調査は、すべての発掘調査は行わず、保存を目的とした確認を中心とするものに変更された。このためすべての詳細なデータは得られていないが、弥生時代に関しては竪穴建物37棟と環濠1条、土器集中1箇所、土坑1基、溝1条などが確認されている。発見された溝が内側環濠であることが確認され、集落が東側にも展開することが明らかにされた。また、板状鉄斧、碧玉製大型勾玉未製品、碧玉製管玉など類例の少ない遺物の出土も注目された。

平成15（2003）年に刊行された報告書『下寺尾西方A遺跡』では、弥生時代の成果について、確認された西方遺跡における集落は、神奈川県内では最大規模の環濠集落と想定でき、当地域における中心的集落と思われ、そのことは、大型の鉄斧などの特殊遺物の出土からも傍証できるとされた。また、検出された竪穴建物は全て環濠の外側に位置することを明らかにした。さらに、墓域の存在については同一台地上に存在することは想像に難くない、と指摘された。

北陵高校における調査は、そのまとまった面積の調査から西方遺跡の内容を詳細に明らかにした。とくに弥生時代においては、環濠集落の変遷を推測できる内容を明らかにした。加えて古代の重要性についても広く知らしめることとなり、その後の保存に関する大きな転換期となった。

(キ) 蓄積される環濠集落の資料

北陵高校における調査の報告が作成された平成15(2003)年には、高校の南側にあたる地点で幼稚園建設の計画が生じ、茅ヶ崎市教育委員会によって確認調査と必要部分の事前調査が実施された。この調査では、台地南側縁辺部を走行する環濠2条を明らかにしたほか堅穴住居と土器集中も確認された。なお、計画されていた幼稚園建設は、事業者の理解のもと遺構等への影響のない形の協力を得て、遺跡は現状保存されている。

平成17(2005)年には、茅ヶ崎市教育委員会によって外側環濠の東側を確認する目的で、遺跡東側において調査が行われた(西方A遺跡の確認調査2005:第9図35)。その結果、目的とした環濠を確認し東側の位置を確定することができた。また、同じ年にはこの調査区の南側に近接する地点で神奈川県教育委員会が実施した水道管敷設工事に伴う立会いによって、環濠の一部が確認され東側環濠の存在を追認することとなった。

翌平成18(2006)年には、遺跡内東側部分で市道交差点改良工事に伴う調査が行われた(西方A遺跡第6次調査・西方C遺跡第2次調査)が、この調査では、弥生時代の遺構・遺物はみられなかったものの、調査区で発見された古代の溝状遺構の検討が行われ、その結果、西方A遺跡第2次調査で発見された弥生時代の環濠と同一の可能性が指摘された。

また、同じ年には、遺跡内の南側にあたる地点で道路拡幅に伴う確認調査が行われた(西方C遺跡確認調査2006)。その結果、断面形の異なる2本の環濠を確認することができたほか、堅穴建物も発見された。環濠については、西側ではほぼ並行して走行していたものが、1本は遺跡中央部で北側に走行し始めていること、もう1本は地形に沿って東側に延びていくことや確認状況が溝の下部であったことから、本来の地形が南側に延びていたことなどを明らかにすることができた。この調査は、道路拡幅部分である幅約1.2mを対象に行ったものであるが、対象延長70mであったことで、環濠の位置や地形改変など様々な成果を上げることができた。

(ク) 公開普及事業と谷口肇の評価

現地における調査が進み、環濠集落に関する資料が蓄積していく中、これらの成果を基に遺跡に関する研究や公開普及も進められた。

茅ヶ崎市においては、平成2(1990)年から毎年遺跡調査発表展示会が行われており、市内で発掘調査が実施された成果について翌年度にその内容を速報の形で広く周知している。こうした機会では、西方遺跡に関わる調査についても順次公開されてきた。また、平成15(2003)年には財団法人かながわ考古学財団(当時)と茅ヶ崎市教育委員会による公開セミナー「高座郡衙(郡家)の世界」が行われた。このセミナーは西方遺跡で発見された古代官衙遺跡に的を当てたものであったが、平成17(2005)年に文化庁によって開催された「発掘された日本列島」展においては、西方遺跡の弥生時代の成果が取り上げられ全国を巡回している。

平成18(2006)年には、神奈川県教育委員会と茅ヶ崎市教育委員会によって市民講座『茅ヶ崎市下寺尾地区の遺跡群について』が開催された。本講座では遺跡が所在する下寺尾地区に焦

点を当て、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中近世について報告が行われた。

そして、弥生時代を担当した神奈川県教育委員会の谷口肇によって環濠集落の評価や課題について詳説された。その内容は①弥生時代中期後半の宮ノ台式期において集落の成立から最盛期、終末期が展開する、②集落拡張の度合いが大きい、③規模的にはこの周辺地域における中核的集落である、④石器の終末と鉄器出現のまさに端境期に相当する、と評価するとともに、課題として①集落の成立と廃絶の様相の解明、②集落拡張の背景の解明、③大規模集落にふさわしい墓域の解明、④周辺「宮ノ台式期」集落との関連、⑤弥生後期文化との関係、などを指摘している（谷口 2006）。

（ケ） 進む西方遺跡の調査

その後も遺跡内においては、開発に伴う事前調査と遺跡確認のための確認調査など、それぞれの目的による調査が進むことになる。

平成 19（2007）年には、神奈川県教育委員会によって北陵高校における確認調査が行われた（西方 A 遺跡確認調査 2007）。この調査は既存校舎部分での遺跡の残存を把握するもので、その結果、遺跡が残存していることに加え、弥生時代の竪穴建物なども確認された。翌平成 20（2008）年には、遺跡内南側で生じた開発に伴う事前調査が実施された（西方 B 遺跡第 2 次調査）。宅地造成に伴うこの調査では、古墳時代後期の竪穴建物が確認されたほか縄文、弥生時代の遺物も出土した。また同じ年には遺跡内西側部分で計画された道路拡幅に伴う事前調査が実施された（西方 A 遺跡第 7 次調査）。この調査では、縄文時代の記録を作成するとともに、戦跡である防空壕の調査も行われ記録化された。

平成 22（2010）年には、茅ヶ崎市教育委員会による古代官衙遺跡の確認を目的とした調査が北陵高校内において行われ（西方 A 遺跡確認調査 2010）、目的であった古代の区画溝のほか弥生時代の遺構・遺物も確認された。また、平成 24（2012）年には茅ヶ崎市教育委員会によって遺跡内東側部分で開発対応の確認調査が行われた（西方 A 遺跡確認調査 2012）。この調査では古代の遺構に加え、近世の区画溝が明らかにされた。

（コ） 西方遺跡への統合と下寺尾官衙遺跡群の史跡指定

これまで西方 A 遺跡、西方 B 遺跡、西方 C 遺跡として区別されていたこれらの遺跡は、前述したとおり、調査成果や地形的な共通点などから同一の遺跡として扱うことが有効であるとの考えから、平成 24（2012）年度に埋蔵文化財包蔵地の変更増補手続きを行い、西方遺跡に統合された。この変更に伴い、西方貝塚は No. 48 遺跡として単独で埋蔵文化財包蔵地台帳に記載されることとなった。

西方遺跡は、平成 14（2002）年度に北陵高校地内で発見された官衙遺跡の重要性から、その保存について検討されてきたが、隣接する七堂伽藍跡における詳細調査の成果も整い、周辺に

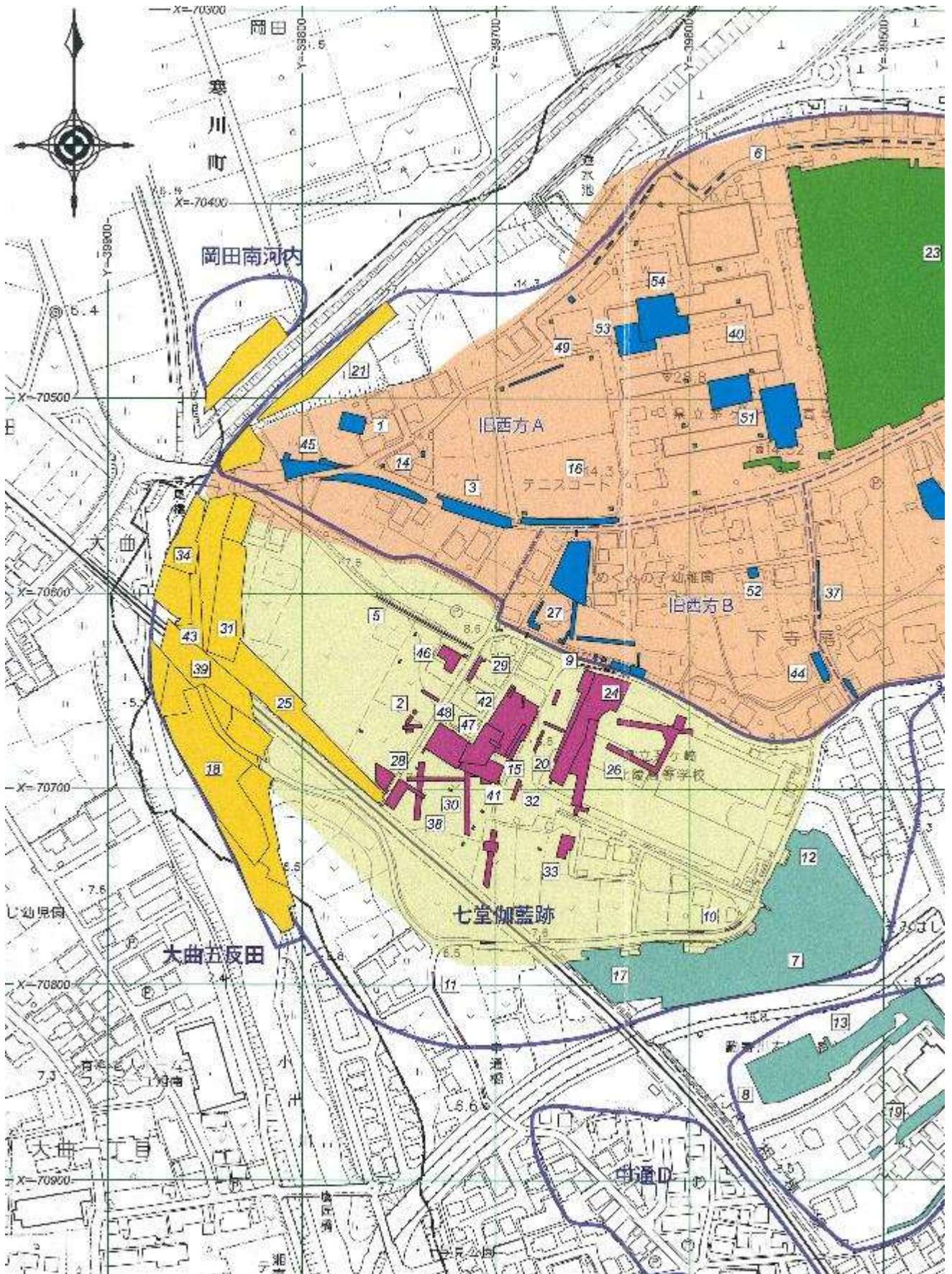
おける成果と合わせて下寺尾官衙遺跡群として平成 27（2015）年 3 月に国史跡に指定されることとなる。遺跡発見から指定まで十数年の期間を要したが、市民や研究者、そして行政がそれぞれの立場で粘り強い努力を続け、史跡指定を得ることになったものであり、遺跡保存の一つの事例となる。

指定後には、下寺尾官衙遺跡群の将来に向けた保存活用の方針が示された「下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」を策定するとともに、公有地化を進めている。また、史跡理解のためのパンフレットの作成や学習会、記念シンポジウム、特別展、現地説明会、建碑 60 周年記念式典などの公開活用事業を実施している。

（サ） 史跡下寺尾官衙遺跡群の史跡指定後における確認調査

平成 27（2015）年に一部が史跡指定された西方遺跡では、指定後には史跡の保存整備のための確認調査を計画的に実施している。また、指定されていない部分において、開発等の照会が生じた場合、該当地の遺跡内容について把握を進めるための確認調査を実施している。こうした対応から新たな成果が蓄積されている。

史跡指定地内においては、北陵高校旧校舎部分において神奈川県教育委員会の協力を得て官衙遺跡関連の確認を中心に毎年実施しており、これまで判明していた郡家内の西側においても関連遺構が展開していることなど、新たな成果が蓄積されつつある。この調査では、官衙関係の成果に加え、断片的ではあるがその他の時代に関する資料も得られており、弥生時代に関しても、平成 27（2015）年度の西方遺跡第 1 次確認調査では竪穴住居などの遺構や遺物が、また平成 28・29（2016・2017）年度の西方遺跡第 3・4 次確認調査でも竪穴住居などが確認されている。一方、史跡に近接する地点において生じた住宅建築に伴い実施された西方遺跡第 2 次確認調査では、古代の遺構・遺物とともに、弥生時代の遺物が発見されている。さらに、平成 29（2017）年には西方遺跡第 5 次確認調査として弥生時代の環濠の確認を目的とした調査が行われた。この調査は、外側環濠の南東部において実施されたが、該当する遺構は発見されなかった。平成 30（2018）年の西方遺跡第 6 次確認調査では、外側環濠の北東部を確認することができ、平成 31（2019）年に北陵高校内で実施した第 7 次確認調査において竪穴住居と遺物を、同年実施の西方遺跡第 8 次確認調査において外側環濠南東部を確認することができた。



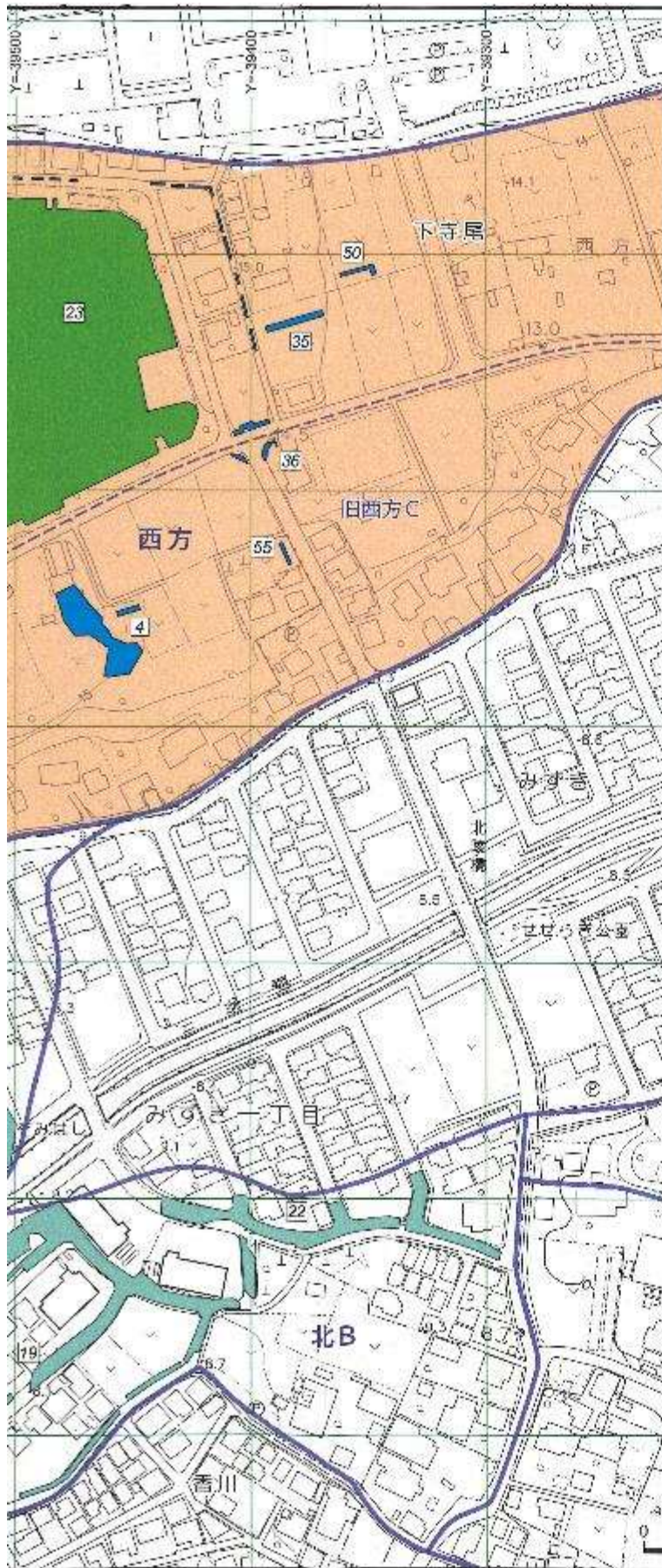


表3 下寺尾遺跡群調査地点一覧

No.	年	調査名
1	1964	西方丘陵の調査
2	1978	七堂伽藍跡第1次発掘調査
3	1986	西方A遺跡第1次調査
4	1986	西方C遺跡第1次調査
5	1987	下水道敷設にともなう調査1
6	1991	西方A遺跡第2次調査
7	1996	香川・下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡)調査1
8	1996	香川・下寺尾遺跡群(北B遺跡)調査1
9	1997	下水道敷設にともなう調査2
10	1997	下水道敷設にともなう調査3
11	1998	下水道敷設にともなう調査4
12	1998	香川・下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡)調査2
13	1999	香川・下寺尾遺跡群(北B遺跡)調査2
14	1999	西方A遺跡第3次調査
15	2000	七堂伽藍跡第2次発掘調査
16	2000	西方A遺跡(北陸高校敷地内)確認調査
17	2000	香川・下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡)調査3
18	2001	小川川河川改修事業関係遺跡群調査
19	2001	香川・下寺尾遺跡群(北B遺跡)調査3
20	2001	七堂伽藍跡第3次発掘調査
21	2002	小川川河川改修事業関係(西方A遺跡)調査
22	2002	香川・下寺尾遺跡群(北B遺跡)調査4
23	2002	西方A遺跡第5次調査
24	2002	七堂伽藍跡第4次発掘調査
25	2003	小川川河川改修事業関係(七堂伽藍跡)調査
26	2003	七堂伽藍跡第5次発掘調査
27	2003	西方B遺跡第1次調査
28	2003	七堂伽藍跡第6次発掘調査
29	2003	七堂伽藍跡第7次発掘調査
30	2004	七堂伽藍跡第8次発掘調査
31	2004	小川川河川改修事業関係(七堂伽藍跡)調査
32	2006	七堂伽藍跡第9次発掘調査
33	2006	七堂伽藍跡第10次確認調査
34	2006	小川川河川改修事業関係(七堂伽藍跡)調査
35	2006	西方A遺跡第6次調査
36	2006	西方A遺跡第6次調査・西方C遺跡第2次調査
37	2006	西方C遺跡山道被覆確認調査
38	2006	七堂伽藍跡第11次確認調査
39	2006	小川川河川改修事業関係(七堂伽藍跡)調査
40	2007	西方A遺跡(北陸高校校舎内)確認調査
41	2007	七堂伽藍跡第13次確認調査
42	2008	七堂伽藍跡第13次確認調査
43	2008	小川川河川改修事業関係(七堂伽藍跡)調査
44	2008	西方B遺跡第2次調査
45	2008	西方A遺跡第7次調査
46	2008	七堂伽藍跡第14次確認調査
47	2009	七堂伽藍跡第15次確認調査
48	2010	七堂伽藍跡第16次確認調査
49	2010	西方A遺跡(北陸高校テニスコート)確認調査
50	2012	西方A遺跡(ヤマト運輸駐車場)確認調査
51	2015	西方遺跡第1次確認調査
52	2015	西方遺跡第2次確認調査
53	2016	西方遺跡第3次確認調査
54	2017	西方遺跡第4次確認調査
55	2017	西方遺跡第5次確認調査

注 座標軸は世界測地系第IX系を基準とする
2013年3月、西方A・B・C遺跡は西方遺跡に統合された



平成30年3月現在

200 m

イ 下寺尾官衙遺跡群の調査

(ア) 高座郡家

平成14年(2002)に北陵高校グラウンド部分の調査で発見された官衙遺跡は、調査を担当したかながわ考古学財団によって相模国高座郡の郡家であると判断されるとともに、郡庁院、正倉院、館など郡家を構成する建物の存在も明らかにされた。

郡家の範囲については、周辺で行われた開発に伴う調査や範囲確認調査によって、区画を示すと考えられる溝状遺構が発見されており、東西の範囲は郡庁を中心にして約270mの規模を有していた時期があったと思われる。また、南北の範囲は遺跡が立地する地形から推測して、約300mを有していた可能性がある。

郡家の年代については、中心となる郡庁の遺構状況から複数の時期があると推測され、Ⅰ期が7世紀末から8世紀中頃、Ⅱ期が8世紀中頃から9世紀前半と考えられている。

郡家は台地の平坦部分に展開しており、中心となる郡庁院の正殿は舌状に張り出した台地のほぼ中央に位置している。台地上に配置された郡家の建物群は、遠くからもその存在を知ることができたと思われる。

今後の調査の課題は、郡庁院の南側と西側の様相を明らかにすることであり、史跡指定された平成27年(2015)は、郡庁西側で確認調査を実施している。

① 郡庁院—郡の政庁

郡庁院は、郡司が儀式や政務を行うところで、掘立柱塼などに囲まれた範囲をいう。通常、正殿、後殿、脇殿棟で構成され掘立柱塼で囲繞される。建物の前庭はただの空間ではなく、郡司が郡内を治める上での重要な儀式や饗宴の場としての役割を果たした。

◇郡庁院の規模

これまでの調査によって確認された範囲では、東西に概ね70mの規模で全国的に見ても大きい。南北方向はまだ不明である。

◇建物配置

中央に正殿が位置し北側に並行するように後殿、東側に脇殿の存在が確認されている。脇殿は南北に2棟の可能性がある。遺構の状況から脇殿と後殿を配している時期と柵列による区画を行っている時期が指摘されている。

◇建物の規模と構造

- ・ H1 掘立（正殿）：桁行5間×梁行2間の身舎に四面の廂がつく東西棟の側柱建物
- ・ H2 掘立（後殿）：桁行7間以上（推定9間）×梁行2間の東西棟の側柱建物
- ・ H3 掘立（東脇殿）：桁行6間以上（推定9間）×梁行2間の南北棟の側柱建物
- ・ H4 掘立（後殿の東脇の小建物）：桁行2間×梁行2間の側柱建物



写真 21 高座郡家・郡庁跡

(かながわ考古学財団調査報告157『下寺尾西方A遺跡』より転載)

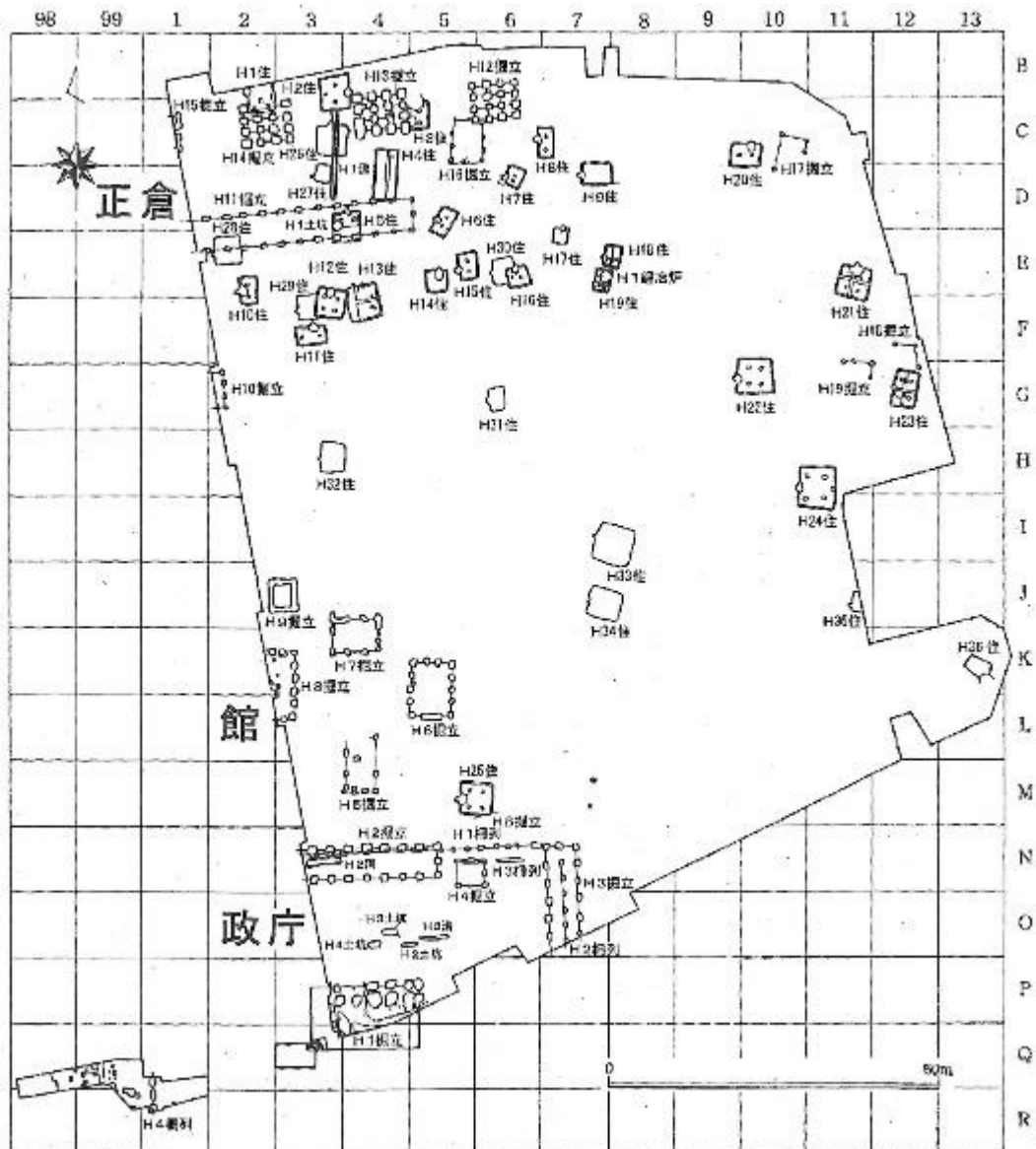
◇建て替え 正殿は柱穴の調査によって1回の建て替えが確認された。

◇その他の遺構

- ・ H4 柵列 (塀) : 東脇殿に対応する未確認の西脇殿に取り付くものと推定
- ・ H1 柵列、H2 柵列 : 正殿を取り囲む木塀の可能性が高いと推定
- ・ H3 柵列、H2 溝、H3 溝、H2 土坑、H3 土坑 : 性格不明だが、官衙関連の可能性が高い

◇郡家の年代観

郡家造営期を7世紀後半に、郡庁I期を7世紀末から8世紀中葉、郡庁II期を8世紀中葉から9世紀前半、9世紀代に廃絶と考えられる。



② 正倉院—税としての稲や作物が納められた倉

正倉は、田租^{でんそ}や出挙^{すいこう}稲を保管管理する建物で、重量に耐えられるように総柱の構造をもち高床式の建物と側柱建物の屋からなる。正倉は単に貯蔵する機能だけではなく、国家の威厳を誇示する役割も担っていた。

◇建物配置

郡庁後殿より約 100mの空間地を挟んで北側に位置する。総柱建物4棟が約 10.6mの間隔で東西方向に直線的に並び、その南側に側柱建物がほぼ平行に存在する。総柱建物4棟は正倉で、北側桁行が揃えられていることから北を意識した配置と考えられる。



写真 22 正倉跡

(かながわ考古学財団調査報告 157『下寺尾西方A遺跡』より転載)

◇建物の規模と構造

- ・ H10 掘立：桁行3間（南北棟）の側柱建物
- ・ H11 掘立：

桁行12間×梁行2間（東西棟）の側柱建物—穎稲を収納する屋、または武器庫や工房

- ・ H12 掘立（正倉）：桁行3間×梁行3間の総柱建物
- ・ H13 掘立（正倉）：桁行3間×梁行3間の総柱建物
- ・ H14 掘立（正倉）：桁行3間×梁行3間の総柱建物
- ・ H15 掘立（正倉）：桁行3間×梁行3間の総柱建物

正倉4棟は順次建設された後に
同時併存

◇正倉の年代観

高座郡家正倉は、690—720年の間に順次建設され、遅くとも8世紀中葉頃（740年頃）には廃絶した。他の郡家遺跡における事例より、高座郡家正倉も周辺に建て替えられた可能性がある。2005年に実施された確認調査で、グラウンド東方の一角では、古代の遺構（硬化面）と遺物が発見された。硬化面より上層から出土した土器が8世紀中葉以降の土器で、グラウンド地点での正倉の廃絶期と符合することから、この古代の硬化面が礎石建ち正倉建物の版築基壇^{ほんちく}の痕跡の可能性が指摘されている。

③ 館—公的な居宅・宿泊施設

館は、郡司の官舎であるとの説と、公的な使者や国内を巡検する国司の宿泊施設との二つの説がある。厨は、館の利用者や郡司・郡役人、巡検時の給食を賄う台所施設である。

◇建物配置

5棟の側柱建物は軸線と同じくし、相互に建物の側面を一致させ、東西南北に一定の間隔で口の字型に配置するなど、計画的な配置がなされている。西側に主体的な向きが想定される。



写真 23 館・厨（東から）

(かながわ考古学財団調査報告 157『下寺尾西方A遺跡』より転載)

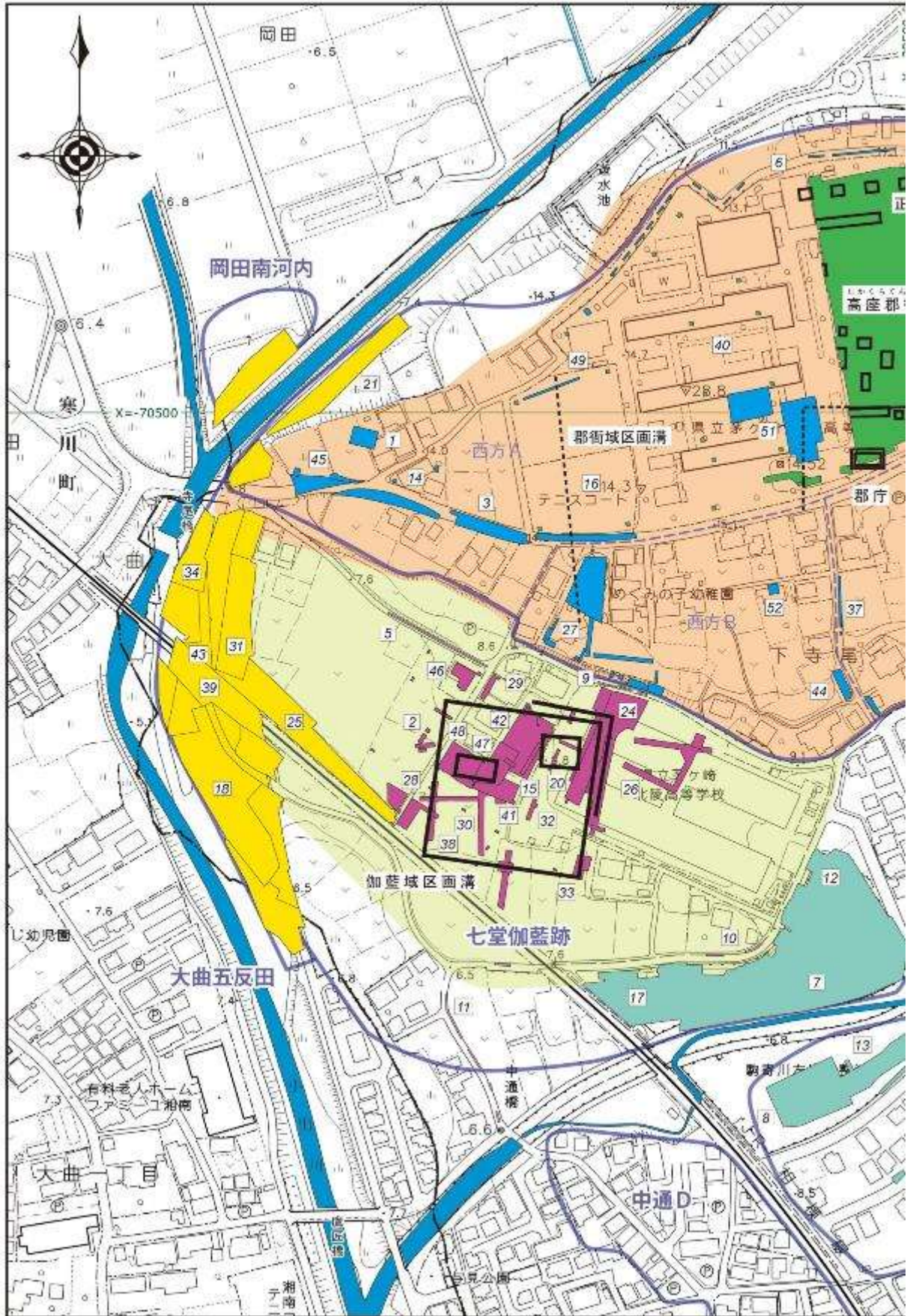
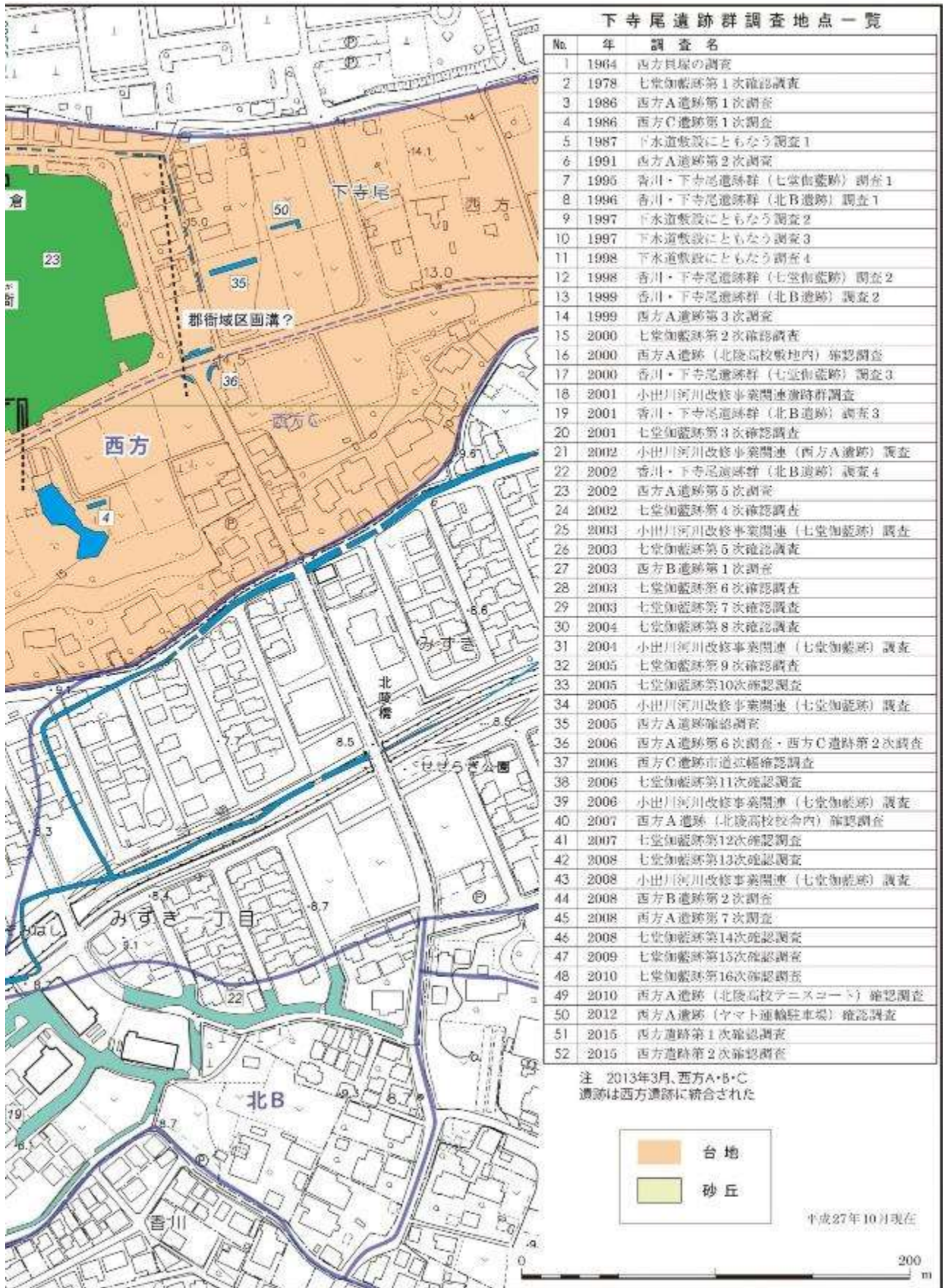


図 12 下寺尾官衙遺跡群全体図



下寺尾遺跡群調査地点一覧

No.	年	調査名
1	1964	西方貝塚の調査
2	1978	七堂伽藍跡第1次確認調査
3	1986	西方A遺跡第1次調査
4	1986	西方C遺跡第1次調査
5	1987	下水道敷設にともなう調査1
6	1991	西方A遺跡第2次調査
7	1995	香川・下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡)調査1
8	1996	香川・下寺尾遺跡群(北B遺跡)調査1
9	1997	下水道敷設にともなう調査2
10	1997	下水道敷設にともなう調査3
11	1998	下水道敷設にともなう調査4
12	1998	香川・下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡)調査2
13	1999	香川・下寺尾遺跡群(北B遺跡)調査2
14	1999	西方A遺跡第3次調査
15	2000	七堂伽藍跡第2次確認調査
16	2000	西方A遺跡(北陸高校敷地内)確認調査
17	2000	香川・下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡)調査3
18	2001	小出川河川改修事業関連遺跡群調査
19	2001	香川・下寺尾遺跡群(北B遺跡)調査3
20	2001	七堂伽藍跡第3次確認調査
21	2002	小出川河川改修事業関連(西方A遺跡)調査
22	2002	香川・下寺尾遺跡群(北B遺跡)調査4
23	2002	西方A遺跡第5次調査
24	2002	七堂伽藍跡第4次確認調査
25	2003	小出川河川改修事業関連(七堂伽藍跡)調査
26	2003	七堂伽藍跡第5次確認調査
27	2003	西方B遺跡第1次調査
28	2003	七堂伽藍跡第6次確認調査
29	2003	七堂伽藍跡第7次確認調査
30	2004	七堂伽藍跡第8次確認調査
31	2004	小出川河川改修事業関連(七堂伽藍跡)調査
32	2005	七堂伽藍跡第9次確認調査
33	2005	七堂伽藍跡第10次確認調査
34	2005	小出川河川改修事業関連(七堂伽藍跡)調査
35	2005	西方A遺跡確認調査
36	2006	西方A遺跡第6次調査・西方C遺跡第2次調査
37	2006	西方C遺跡市道拡張確認調査
38	2006	七堂伽藍跡第11次確認調査
39	2006	小出川河川改修事業関連(七堂伽藍跡)調査
40	2007	西方A遺跡(北陸高校敷地内)確認調査
41	2007	七堂伽藍跡第12次確認調査
42	2008	七堂伽藍跡第13次確認調査
43	2008	小出川河川改修事業関連(七堂伽藍跡)調査
44	2008	西方B遺跡第2次調査
45	2008	西方A遺跡第7次調査
46	2008	七堂伽藍跡第14次確認調査
47	2009	七堂伽藍跡第15次確認調査
48	2010	七堂伽藍跡第16次確認調査
49	2010	西方A遺跡(北陸高校テニスコート)確認調査
50	2012	西方A遺跡(ヤマト運輸駐車場)確認調査
51	2015	西方遺跡第1次確認調査
52	2015	西方遺跡第2次確認調査

注 2013年3月、西方A・B・C遺跡は西方遺跡に統合された

台地
砂丘

平成27年10月現在

200 m

◇建物の規模と構造

- ・ H 5 掘立：桁行 3 間×梁行 3 間（南北棟）
- ・ H 6 掘立：桁行 4 間×梁行 3 間（床束が巡る床貼の南北棟で中心的な建物）
- ・ H 7 掘立：桁行 3 間×梁行 3 間（東西棟）
- ・ H 8 掘立：桁行 5 間×梁行 3 間（南北棟）
- ・ H 9 掘立：桁行 3 間×梁行 2 間（額縁状の布掘りを有する）
- ・ H25 住：竈を持った竪穴建物（厨の可能性あり）

◇館の年代観

8 世紀前半に建造され、一回の建て替えののち 9 世紀前半まで存在したと考えられる。館と郡庁及び正倉は同時併存した可能性は低い。



写真 25 側柱建物（H 6 掘立）北東から
（写真は柱穴を半分だけ掘ったもの）



写真 24 布掘りの側柱建物（H 9 掘立）東から
（写真は布掘りの溝の一部を掘ったもの）

（かながわ考古学財団調査報告 157 『下寺尾西方 A 遺跡』より転載）

④ 竪穴建物群

竪穴建物群が、郡庁院や館などの南側を避けて分布していることから、官衙造営に前後し官衙遺構に関わって造られた建物であると考えられる。郡家造営・解体や竈屋等の雑舎や工房、仮設宿舎といった性格を持つ建物である可能性がある。

- ・ 7 世紀前半以前の竪穴建物－高座郡家造営以前の建物
- ・ 7 世紀後半の竪穴建物－郡家造営集団の居住遺構（郡家造営集落）
- ・ 7 世紀末～8 世紀初頭の竪穴建物－正倉建設に従事した集団の居住遺構集落
- ・ 740 年以降の竪穴建物－正倉の廃絶後に正倉域に建設された建物

前葉・中葉・後葉：時代や文化を 3 時期に区分した場合のいい方、前期・中期・後期

四半期：ある期間を四等分したそのひとつの期間

総柱建物（そうばしらたてもの）：一間ごとにくまなく外側も内側も格子状に柱を建てた建物

側柱建物（がわばしらたてもの）：外側に柱がある掘立柱建物

竪穴建物（たてあなたてもの）：地面を掘り込んで、その底に床を作り、柱を立てて屋根を葺いた建物で、住むためのものを竪穴（式）住居という

布掘り（ぬのぼり）：建物の柱穴を作る工法の一つで、柱穴と柱穴が溝で連結されている

⑤ 高座郡家の変遷

◇郡家造営期：7世紀後半（650—690年頃）

- それまで台地上に営まれていた集落が整理され、北群の正倉院に先行して郡家造営のための堅穴建物が営まれる。
- 7世紀第4四半期から居住遺構が増加する。

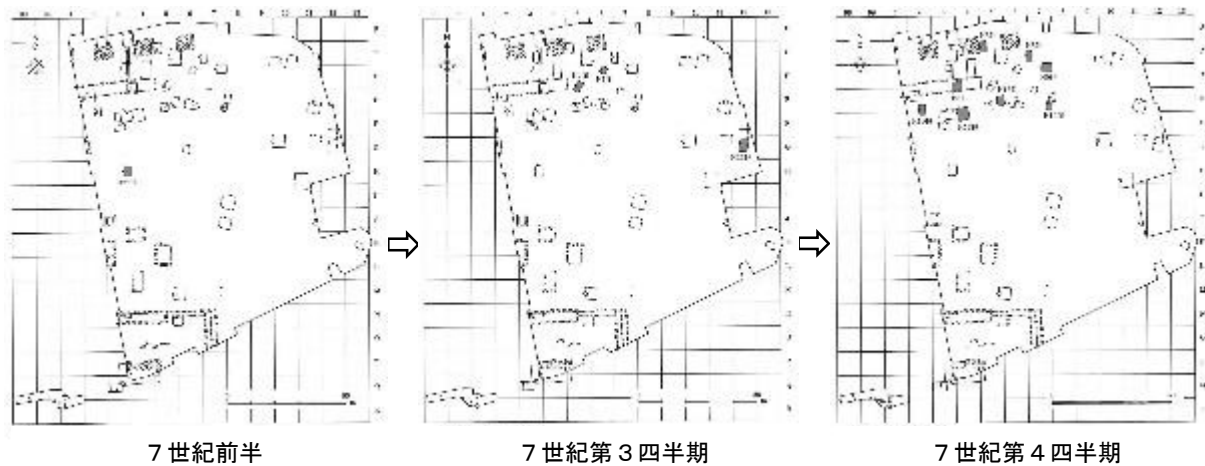


図13 郡家造営期の変遷

(かながわ考古学財団調査報告157『下寺尾西方A遺跡』より転載・加筆)

◇郡庁I期：690—740年

- 7世紀第4四半期（～700）のうちには長舎連結型の郡庁院が整備され、やや遅れて正倉院が建設される。
- 正倉は7世紀末から8世紀初頭頃（690—720）に設置される。最も西の15号掘立柱建物から順次東に建てられていったが、短期間のうちに造営は終わったと考えられる。
- 郡庁院と正倉院が揃って機能している状態が8世紀中葉頃（740）まで継続する。

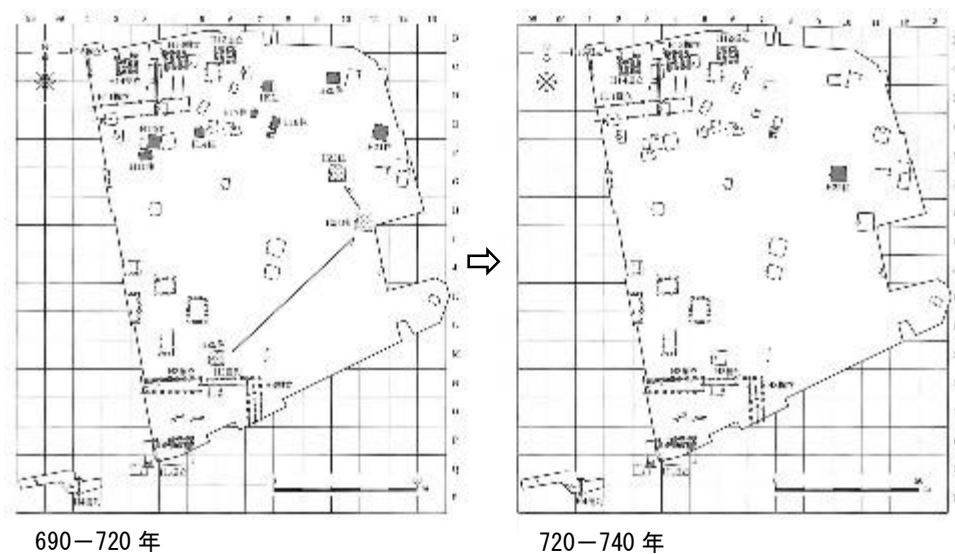


図14 郡庁I期 690—740年

(かながわ考古学財団調査報告157『下寺尾西方A遺跡』より転載・加筆)

◇郡庁Ⅱ期：740—800年頃

- ・ 8世紀中葉頃(740)に郡庁正殿が建て替えられ、塀によって郡庁院が方形に区画される。
- ・ 正倉は8世紀中葉前後に何らかの雑舎である竪穴建物に壊され、調査区東方に版築基壇を有する礎石建物として建て替えられる可能性を考える。
- ・ 館、厨とされる建物群は8世紀中葉以降に建設され、1回程度の建て替えが行われて9世紀前半頃まで継続したと推定する。

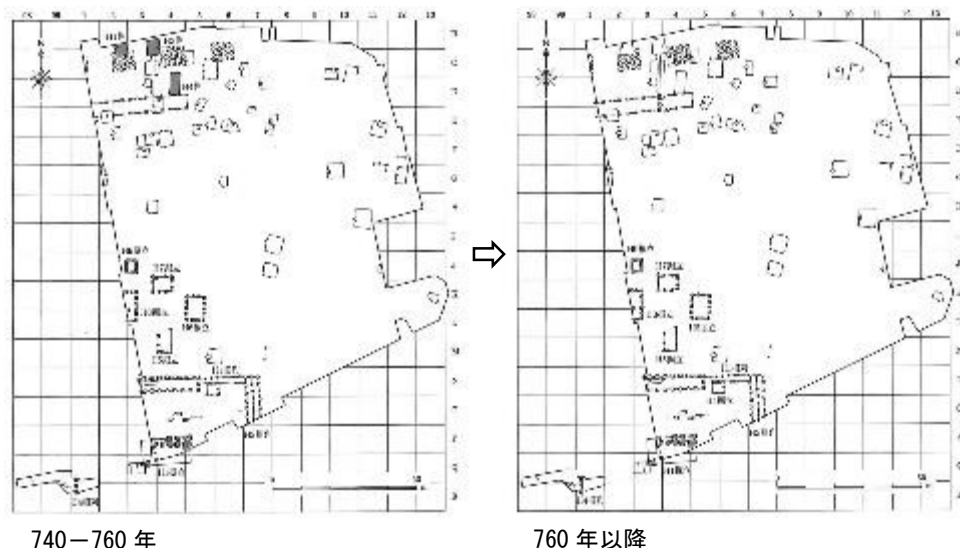


図15 郡庁Ⅱ期 740—800年頃

(かながわ考古学財団調査報告157『下寺尾西方A遺跡』より転載・加筆)

◇遺構の廃絶と集落の再興：800年以降

- ・ 調査区の中で最も存続期間が長い郡庁院も、9世紀には機能を停止する。その後、遺構の空白期がある。
- ・ 再興した遺構は断片的にしか確認されないが、11世紀前半頃の遺物集中である。

⑥ 出土遺物

- ・ 館（掘立柱建物）出土の須恵器片、須恵器の円面硯、畿内産土師器等

(イ) 下寺尾廃寺

古くから地元では古代寺院であることが言われていたが、昭和53年(1978)の調査によってここが寺院跡であることが考古学的に確認された。

6世紀に日本に伝来した仏教は、朝廷により保護を受け発展し、飛鳥を中心に仏教文化が盛んになった。天武天皇は詔勅を発して氏族や地方豪族に寺院建立を命じ、これによって有力豪族らによって各地に寺院が建立された。これまで古墳が権力の象徴であったが、寺院や仏像がこれに代わっていった。下寺尾廃寺もこの時代の寺院であり、高座郡の郡司となった有力豪族が創建した古代寺院と考えられる。

下寺尾廃寺の位置は、高座郡家から南西に250mで、小出川より東に150mの台地南側の一段低い砂丘地である。伽藍域は、おおむね東西が80~85m、南北が83~89mのものと、一辺78mのものが確認されている。

① 伽藍内主要建物と施設

◇金堂(基壇建物)

- ・伽藍域の北東部で基壇建物が確認された。
- ・東西に約 18.2m、南北に 14.9mの規模である。
- ・大きさや構造から、その建物が金堂であったと推定される。
- ・版築を伴う掘込地業と呼ばれる古代の地盤改良工事が行われていた。
- ・この建物は寺院創建時から続く唯一の瓦葺建物で、伽藍で最初に建てられた建物であった。
- ・8世紀後半から9世紀前半に大幅な改修や再建が行なわれた可能性があり、金堂はやや規模を縮小し建物の向きを変更して建て替えられた。



写真 26 金堂掘込地業

◇講堂(大型掘立柱建物から礎石建物へ改修か)

- ・伽藍域西半分中央で東西に長い大型掘立柱建物が発見された。
- ・講堂の可能性が想定されている。
- ・身舎が桁行7間×梁行3間で、この四周に廂を巡らす構造であるが、東西面の廂の梁行を4間として身舎と柱間をそろえていない。
- ・身舎の総長は東西 18.4m、南北 6.4mで、柱間寸法は等間隔で桁行が 2.6m、梁行が 2.1mとなる。
- ・廂の出は 1.8mであり、建物全体は9間×4間、総長は東西 22.0m、南北 10.1mである。
- ・創建時の建物と思われるが、同一場所で8世紀半ばに掘立柱建物から土壁造りの礎石建物に建て替えられ、9世紀半ば頃、火災などで廃絶したと推定される。



写真 27 大型掘立柱建物(講堂)

◇10～11世紀の仏堂(区画溝を有する礎石建物)

- ・土壁造りの講堂の焼失後、この一角に塀の跡と考えられる東西に伸びる柱穴列が設置された。
- ・この塀がなくなった後、講堂と同じ場所に2条の溝(SD1と2.3)と、礎石建物の跡が検出された。内側区画溝(SD2.3)は、礎石建物に先行する何らかの建物を区画し、のちに三方にのびる外側区画溝(SD1)に大きく掘り直されて礎石建物を区画していたと考えられる。この礎石建物は、10世紀頃の村落の仏堂的な施設と推定され、11世紀代まで存続していた。

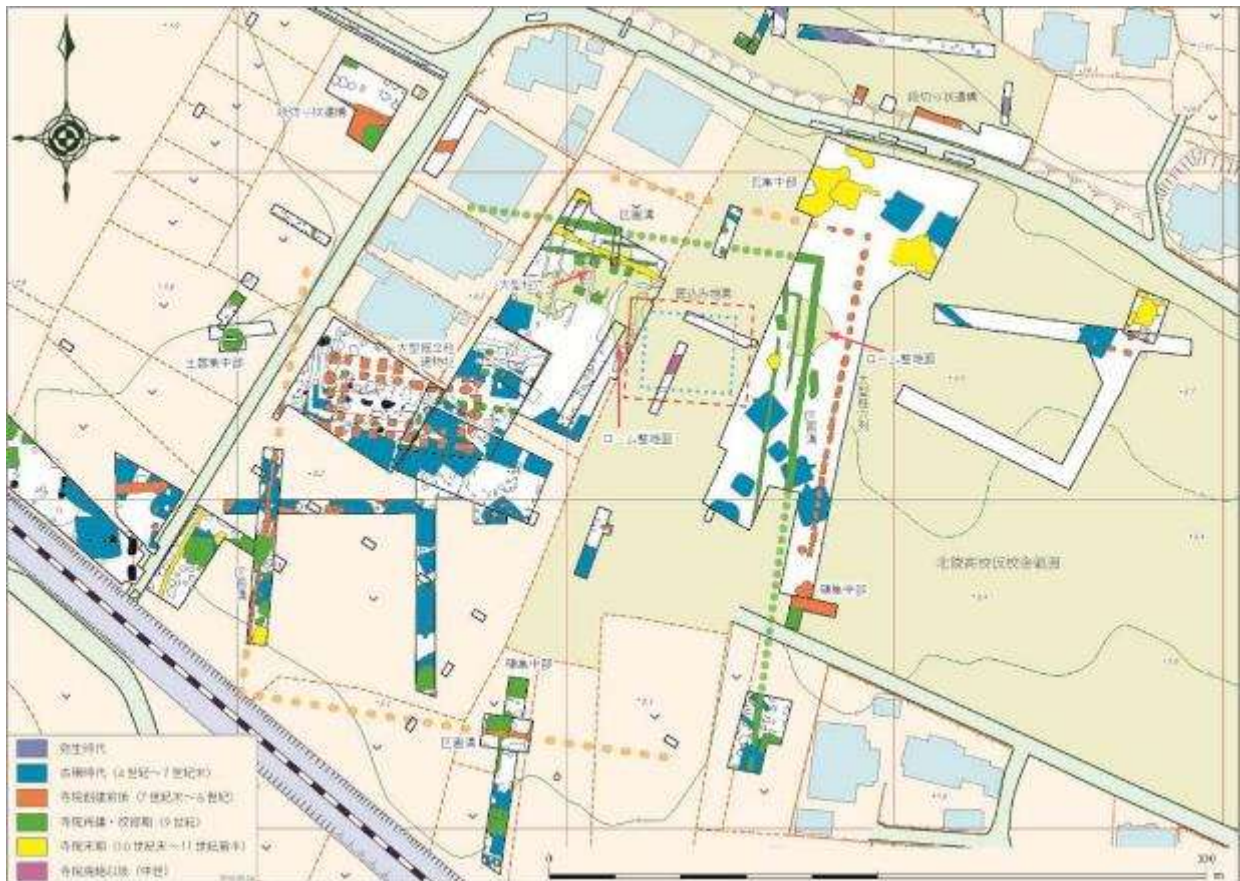


図 16 下寺尾廃寺遺構配置図

② 伽藍区画に関する遺構

寺院の規模や構造については、大型柱穴列や区画溝によって寺の中心部分である伽藍域が確認され、時期によって伽藍区画の形状が異なることが明らかになった。創建期には掘立柱塀によって区画され、不整の方形に囲まれた形であることが、また再建時には築地塀によって一辺 78m の正方形に区画されていたことが判明した。

- ・ 大型柱穴列
- ・ 大型柱穴列に関連する遺構（井戸址 1）
- ・ 区画溝
- ・ 区画溝に関連する遺構（溝状遺構 1. 2. 3）
- ・ 区画溝と併存する遺構（土器集中遺構、包含層、焼土址、竪穴建物）
- ・ 区画溝と重複する遺構（竪穴建物）

③ その他の主要遺構

- ・ 寺院に関連する竪穴建物－寺院付属施設、伽藍再建・改修時の工房等か
- ・ 溝状遺構－小出川からの水路か
- ・ 礎石－大型掘立柱建物跡の北東隅柱穴と重複、大型掘立柱建物より新しい遺構の礎石か
- ・ 土器集中遺構－10 世紀以降の土器

④ 下寺尾廃寺の年代観と変遷

寺院の造成・創建期は7世紀末から8世紀前半、8世紀後半の金堂と講堂の再建、区画施設の改修を含めて9世紀前半までを改修期と推定する。寺院廃絶期については、発見された廃棄土坑から検出した被熱した土器や壁材などにより、9世紀後半頃に災害や火災に見舞われものと推定される。さらに10世紀後半から11世紀代には、この場所に仏堂が建てられていたと考えられる。

◇造成期：7世紀後半（680—690年頃）

—既存の集落を整理・移転させ寺域の整備を行う時期—

<建造順>

①金堂の基壇建物の建設

講堂域・塔域 寺域整備

②区画施設 北辺・東辺の掘立柱塀の設置

③塔の建設—相輪刹さつちゆう柱塔か（陶製相輪の出土あり）

区画施設 西辺・南辺の掘立柱塀の設置—不整形な方形、中門の建設の可能性

④講堂の大型掘立柱建物の建設

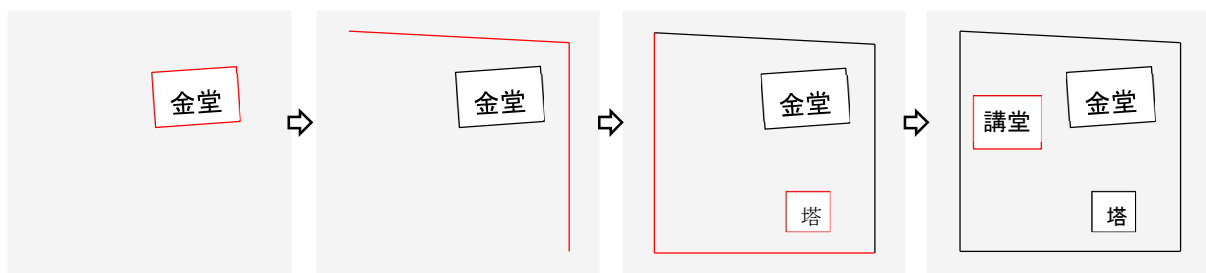


図 17 下寺尾廃寺創建期の建造順

◇創建期：8世紀前半（700—750年頃）

—建立された堂宇が揃って機能した時期—

- ・金堂、講堂が並び建ち機能する
- ・710—740年頃、本格的な多重塔の建立か—相輪の転用

◇改修期：8世紀後半～9世紀前半（750—850年頃）

—伽藍が大きく改修された時期—

- ・区画施設 掘立柱塀から築地塀へ—一辺約78mの正方形となる
- ・金堂 基壇建物の再建—8世紀中葉以降（一回り縮小、区画施設と同方位に修正）
9世紀前葉（改修か）
- ・講堂 礎石建物に建て替えか—8世紀中葉以降（土壁造り、同位置同方位）
- ・塔 多重塔の建設か（異説）

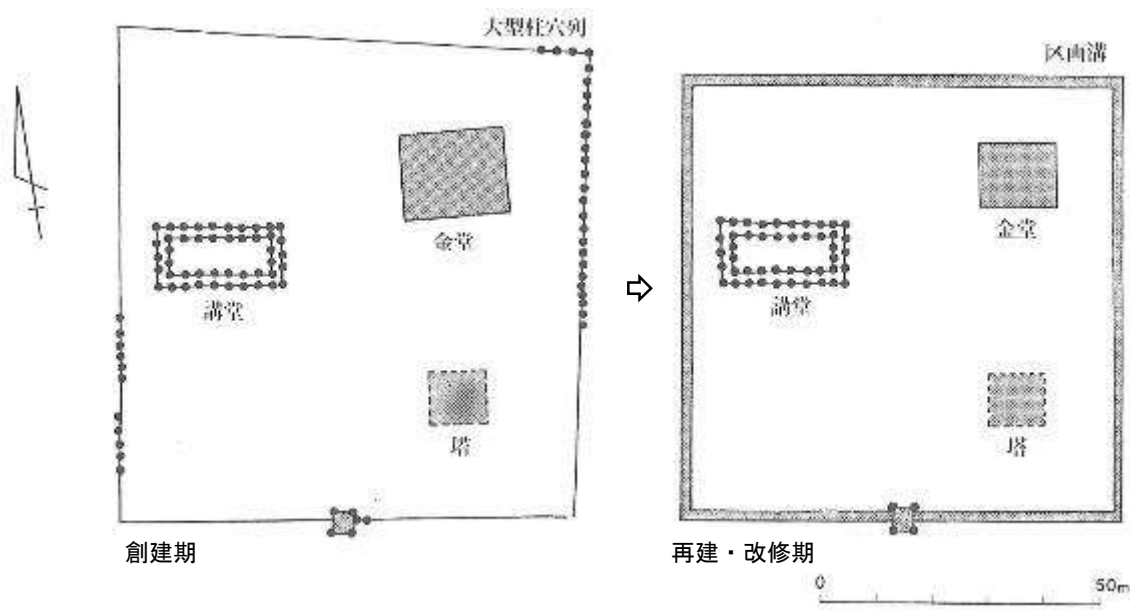


図 18 伽藍域の変化(案) (創建期～再建・改修期)

◇廃絶期：9世紀後葉（870-900年頃）

—伽藍区画・堂宇が廃絶する時期—

<廃絶順>

- ①区画施設、講堂の廃絶—9世紀前葉
- ②塔の廃絶—9世紀後半
- ③金堂の廃絶—9世紀後葉

◇空白期：50年前後の空白の期間

◇仏堂期：10世紀前半～11世紀代

—旧講堂部分に仏堂が存在する時期—

<仏堂期の変遷>

- ①柱穴列（区画塀）
- ②柱穴列の廃絶
- ③区画溝を伴う礎石建物—（一堂のみ、一度の建替えあり）

（参考：平成24年シンポジウム「下寺尾官衙遺跡を考える」基調報告 田尾誠敏「下寺尾官衙遺跡の変遷」）

伽藍（がらん）：僧が仏道を修業する場 大きな寺やその建物群をいう
 七堂伽藍は寺の主要な建物や七つの堂が揃った大きな寺をいう
 堂宇（どうう）：堂の建物のこと
 基壇建物（きだんたてもの）：土などを盛って突き固めた壇を基礎とした建物
 掘立柱建物（ほったてばしらたてもの）：地面に穴を掘り、そのまま柱を建てた構造の建物
 礎石建物（そせきたてもの）：石が建物の土台となっている建物 柱が直接地面と接しないので腐りにくい
 軸端（じくはな）：経典などの巻物がはずれないように軸の両端に装着するもの
 同范（どうはん）：同じ文様が彫られた范型や鋳型、またそれで作られた製品
 相輪（そうりん）：五重塔などの屋根から天に向かって突き出た通常は金属の部分

⑤ 出土遺物

- ・文字資料—墨書土器、刻書土器
- ・土器・土製品—香炉蓋片、瓦塔破片
- ・須恵器—高坏形香炉など仏具的形狀
- ・施釉陶器（火舎や薬壺蓋などの仏教関連遺物）ほか
- ・陶製品—性格不明の陶製品片（陶製相輪の可能性）
- ・大量の瓦—軒丸瓦（単弁六弁蓮華紋軒丸瓦、素弁蓮華紋軒丸瓦）、鬼瓦、文字瓦、平瓦、丸瓦。
単弁六弁蓮華紋軒丸瓦は、相模国分寺や相模国府域出土しているものと同范。
- ・金属製品—銅製品（県内では3例目となる銅匙や初例の軸端、懸仏、銅銭等）、鉄製品（釘、刀子等）



写真30 下寺尾廃寺出土の銅製品
（左上：銅匙、中：軸端、右：懸仏）



写真29 下寺尾廃寺出土の二彩陶器
（左上：小壺蓋、右上：小型瓶、左・右下：足付火舎香炉）



写真31 下寺尾廃寺出土の瓦



写真28 墨書土器
（上：「生」、下：「太」）



写真32 塔相輪の可能性のある陶製品片

(ウ) 川津・祭祀場および古代集落

川津・祭祀遺構および古代集落は、小出川河川改修事業に伴う調査（平成13～20年度）等において発見された。当事業地内に所在した茅ヶ崎市七堂伽藍跡、西方遺跡、寒川町岡田南河内遺跡、同町大曲五反田遺跡が調査対象となった。

① 川津遺構

七堂伽藍跡の一部では、小出川を自然礫で護岸した川津の遺構がH1号河道址として報告、確認されている。郡家に近接していることから、郡（郡司）が経営した郡津であったと考えられる。関東地方では非常に珍しい古代の津（港、船着場）の発見であったが、遺構は残念ながら保存されていない。また川津に面して、3棟の掘立柱建物（H5・6・7掘）が同規模、同間隔で主軸方向を揃えるかたちで配置されている。またこれら3棟と主軸方向を約90度違える南北棟の掘立柱建物（H9掘）も、規格上の共通性が見られる。これは津（郡津）からの物資を陸揚げした際の倉庫等と考えられる。この川津や掘立柱建物の時期は、8世紀後半から9世紀半ばである。



写真 33 河道跡と川津
（『小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅲ』より転載）

② 祭祀場

◇七堂伽藍跡

七堂伽藍跡調査区の小出川に面して造営された川津遺構の覆土からは、膨大な量の遺物が出土した。多量の土器類に混ざって、^{かたながた}刀形や絵馬などの木製祭祀具、2点の人面墨書土器や皇朝銭の「隆平永寶」（初鑄796年）といった、神祇祭祀に関わる遺物が出土した。一方、仏教的な色合いを帯びている出土品としては、「浄」墨書土器や「太」墨書土器（太寺）がある。時期は9世紀中葉と考えられる。

◇北B遺跡（香川）

下寺尾廃寺の南東約250mに位置する香川の北B遺跡でも旧河道が発見され、多量の墨書土器や木簡や皇朝銭、櫛、鈴また貴重な漆紙文書などが出土している。前述の川津付近の状況に比べるとやや仏教的要素が見受けられる。8世紀から9世紀半ば頃のものと考えられる。

この地区は古代の遺構が濃密な地区で、集落に関わる遺構（竪穴建物24軒、掘立柱建物4棟、柱穴列2列、井戸3基、焼土跡1基、溝状遺構34条等）も多数検出されている。



写真 34 北B遺跡 遺物集中区（西から）
（『香川・下寺尾遺跡群発掘調査報告書』より転載）

◇岡田南河内遺跡(寒川町)

この遺跡からも2条の小出川の旧河道(H1・H2河道)が発見された。H1河道とH2河道は重複関係にあり、同時存在の可能性もあるが、H2河道がやや古いとされ9世紀には大半が埋没したと考えられる。H1河道では、その北部の河床から人骨と獣骨を中心に、その周辺に複数の土師器坏と大型礫を配した祭祀性の強い遺構が見つかった。出土した土器はおおむね8世紀後半のものである。複数回祭祀が行われた様子で、動物遺体を祭祀に用いる「動物祭祀」と考えられる。祭祀を行なった人びととこの周辺の古代集落との関係、古代の民間祭祀を考える上で重要な遺構である。

◇大曲五反田遺跡(寒川町)

七堂伽藍跡地区で確認された旧河道の続きが、大曲五反田遺跡で検出されている。H1・2河道址とされているのがそれである。この河道跡からは、数量的にそれほど多くはないものの、祭祀や郡家・寺院との関連を示すような特殊遺物が出土している。そのうち、神祇祭祀的な遺物は、墨書土器や人形、櫛、斎串、「神」の刻書がある石製紡錘車、皇朝銭の「萬年通寶」である。仏教関連遺物としては、「太寺」と墨書された土師器坏なども出土しているが、神祇祭祀具に比べると少ない。時期は9世紀前葉から中葉頃と推定される。

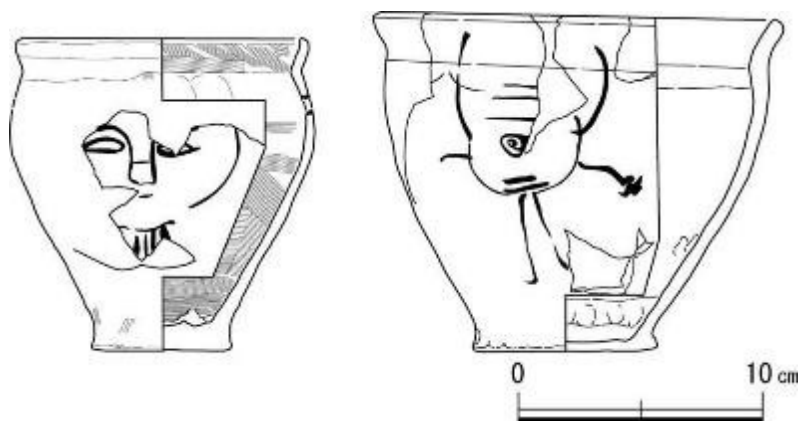


図19 七堂伽藍跡出土の人面墨書土器

(『小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅲ』より転載)

③ 古代集落

古代集落は、七堂伽藍跡の西辺域、小出川の旧河道や川津が発見された地区の東側で確認された。この地域で発見された遺構は、縄文時代(前期・中期・後期)、弥生時代後期～古墳時代前期、古墳時代後期～奈良・平安時代、中世、近世以降と多時期にわたるが、このうち古墳時代後期～奈良・平安時代の遺構が郡家・下寺尾廃寺に関連すると考えられる遺構である。

古代集落は、古墳時代後期の6世紀後半頃から、七堂伽藍跡の伽藍域に近い場所に始まり7世紀を通じて増加する。特に7世紀末から8世紀初頭にかけて急増することから、伽藍の整備に関して、伽藍域から立ち退いた人びとや伽藍の建設に関連する人びとの集落であるとも考えられる。住居は8世紀以降も増え続け、9世紀後半にはピークとなることから、寺院を再建するための工人や寺院の維持管理にかかわる集団との関係も想定される。この一帯が、古墳時代以来、奈良・平安時代を通じて繰り返し寺院と密接な関係を持ちつつ、居住の場として利用された土地であることが窺える。

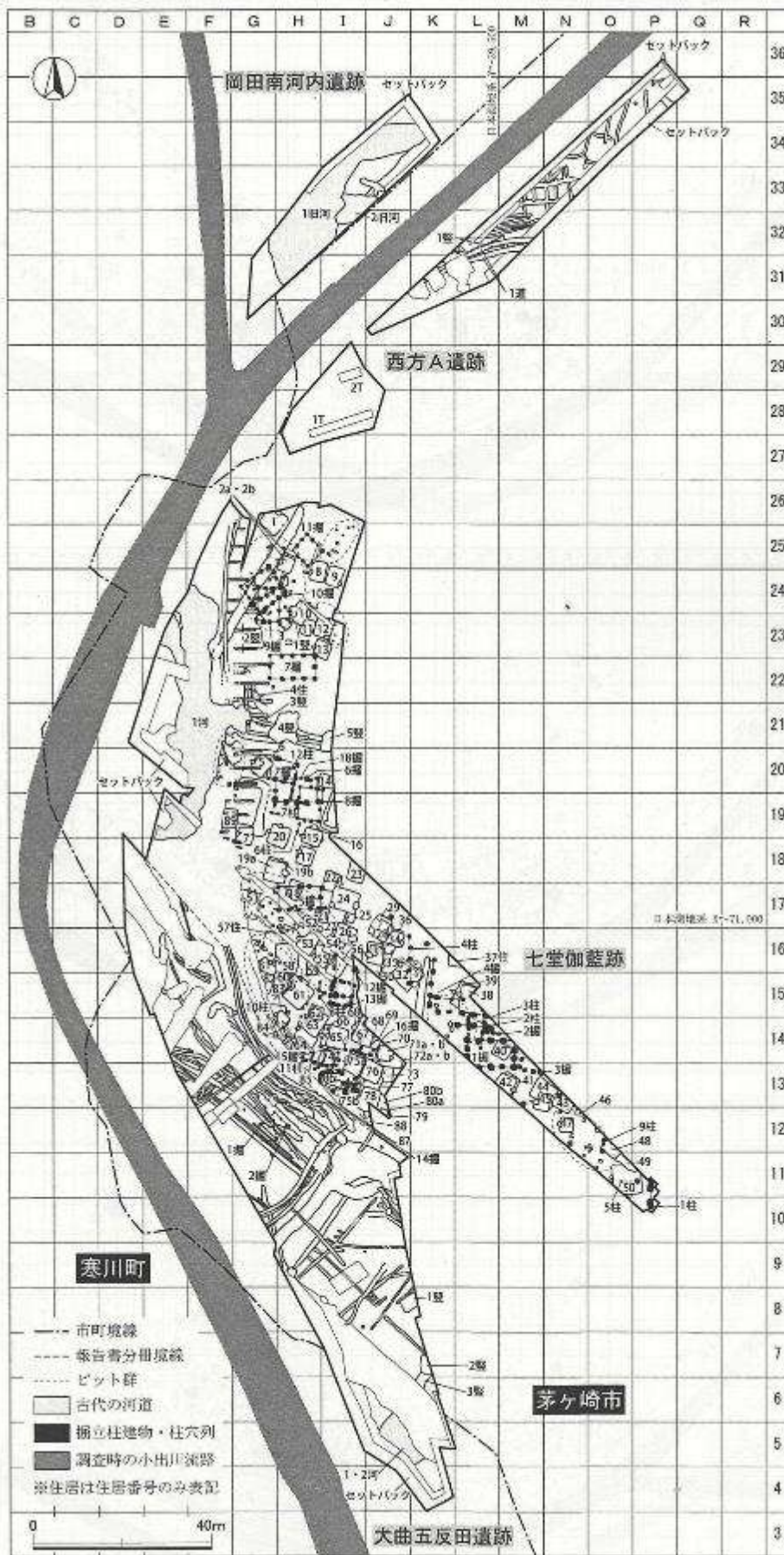


図 20 小出川河川改修関連事業調査区全体図

(『小出川河川改修事業関連遺跡群Ⅲ』より転載)

④ 検出した遺構

- ・川津遺構：小出川を自然礫で護岸した古代の津
- ・竪穴住居：89軒
- ・竪穴状遺構：10軒
- ・掘立柱建物：20棟
 - H5 掘立柱建物：桁行4間×梁行2間（側柱建物の東西棟）
 - H6 掘立柱建物：桁行4間×梁行2間（側柱建物の東西棟）
 - H7 掘立柱建物：桁行4間×梁行2間（側柱建物の東西棟）
 - ※H5～7 掘立柱建物は、物資の荷揚げ・管理施設か
 - H1 掘立柱建物：桁行4間×梁行3間（側柱建物の東西棟）
 - ※H1 掘立柱建物は、最も大型の建物で下寺尾廃寺に関連する「館」と考えられる。
- ・柱穴列：12列
 - H1 柱穴列：2基一対の柱穴列で^{どうかんしちゅう}幢竿支柱と推定される。
- ・ピット群：8カ所
- ・焼土跡：1基
- ・土器集中：6カ所
- ・多数の溝状遺構や土坑等

⑥ 出土した遺物

- ・土師器 ・土師質土器 ・須恵器 ・灰釉陶器 ・緑釉陶器
- ・瓦：鬼瓦、軒丸瓦、丸瓦、平瓦
- ・^{せん}埴
- ・陶製相輪片
- ・硯（風字硯）
- ・鉄製品：釘、刀子、鏃、斧、紡錘車
- ・皇朝銭：萬年通寶、隆平永寶、富寿神寶、長年大寶
- ・銅製品：耳環、帯金具、鈴
- ・鍛冶関連遺物：鉄滓、坩堝
- ・石製品：滑石製玉、砥石、紡錘車、石鈔
- ・木製品：祭祀具、鋏、下駄、曲物、櫛、漆椀、漆皿
- ・土製品：置きカマド、土錘、支脚、紡錘車 等

土師器坏（はじきつき）：弥生式土器の流れをくむ素焼きの土器 坏は椀より浅く皿より深いもの
 齋串（いぐし）：木の枝や薄い板などを串状に作ったもの 神を招くときの依代や神への供物などとして用いられた後に榊などの玉串となる
 神祇祭祀（じんぎさいし）：古代律令制のもとで朝廷が行っていた祭祀 郡では郡司が行っていた
 墨書土器（ぼくしょどき）：文字や記号・絵などを墨で描いた古代の土器 文字などからその頃の様子や用途がうかがえる
 木簡（もっかん）：墨で文字を書くために使われた短冊状の木の板
 皇朝銭（こうちょうせん）：8世紀初めより日本でつくられた銅銭 10世紀後半まで12種類つくられた
 漆紙文書（うるしがみもんじょ）：要らなくなった文書を漆が入った容器のフタとし、それに漆が浸みることで腐らざり残った古代の文書
 埴（せん）：建築材料の一つで、粘土を型に入れ成型し作られた煉瓦様のもの
 幢竿支柱（どうかんしちゅう）：仏教用具である幢（一種の旗）を掲げるための幢竿（はたざお）を固定する2個の支柱をいう。主に寺の入り口に立てられている。

ウ 指定後に行われた調査の成果

(ア) 平成27年度の調査

指定後の保存活用に関わる資料蓄積を進めていくため、郡庁西側の旧校舎部分における状況を把握することを主目的とする調査を実施した。調査は、茅ヶ崎市教育委員会が調査主体となり、神奈川県教育委員会及び北陵高校の協力を得て実施した。調査は以下の目的を持って実施した。

- 1 高座郡家郡庁西側の状況を確認すること。
- 2 古代以外の様相を確認すること。
- 3 旧校舎部分の遺構残存状況を把握すること。
- 4 発掘調査を通し史跡への理解を深めること。

全体の調査面積は822㎡で、内訳は1区519㎡、2区303㎡である。調査は平面精査による遺構確認を目的とし、原則として遺構調査は行わず現状保存とした。なお、1区で確認した溝状遺構および掘立柱建物などについては、詳細な状況把握のため必要部分の覆土掘削を行い、遺構の形状・時期などの把握に努めた。

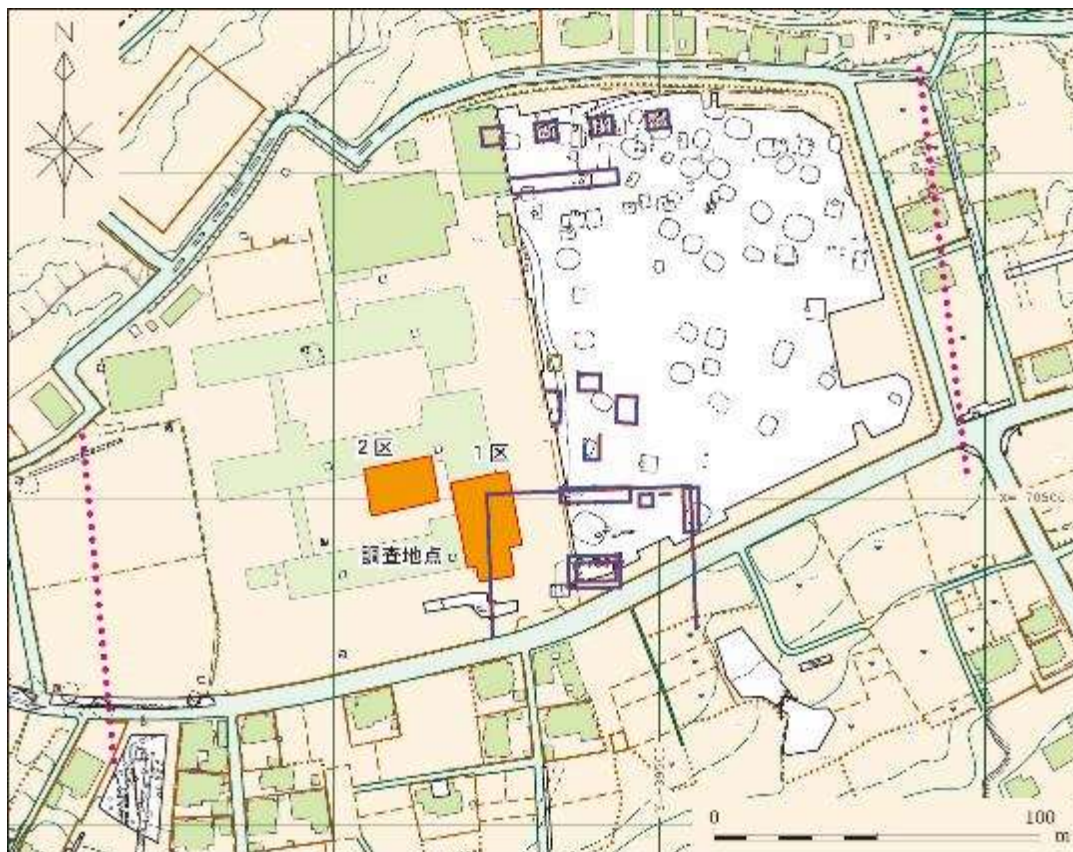


図21 調査区位置図

写真 35 発掘現場
1区西側からの上空写真



写真 36 発掘現場
北東からの上空写真



① 調査の概要

(1) 古代

掘立柱建物

1区のほぼ中央で確認されたもので、南西側を攪乱で壊されており全容は明らかではない。ほぼ南北に長軸を有しており、梁行3間×桁行4間の規模の建物が想定できる。特徴は柱穴が布掘りで連結していることで、部分的に調査した柱穴では掘り方の深さが約1mを測る。

大型柱穴列

1区北側で確認されたもので、4穴がほぼ東西方向に直線に並んでいる。その柱穴の状況から建物の可能性もあるが、調査区内おける南北部分では展開は見られず東側で調査された後殿の柱筋と方向がほぼ合っており、柱穴列として捉えた。

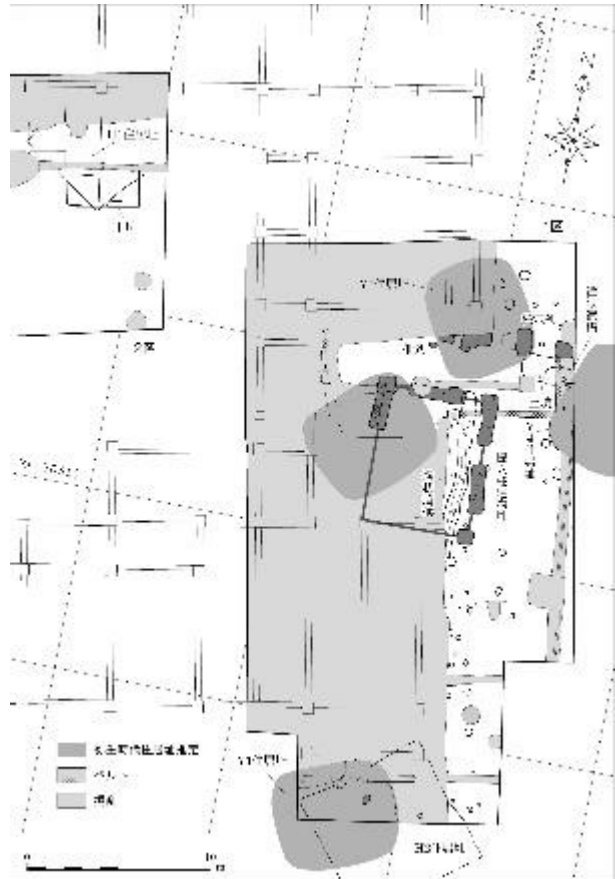


図 22 遺構配置概念図(古代以前)

溝状遺構

1区中央と北東で2条確認した。このうち1号としたものは、旧校舎の攪乱によって南側が壊されており全容は明らかでないが、方向は重複する掘立柱建物と近い南北方向に走行する。鉄製の釘が複数出土している。また2号としたものは、東西に走行するが調査区外に伸びており全容は明らかでない。

ピット

1区北側を中心に複数のピットが確認されている。平成14年の調査によって明らかにされている柵列推定部分で数穴の存在を確認しているが、東側と同様な状況では検出できていない。

土坑

1区北側で確認されたもので、長楕円の形状をしており、長軸約2m、短軸1.4mを測る。確認面で礫や土器に交じり鉄製品も出土している。

竪穴建物

1区南側で確認されたもので、北側でカマドの一部、東西で平面プランの一部を確認することができたが、その他は攪乱および調査区外に延び全容は明らかでない。東西方向については約7mの規模を想定できる。覆土から7世紀中ごろの土器（土師器・須恵器）が出土している。郡庁域の土地利用の変遷を考える上で重要な遺構である。また2区では県教委が試掘時に発見した竪穴建物を追認した。

(2) 他の時代の遺構

近世

1区で集石や硬化面、土坑などを確認したほか、陶磁器などが出土している。集石は調査区外に延びており全容は明らかでないが、部分的に硬化面も観察された。性格の特定は難しいものの建物の基礎などの可能性がある。また、2区ではほぼ東西方向に展開する畝状遺構が確認された。

弥生時代

調査区南側と北側で弥生土器がまとまって出土する地点が確認されており、竪穴住居の可能性が高い。

縄文時代

調査区内からは縄文時代の土器や石器が出土している。多くは縄文時代前期のもので、西側に所在する西方貝塚との関係を伺うことができる。

(3) 旧校舎について

調査では旧校舎の基礎が非常に堅牢に作られていることが明らかになった。また、建物周辺には上下水道の管や電線などが埋設されている部分も見つかっており、学校施設に伴う掘削が多種にわたっていることが明らかになった。しかしながら、こうした攪乱の下部においても部分的に遺構・遺物が残存していることも把握できた。

② まとめ

以下、調査目的ごとにその結果を述べる。

(1) 高座郡家郡庁西側の状況について

調査では、掘立柱建物、柱穴列、溝状遺構、土坑、ピット、竪穴建物などが発見された。

このうち掘立柱建物は梁行3間×桁行4間の規模でほぼ南北に長軸を有している。確認された位置は、東側における調査で確認されていた東脇殿に対応する部分に位置すると考えられるが、建物規模や構造が異なり、位置も正確な東西対象を成していない。しかしながら、建物の主軸が概ね合っていることや柱穴が布掘りで連結していることなどの特徴を有しており、官衙関連遺構として評価できる。

柱穴列については、東側における調査では確認されておらず、建物の可能性も否定できないが、柱の軸方向が東側で確認されている東脇殿の梁方向ならびに後殿の桁方向とほぼ合っていることや後殿北側の柱筋延長部分に位置していることから、官衙関連遺構と考えられる。

柵列の可能性も含めたピットについては複数確認されたが、東側あるいは南側で確認されている延長上にきちんと列をなして並ぶ状況の検出ではなかった。ただ、数穴は想定ラインに該当しており、東側および南側との様相が異なることを踏まえて、柵列については、今後の検討が必要である。

2条確認された溝状遺構はともに北と西側で端部となることが確認されている。このうち2号とした東西方向に走行するものは、調査区外に伸びており全容は明らかでない。しかしながら東側の調査で確認されているH2号溝に注目すると、両遺構は概ねその延長上にあたる可能性がある。規模についてもそれほど差はなく、しかも覆土に褐色粘土を含むという共通点があることから同一遺構の可能性が高い。また、溝の走行する方向が先ほどの後殿北側の桁方向の軸とほぼ並行していることもあり官衙関係の遺構である可能性もある。さらに、1号とした南北方向に走る溝とは繋がってはいないものの、主軸がほぼ直角の関係にあり、両者が有機的に機能していた可能性がある。

土坑は2号溝と重複関係にあるが、長軸がほぼ東西を示しており、鉄製品などの存在から官衙関係の遺構の可能性もある。

竪穴建物は出土遺物から7世紀中ごろ以降のものと考えられるが、本遺構が官衙に関連するものか、それ以前の集落であるかの判断は現段階では難しい。しかしながら、いずれにせよ官衙成立の時期を考える上で重要な遺構である。

(2) 古代以外の様相について

古代以外では、近世、弥生時代、縄文時代の様子が明らかになった。まず、近世においては、集石、硬化面、土坑、畝状遺構などの遺構が確認されたほか、陶磁器が出土している。これまでの調査では、明確な近世段階の成果は報告されておらず、当該地に近世の遺構が残存していたことを把握できたのは、本地区における土地利用を考える上で大きな発見となった。また、弥生時代においては、土器とともに竪穴住居を想定させる範囲も把握することができ、これまでの調査で明らかになっている環濠内での集落の一部を確認したことになる。さらに、縄文時代においては、土器が包含されていることを確認したほか、攪乱の埋め土を除去した土層面において落ち込み等の可能性がある堆積を観察している。

主目的であった官衙関係の調査目的においては、郡庁西側の状況が東側で確認された内容とは異なる様相を示すことが明らかになった。これまで高座郡家は東西対象の構造をとるという予測のもと議論が進んでいたが、今回の調査結果を踏まえ、再度、郡庁の構造について考えていく必要がある。

(イ) 平成 28 年度の調査

平成 27 年度に引き続き、指定後の保存活用に関わる資料蓄積を進めていくため、郡庁西側の旧校舎部分における状況を把握することを主目的とする調査を実施した。調査は、茅ヶ崎市教育委員会が調査主体となり、神奈川県教育委員会及び北陵高校の協力を得て実施した。調査は以下の目的を持って実施した。

- 1 高座郡家内西側における官衙関連遺構の状況確認。
- 2 本遺跡群が位置する原地形の把握。
- 3 重層している他時代（縄文時代、弥生時代、近世、近現代）の遺跡状況の確認。
- 4 北陵高校旧校舎の地下構造物等の内容と遺跡状況の把握。
- 5 発掘調査の公開を通じて史跡に関する理解を深めていくこと。

全体の調査面積は 300 m²で、調査は平面精査による遺構確認を目的とし、原則として遺構調査は行わず現状保存とした。なお掘立柱建物などについては、状況把握のため必要部分の調査を行い、詳細把握に努めた。



図 23 調査区位置図

① 調査の概要

今回の確認調査では、主目的であった古代の遺構のほか、縄文時代、弥生時代、中世、近世、それに旧校舎関連遺構について資料を得ることができた。ここでは、古代における主要遺構について、その概要を述べる。

写真 37 高座郡家と発掘現場

西側からの航空写真



写真 38 発掘現場

南からの航空写真



掘立柱建物

北東部分と中央で確認されたもので、このうち、北東部分の掘立柱建物については規模の大きな柱穴4穴（概ね長軸1.8m×短軸1.4m）を確認しているのみだが、その規則性から建物と判断した。南北に並ぶ柱穴の軸は概ね北を示しており、東側で発見されている官衙関連遺構と近似する。また柱穴の間隔は芯々で2.7mを測る。

さらに時期については、わずかな土器であるが概ね7世紀末から8世紀初めと考えられることから官衙関

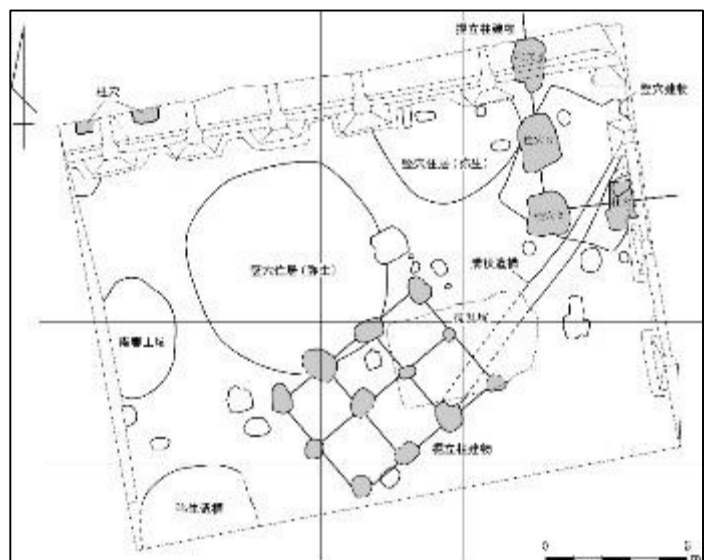


図 24 遺構配置概念図(古代以前)

係の遺構と考えられる。なお、建物の規模と向き（南北棟あるいは東西棟）については現段階では確定できていない。

また、調査区中央南で発見されたものは、柱穴12穴の配置から建物の可能性があると推定した。建物とした場合2間×3間の東西方向の総柱建物となるが、主軸は東側の建物群に比べやや斜めになる。時期については判断できる遺物がないが、重複する溝状遺構から瓦片が出ていることから古代の遺構と判断した。

廃棄土坑

調査区西側で発見されたもので、平面形は長軸4.5m×短軸約2.8mの楕円形を呈しており、断面はほぼ中央にかけて緩やかに落ち込み深さは0.61mを測る。覆土は大きく2層に分けられるが、このうち上層からは比較的多くの遺物が出土している。現段階での性格の特定は難しいが、遺物の出土状況から廃棄土坑などの可能性が高い。時期は7世紀末から8世紀初めと考えられ官衙に関連する遺構と思われる。出土遺物は、土器類のほか管状土錘、鉄鏃の可能性がある鉄製品、炭化物や種子などが出土している。

溝状遺構

調査区東側で確認されたもので、竪穴建物、掘立柱建物と重複している。確認された長さは約11mで、西側は途切れ、東側は調査区外に延びており全容は明らかでない。上幅は0.5m、断面は緩やかなU字型を呈する。覆土上層から瓦片が出土している。

竪穴建物

北東部に位置し、掘立柱建物と重複している。北東にカマドを有し一辺約4.5mを測る。一部攪乱を利用して確認した床面までの深さは約0.8mと深い。時期については出土遺物が少なく明確でないが7世紀後半と推測している。

② まとめ

今回の調査は、今後の史跡の保存活用に必要な資料を蓄積するために行ったもので、以下、調査目的に沿ってその結果を述べることにする。

郡庁内西側について

掘立柱建物や廃棄土坑の存在から郡庁内西側においても、官衙関連の遺構が存在することを確認した。

掘立柱建物は調査区外に延びており、規模と棟方向は明らかではないが、南北方向に規則的に並ぶ3穴を結ぶ軸方向は、東側で確認されている官衙遺構と近似しており、こうした建物の主軸や柱穴の規模や柱間から官衙に関係する建物と考えられる。時期は7世紀末～8世紀初めで、郡庁I期に該当する。また、調査区西側で発見された遺構は、多くの土器をはじめ鉄製品、管状土錘、種子などが出土しており、その状況から廃棄土坑の可能性が高く、時期も掘立柱建物と同様に7世紀末～8世紀初めを想定できることから官衙関連の遺構と考えられる。

こうしたことから、これまで不明であった西側においても官衙関係の遺構が複数存在することが明らかになった。

地形について

今回、古代遺構が確認された面の標高は、東側で確認されている高さより約1m前後低いことが判明し、北西に向かって緩やかに傾斜する地形であったことが把握できた。そして傾斜地を整地することなく利用し関連建物を建てたことが明らかになった。なお、この高さの違いは、土層堆積から旧校舎が建てられる以前の地表面も低かったことが観察でき、現在の平坦な地形は学校建設時に行った盛土によるものであることが判明した。

重層する遺構について

古代よりも古い時期の遺構・遺物については、古代の遺構確認作業および攪乱埋土除去時などで確認された。このうち弥生時代については、調査区中央部分に長軸7.4m短軸6.8mの不整円形を呈した竪穴住居の存在を確認したほか、北東部でも竪穴住居を確認した。また南西部分では弥生土器がややまとまった状態で出土した地点があり当該期の遺構の可能性もある。縄文時代では、明確な遺構の発見はなかったが、縄文土器のほか石斧や黒曜石などの出土がみられた。こうしたことから弥生、縄文両時代の遺跡の存在を確認できた。また、宝永火山灰以前で古代以後の溝状遺構が確認されており、中世～近世前半段階の可能性もある。さらに宝永火山灰降下以降と考えられる耕作痕が検出されており、学校建設以前の土地利用を知る上での資料となった。

旧校舎関連遺構について

調査では、旧校舎のコンクリート基礎や排水施設として使用された土管などを確認した。また、土層堆積を観察すると校舎建設に伴い盛土されており、旧校舎基礎の下部では、古代をはじめとする遺構が残存していることが明らかになった。

以上、調査目的ごとの成果を確認したが、主目的であった古代官衙関係の調査においては、郡家内西側においても掘立柱建物や廃棄土坑の存在から官衙施設の展開があったことを明らかにすることができた。加えて、これらの建物が緩やかな傾斜地形に建てられていたことも判明した。こうしたことから、今後、郡家全体の構成や景観を考える際に必要となる資料を得ることができた。

また、重層する遺跡のうち弥生時代については複数の竪穴住居を確認することができ、環濠集落内における住居の分布状況を考える資料を蓄積することができた。

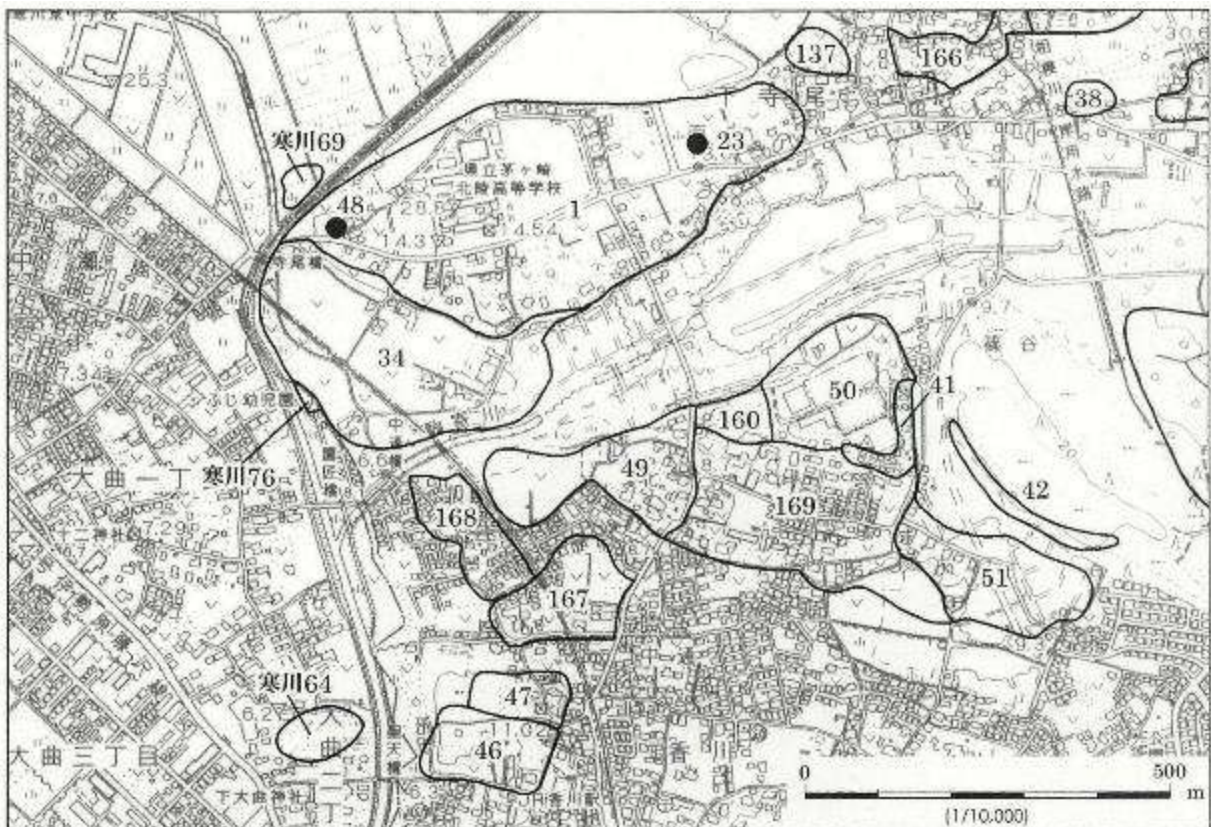
さらに、今回の調査では、調査地点に建てられていた旧校舎の基礎より下で遺跡が確認され、旧校舎の影響を受けずに遺跡が残存していることを把握できたことも大きな成果であった。今後、史跡整備を進める際に欠くことのできない情報となると思われる。

③ 周辺遺跡

史跡下寺尾西方遺跡が含まれる西方遺跡は、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世の複合遺跡として記載されている。西方遺跡は、平成23(2011)年度以前には西方A、同B、同Cの3つの遺跡に分かれており、統合前の資料によると、西方A遺跡は所在地が下寺尾391～602ほか、時代は縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世、近世、種別は貝塚(統合の段階で、西方貝塚(No.48)を分離)と集落跡と記載されていた。また、西方B遺跡は、所在地が下寺尾386ほか、時代が縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世、近世、種別は集落跡と散布地となっていた。さらに、西方C遺跡は所在地が下寺尾341ほか、

時代は縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世、種別は集落跡となっていた。

西方遺跡が立地する台地上の北東部分には、縄文時代、古墳時代、奈良・平安時代とされる北方A遺跡 (No. 137) や北方C遺跡 (No. 166)、古墳時代から古代の東方A遺跡 (No. 135) が、南西には縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世の遺跡として七堂伽藍跡 (No.34)、南側には砂丘地帯に立地する古代を中心とした中通C遺跡 (No. 167) や中通D遺跡 (No. 168)、南東には縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世の北C遺跡 (No. 160)、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中近世の北D遺跡 (No. 169)、弥生時代、奈良・平安時代の篠山遺跡 (No. 50)、篠谷横穴墓 (No. 42)、篠山横穴墓 (No. 41) などがそれぞれ分布している。北側及び西側では、小出川を挟んで寒川町に所在する遺跡が位置し、北側に縄文時代の県営岡田団地遺跡 (寒 45) や縄文・弥生時代の大蔵東原遺跡、古墳時代の越の山横穴群 (寒 42) などが、西側に少し離れるが中世の梶原氏館址遺跡 (寒 11) などが確認されている。



図■周辺遺跡分布図

※番号は神奈川県遺跡台帳に登録されたもので、下表と一致する

表 ■ 遺跡地名表と遺跡の年代観

番号	遺跡名	時代
1	西方遺跡	縄文時代(早～中期)、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中近世
23	西方A遺跡内の塚	—
34	七堂伽藍跡	縄文時代(前～後期)、弥生時代、古墳時代(前・後期)、奈良時代、平安時代、中近世
38	東方D遺跡	奈良時代、平安時代
41	篠山横穴群	古墳時代
42	篠谷横穴群	古墳時代
46	中通A遺跡	弥生時代(後期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世
47	中通B遺跡	弥生時代(後期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世
48	西方貝塚	縄文時代(前期)
49	北B遺跡	縄文時代(前～晩期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世
50	篠山(北A)遺跡	弥生時代(後期)、奈良時代、平安時代
51	篠谷遺跡	縄文時代(中・後期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世
137	北方A遺跡	縄文時代(前・中・後期)、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世、近世
160	北C遺跡	縄文時代(後期)、弥生時代、古墳時代、奈良時代、平安時代、中世
166	北方C遺跡	奈良時代、平安時代
167	中通C遺跡	古墳時代(後期)、奈良時代、平安時代
168	中通D遺跡	奈良時代、平安時代
169	北D遺跡	弥生時代(後期)、古墳時代(後期)、奈良時代、平安時代、中世、近世
寒川64	寒川町No. 64遺跡	奈良時代?、平安時代?、中世、近世
寒川69	岡田南河内遺跡	縄文時代(前・中期)、弥生時代(後期)、奈良時代、平安時代、中世、近世
寒川76	大曲五反田遺跡	古墳時代、平安時代、近世

エ 下寺尾官衙遺跡群周辺に所在する古代の主な遺跡

下寺尾官衙遺跡群の周辺には、神奈川県遺跡台帳に登録された多数の遺跡が存在する。それらは複合遺跡の場合もあるが、高座郡家や下寺尾廃寺が存在した時代と同時代の遺構が検出された遺跡も確認されている。下寺尾官衙遺跡群との関連が十分に想定されることから、今後も調査研究を継続する必要がある（図■・表■を参照）。

篠谷横穴群

香川駅から東北東へ約700mの小高い丘（現在スリーハンドレッドゴルフ場）の南斜面に営まれた横穴墓（横穴古墳）群である。

茅ヶ崎市域の北部は、地形的にみると、相模野台地の南端を画する平坦な台地とそれを刻む無数の谷からなっている。そしてこの台地の縁辺は、急崖をなしてほぼ東西に走っている。この急崖の部分に東西300m×南北20mにわたって複数の横穴墓が発見された。横穴墓は盛り土をせず自然の崖面に穴を掘り、^{げんしつ}玄室（墓室）を造る構造の古墳で、比較的小地域の有力者の墓と考えられている。南面した山腹に横穴はほぼ四段にわたって分布し、しかもこれらは三つの群に分けることが可能であるといわれる。各横穴の形態は同一ではなく、平面図をみると玄室と羨道（玄室と外部を結ぶ通路）の区分がはっきりしているもの、それぞれがやや不明瞭なもの、両方の区分がないものなどがもみとめられる。これが年代差に基づくことは明らかであり、篠谷横穴群は、ある年代的な幅の中で継続的に営まれたことを示している。

篠谷横穴群は、出土した副葬品の土器類や玄室の形から、6世紀末から8世紀初め頃に築造されたものと考えられる。調査後に消滅している。

◇遺物：土師器（坏）、須恵器（壺・提瓶・坏・平瓶・甕）、銅製品（環・釘）、鉄製品（鏃・鏝・刀・轡）、玉類（ビーズ玉・切子玉・土玉・勾玉・白玉・棗玉）、人骨片

篠山横穴群

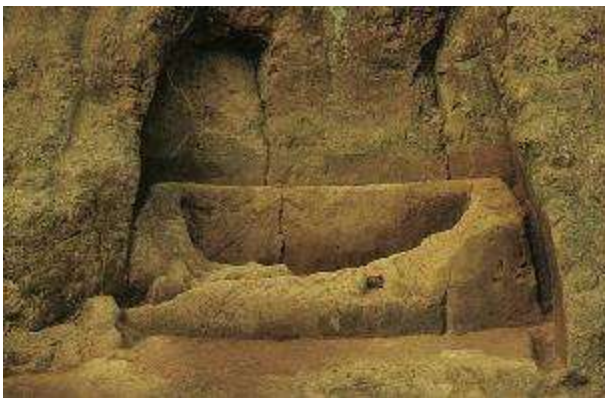


写真40 横穴内部の棺

相模線の香川駅から東北方向にみられる丘陵に、標高約25mの独立丘がある。現在テニスクラブとして利用されているこの丘の頂部には、篠山遺跡と呼ばれる弥生時代後期から古墳時代前期にかけて（約1800年前）のムラが営まれていた。この篠山遺跡の台地南斜面と東斜面で発見され

たのが篠山横穴群である。範囲は、逆L字状に東西100m×南北100mにわたる。分布状況としては2群に分かれ、昭和46年には22基が確認されている。昭和55年には南側斜面で6基、昭和59年には東斜面でも新たに2基が確認された。南斜面の1基からは、直刀や金銅環、ガラス玉などの副葬品が発見された。現在は一部が消滅している。

◇遺物：人骨、直刀、刀子、鉄鏃^{てつぞく}、金銅環、ガラス玉

(4) 遺跡群の概要

下寺尾遺跡群は、茅ヶ崎市下寺尾地区を中心に、その周辺地域を含めて複数の遺跡が密集して分布する一帯を、一定の範囲で総合的に捉えた遺跡群である。台地上、砂丘、旧河道、低湿地など多様な地形条件のもとで、人々の営みが長期にわたり繰り返し展開してきた結果、縄文時代から近世に至るまでの遺構・遺物が重層的に残されている点に大きな特徴がある。

下寺尾地区およびその近隣には、台地上に所在する西方遺跡をはじめ、台地南側の砂丘上から周辺の旧河道・低湿地部に展開する下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）が確認されている。さらに、七堂伽藍跡に接して所在する寒川町大曲五反田遺跡や寒川町岡田南河内遺跡、また駒寄川を挟んで南側に位置する香川北B遺跡など、複数の遺跡が連続的に分布している。これら一連の遺跡を一定の範囲で括り、総称したものが「下寺尾遺跡群」である。

この遺跡群は、学史的にも著名な縄文時代前期の西方貝塚、弥生時代中期の大規模環濠集落、7世紀後半から奈良・平安時代にかけて営まれた高座郡の地方行政拠点（高座郡家）と、それと一体的に機能した古代寺院（下寺尾廃寺）、さらに官衙に関連する祭祀場や川津などの遺構、中近世以降の土地利用の痕跡までを内包する、極めて密度の高い複合遺跡である。

下寺尾遺跡群を構成する遺跡のうち、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に限って営まれた環濠集落が、史跡下寺尾西方遺跡である。同遺跡は、集落が拡大した段階において南関東最大級の規模に達したことが明らかとなっており、出土遺物には土器のほか、石器と鉄器が共存する利器構成が確認されている。これは、利器が石器から鉄器へと移行していく過程を具体的に示すものであり、南関東における拠点集落の一つとして、弥生時代中期社会の様相を理解するうえで重要な学術的価値を有している。

一方、下寺尾遺跡群の中核には、7世紀後半から奈良・平安時代にかけて営まれた高座郡の地方行政拠点と、それに関連する諸遺構が確認されている。これら古代官衙関連遺跡を総称したものが下寺尾官衙遺跡群であり、そのうち、郡家および下寺尾廃寺の一部について国の史跡指定を受けた区域が、史跡下寺尾官衙遺跡群である。

特筆すべき点として、史跡下寺尾西方遺跡と史跡下寺尾官衙遺跡群は、史跡の中心部分が大きく重なって存在している。すなわち、弥生時代の集落空間の上に、奈良・平安時代の地方行政拠点が成立しており、時代ごとに役割を変えながら継続してきた様相を、同一の場所で読み取ることができる。このような「重なる史跡」は全国的にも例が少なく、下寺尾遺跡群の最も重要な特性の一つとなっている。

下寺尾遺跡群は、単に複数の遺跡が隣接して存在するだけでなく、同一地域の中で異なる時代の営みが連続し、かつ重なり合いながら形成されてきた歴史そのものを内包している。弥生時代の生活空間、古代の政治・宗教空間、さらに周辺地域に広がる関連遺跡との関係性を含めて捉え

ることで、下寺尾遺跡群は、重層性を本質とする複合遺跡として総合的に保存・活用を図るべき遺跡群として位置づけられる。

ア 遺跡群の歴史の変遷

続いて、これまでの調査成果をもとに、史跡下寺尾西方遺跡が位置するエリア一帯の歴史の変遷を概観する。

旧石器時代

平成14(2002)年の西方A遺跡第5次調査の本調査に先立つ確認調査で黒曜石製の使用痕のある剥片が出土している。ソフトローム層からの出土で西方遺跡における唯一の事例である。

縄文時代

北陵高校が所在する台地の西端で西方貝塚が営まれた。この台地の西側を中心に平坦部全体から縄文時代の遺物が出土しており、縄文時代の集落の存在や活動がうかがえる。

台地南側の一段低い砂丘上に位置する七堂伽藍跡からも、縄文時代前期の土器が出土しており、隣接する香川北B遺跡においては、縄文時代中期の集石遺構が確認されている。これらから、台地上から縁辺部、低地においても縄文時代の人々の生活の痕跡が見られる。

弥生時代

西方遺跡では、弥生時代中期後半(約2000年前)に環濠集落が形成された。弥生時代中期後半のうち、古い段階では環濠の東辺が現在の北陵高校敷地のほぼ中央で確認されているが、新しい段階では東側の高校敷地外で確認されており、東へ一挙に約150mも拡大したことがわかる。拡大した環濠集落の面積は5万㎡以上と推定され、南関東地域でも最大級となり、その規模は東西400m、南北最大240mに及ぶ。

一段低い砂丘地に立地する七堂伽藍跡では、弥生時代後期から古墳時代初頭にかけての竪穴住居や河道が見ついている。特に、弥生時代後期前半の一群の出土土器は、東海地方の東三河から西遠江にかけての特徴をもち、その地方からの集団移動が背景にある可能性が指摘されている。

この低地は小出川と駒寄川に挟まれ水に恵まれた場所で、特に駒寄川の流域に一面の水田が広がっていたと考えられる。

古墳時代

古墳時代後期は、官衙・古代寺院が成立する前夜にあたる時期である。下寺尾の台地上では、古墳時代後期の竪穴住居が広く散在して見ついている。

低地の砂丘上に立地する七堂伽藍跡でも弥生時代末から古墳時代前期の住居跡が広範囲に多数確認されているほか、古墳時代後期(ほとんどが7世紀代のもの)の竪穴建物も重複して数多く確認されているので、古墳時代後期の集落の中心は南側低地部分であったと推定される。周辺の南東約600mには後期古墳の篠山・篠谷横穴群が存在する。

その後、七堂伽藍跡における住居は、7世紀前半から後半第3四半期（650—675頃）にかけて大幅に増加する。7世紀の後半第4四半期（675—700頃）にここに大規模な寺院が建てられることとなり、寺院地として造成がはじまり、それに伴って集落は移転したと考えられる。

奈良時代

下寺尾では台地上に高座郡家が、砂丘上には下寺尾廃寺が7世紀後半から造営され、8世紀はじめ頃には創建されたと考えられる。両者とも一度建て替え改修されている。郡家の一部（正倉）は8世紀半ばに失われたとされていたが、下寺尾官衙遺跡群史跡指定後の調査により、高座郡家東側区画以東に正倉域が新たに築かれた可能性が指摘されている。

平安時代

高座郡家は、9世紀の前半には様相が把握できなくなる。下寺尾廃寺は9世紀後半頃までは存続したと想定されている。9世紀初めのものと考えられる灯明皿が出土しており、万灯会とよばれる仏教儀式が行われたと考えられる様相が残されているものの、9世紀後半に廃絶、その後、この場所には10世紀に礎石建物の仏堂が建てられた。集落も9世紀代まで確認することができる。

中世

平安時代末期の戦乱を経て武士の時代、鎌倉時代となる。後世の削平を受けている可能性もあるが、今のところ下寺尾の台地上に中世の活動を示す明確な遺構・遺物の発見はない。

台地西側の低地部分で中世の道状遺構や溝状遺構が検出され、隣接する寒川町に所在する岡田南河内遺跡でもしがらみ状遺構（水流を堰き止めるため川の中に設置された杭や木の枝で作られたもの）が確認されている。

低地の七堂伽藍跡では中世の所産と考えられる溝状遺構や井戸址が遺物とともに発見され、香川北B遺跡では竪穴状遺構、溝状遺構、井戸址、土坑、杭列が発見された。溝状遺構からは中世の遺物に混じり、古代の遺物が多量に出土し、動かされた痕跡のある礎石も発見された。中世段階で土地の改変があったものと推定される。

近世

近世の土坑や溝状遺構には、宝永年間の富士山噴火による火山灰が見られる。その他、畝状遺構等が検出されているため、畑地として利用されていたと考えられる。

近代

近代の遺構としては、七堂伽藍跡の小出川河川改修地点で、JR相模線の煉瓦造りの旧橋脚が、また西方貝塚の西側崖面部分で防空壕が発見されている。

イ 史跡下寺尾官衙遺跡群の概要—官衙遺跡

下寺尾官衙遺跡群は、今から約1300年前のもので、官衙とは役所のことである。当時は律令国家体制の下で政治が行われていた時代で、国家を国—郡—里という形で統治していた。全国は約

66ヶ国に分かれており、現在の神奈川県は、相模国と武蔵国の一部にあたる。地方の国には都から役人（国司）が派遣されるとともに、地方を統治する役所（国衙）が所在する国府が置かれ、その下の郡には郡家（郡衙）と呼ばれる役所が設けられていた（大宝律令以前に「郡」は「評」といった）。相模国には8郡が存在しており、現在の茅ヶ崎市は高座郡に該当していることから、下寺尾で発見された官衙遺跡は、相模国高座郡の郡役所の跡であることが明らかとなった。

郡家は、郡庁・正倉・館・厨などの施設で構成され、国府より古い7世紀末頃には成立していたと考えられている。都から派遣された国司の下で郡の政治を司る地方官が郡司である。郡司には、主に地元の有力な豪族が世襲的に任じられ、6年（後に4年）の任期で赴任する国司と違い、任期のない終身官であった。郡司は、国司の下で租税の取り立てや保管、運用などを行うほか、郡内の民政や裁判もつかさどり、地方行政の実務を執り行っていたため絶大な権限を保持していた。また地方の有力豪族としての伝統的な権威とともに豊富な財力も有していた。彼らは国分寺の造営以前から当時舶来の仏教文化を積極的に取り入れ、その豊富な財力で郡家周辺に寺院を建立したものと考えられる。

下寺尾官衙遺跡群は、官衙の全体像や成立から廃絶までの変遷を把握することができ、古代における地方官衙の構造や立地を知る上で重要であり、下寺尾廃寺は、仏教関係遺物の出土も多く、寺院の伽藍配置などの具体的な構造や寺院のあり方を明らかにする上で貴重であることが評価され、その主要部分が国の史跡に指定された。

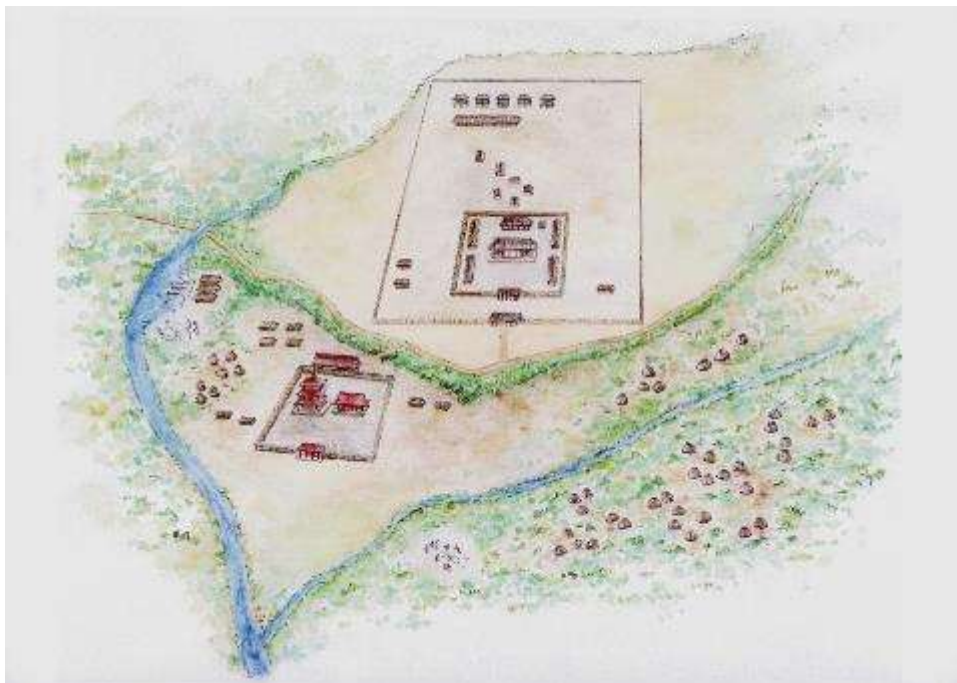


図 25 下寺尾官衙遺跡群景観推定復元図 構成：田尾誠敏 画：霜出彩野
(平成 20 年(2008)作成)

ウ 史跡下寺尾西方遺跡の概要

西方遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に限られて営まれた環濠集落で、これまでに環濠や竪穴住居が確認された。環濠は2条あり、不整の円形を描きながら、集落を形成している竪穴住居を囲んでいる。弥生時代の竪穴住居及びその可能性がある遺構はこれまでの調査で58棟が確認され、土器や石器、鉄器などの遺物が出土した。内側の環濠に囲まれた範囲は東西約200m×南北約250m、外側の環濠に囲まれた範囲は東西約400m×南北約250mとなっており、竪穴建物やそれぞれの環濠から出土した土器の比較から、先に内側の環濠が造られ、その後外側の環濠が造られたと考えられている。

拡大後の集落範囲は南関東最大級の規模となっており、西方遺跡は南関東における拠点集落の一つと位置付けられている。また、竪穴住居の消長により集落の成立から解体までの過程を知ることができ、出土資料から利器が石器から鉄器へ移行していく時期の在り方を示していることから、弥生時代中期社会の様相を知る上で重要であると評価され、その主要部分が史跡下寺尾官衙遺跡群と大きく重なる形で国の史跡に指定された。



写真 41 弥生時代環濠集落の環濠跡
(V字形)

(かながわ考古学財団調査報告 157)

『下寺尾西方A遺跡』より転載)

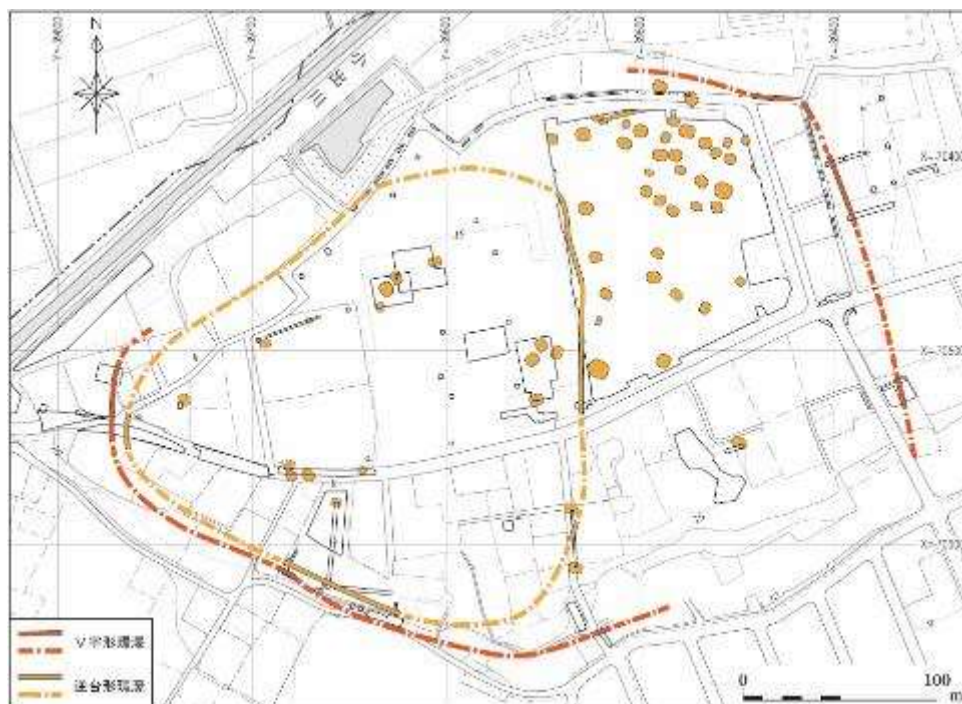


図 26 史跡下寺尾西方遺跡遺構分布図

年表と構成要素の整理